

令和2年度 公共工事の現状と今後の取り組み

令和2年8月

国土交通省 九州地方整備局

技術管理課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism , Kyusyu Regional Development Bureau

★★★ 目 次 ★★★



1. 公共工事の現状	3	7. 工事の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注	
2. 新型コロナウイルスへの対応	16	・工事の入札契約制度	163
3. 円滑な施工体制の確保	41	・総合評価落札方式の評価の見直し	175
4. 新・担い手3法について		・工事の積算	198
・新・担い手3法の概要	72	8. 工事の施工効率と品質向上対策	
・発注関係事務の運用に関する指針	75	・施工効率と品質の向上対策	215
・発注者協議会・発注者間の連携	83	・土木工事の品質確保対策	229
5. 働き方改革		・工事の安全対策	231
・週休2日の推進に向けた取り組み	90	・建設副産物の取り組み	232
・建設キャリアアップシステム	105	9. 業務の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注	
6. i-Constructionの取り組みについて		・業務の入札契約制度	240
・i-Constructionの取り組み概要	111	・業務の積算等	252
・ICT活用工事	113	10. 業務の効率と品質向上対策	
・全体最適の導入	130	・設計業務の品質確保対策	257
・施工時期の平準化	133	(参考) 駆け込みホットライン	273
・BIM/CIMの取り組み	135	(参考) 国土強靱化と2019年度予算	276
・i-Constructionサポート体制	158	(参考) 九州地方整備局HP掲載箇所	281
・建設機械関係の補助等	160		

1. 公共工事の現状

地域を支える建設産業への期待

- 建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲ 修繕・耐震補強



▲ 国道メンテナンス



▲ 橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台県建設業協会）



作業後



- (一社)熊本県建設業協会
地震直後より、熊本県との災害時協定」より支援活動を実施。

「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲ 地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



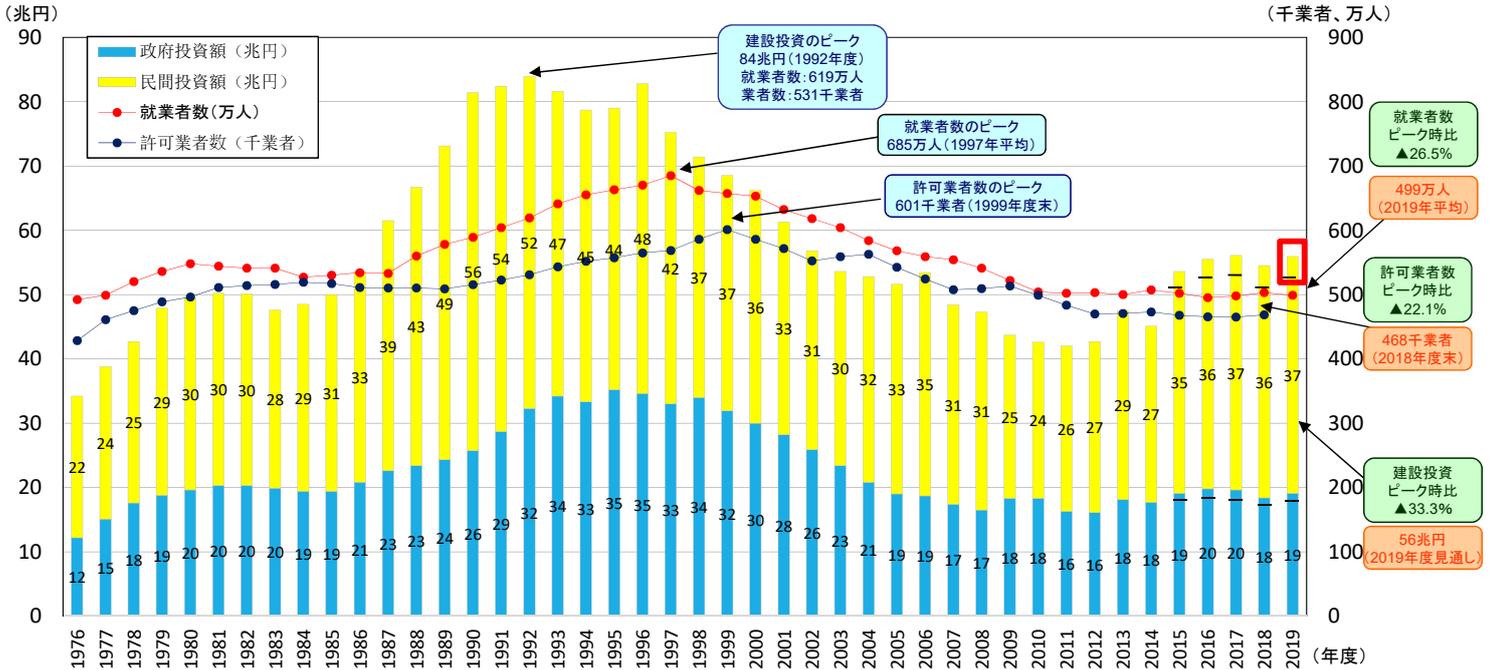
▲ 林建協働(岐阜県飛騨地域)



▲ 建設と農業の多能工(愛媛県)

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2011年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2019年度は約56兆円となる見通し（ピーク時から約33%減）。
- 建設業者数（2018年度末）は約47万業者で、ピーク時（1999年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（2019年平均）は499万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については2016年度まで実績、2017年度・2018年度は見込み、2019年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

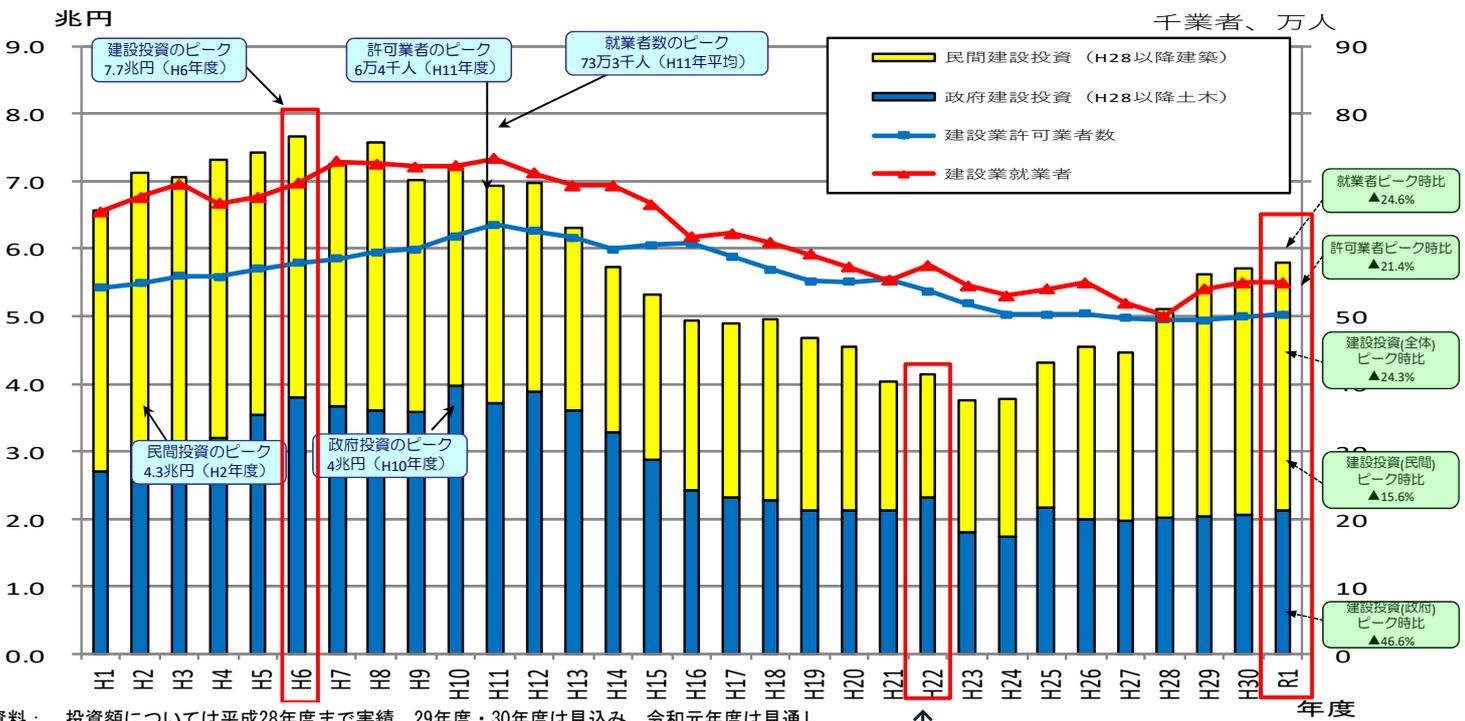
注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年（2015年）産業連関表の公表に伴い、2015年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたことと、2011年以降の投資額を遡及改定している

公共工事の現状(九州の建設投資、許可業者数及び建設就業者数の推移)

- 建設投資額（令和元年度見通し）は前年度1.4%増の5.79兆円で、ピーク時（6年度）から約24.3%減。
- 建設業者数（令和元年度末）は約5万業者で、ピーク時（11年度末）から約21.4%減。
- 建設業就業者数（令和元年平均）は約55万人で、ピーク時（11年平均）から約24.6%減。

全国比 9.2%
全国比 11.0%
全国比 11.6%



資料：投資額については平成28年度まで実績、29年度・30年度は見込み、令和元年度は見通し（H29以降は、建築＝民間投資、土木＝政府投資として作成している）

許可業者数は、国土交通省調べ（各年度末現在）

就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成（年平均）

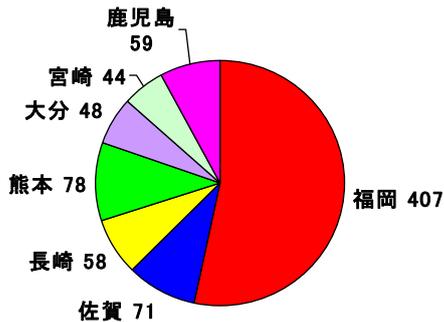
↑
ピーク時(H6)の52.5%

●九州の建設業許可業者数(令和2年3月31日現在)

※括弧書きは平成31年3月末現在からの増減

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
(昨年度からの増減) 大臣許可	(▲1) 407	(▲1) 71	(2) 58	(1) 78	(▲1) 48	(▲1) 44	0 59	(▲1) 765
(昨年度からの増減) 知事許可	(440) 20,534	(36) 3,090	(25) 4,876	(170) 6,633	(45) 4,492	(2) 4,299	(93) 5,557	(811) 49,481
対ピーク年度末比減少率 (ピーク年度)	▲20.1% (H11)	▲25.5% (H11)	▲21.8% (H16)	▲19.4% (H11)	▲15.6% (H11)	▲32.6% (H11)	▲16.0% (H15)	▲20.9% (H11)
(昨年度からの増減) 計	(439) 20,941	(35) 3,161	(27) 4,934	(171) 6,711	(44) 4,540	(1) 4,343	(93) 5,616	(810) 50,246

大臣許可業者 (766)



知事許可業者 (49,146)



●九州の建設業就業者数

【総務省労働力調査(九州)より】



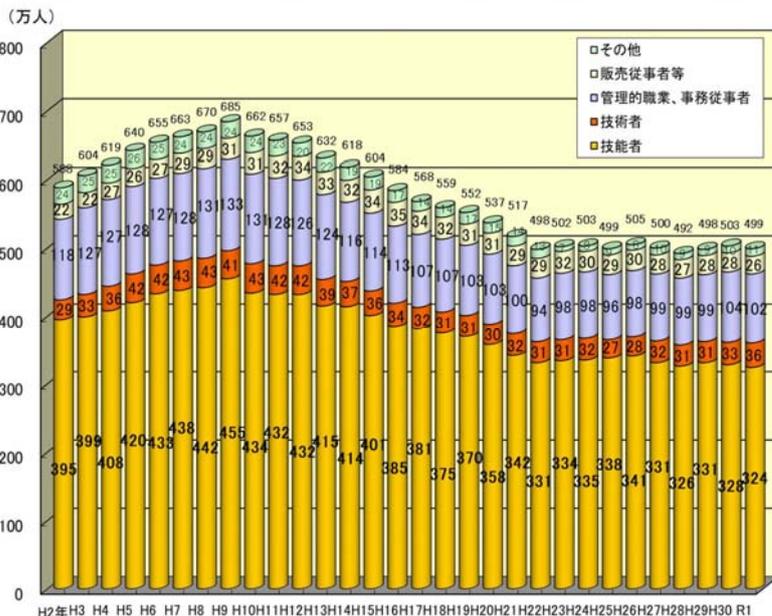
建設業就業者の現状

技能者等の推移

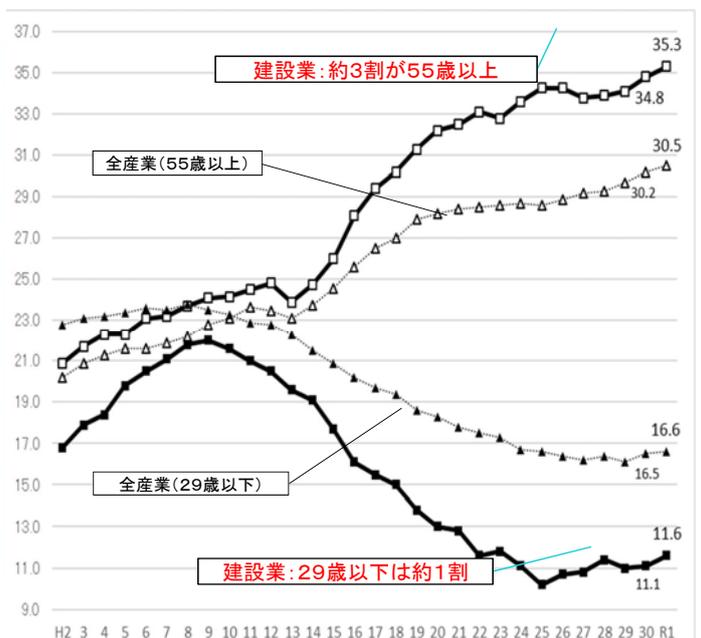
- 建設業就業者: 685万人(H9) → 498万人(H22) → 499万人(R1)
- 技術者: 41万人(H9) → 31万人(H22) → 36万人(R1)
- 技能者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 324万人(R1)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成30年と比較して55歳以上が約1万人増加、29歳以下は約2万人増加。



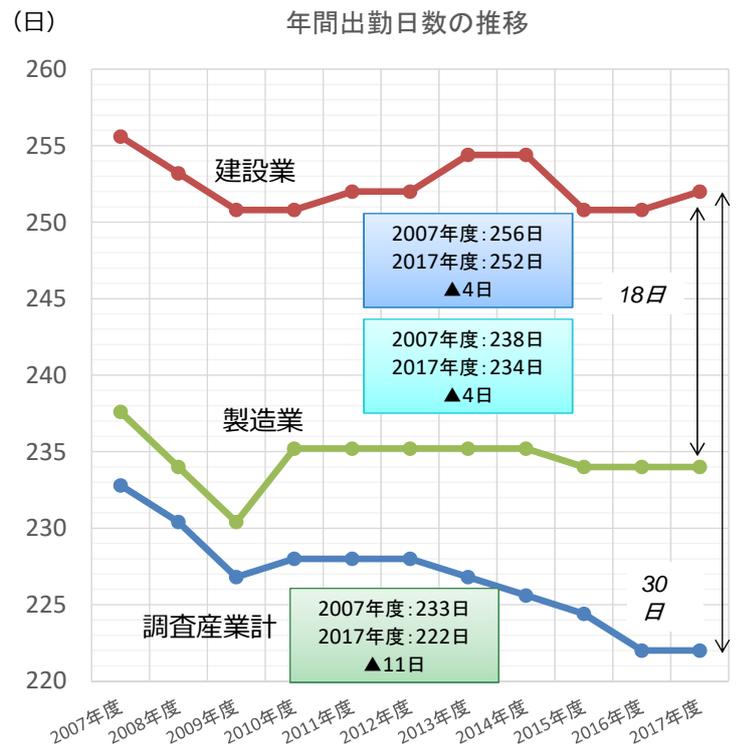
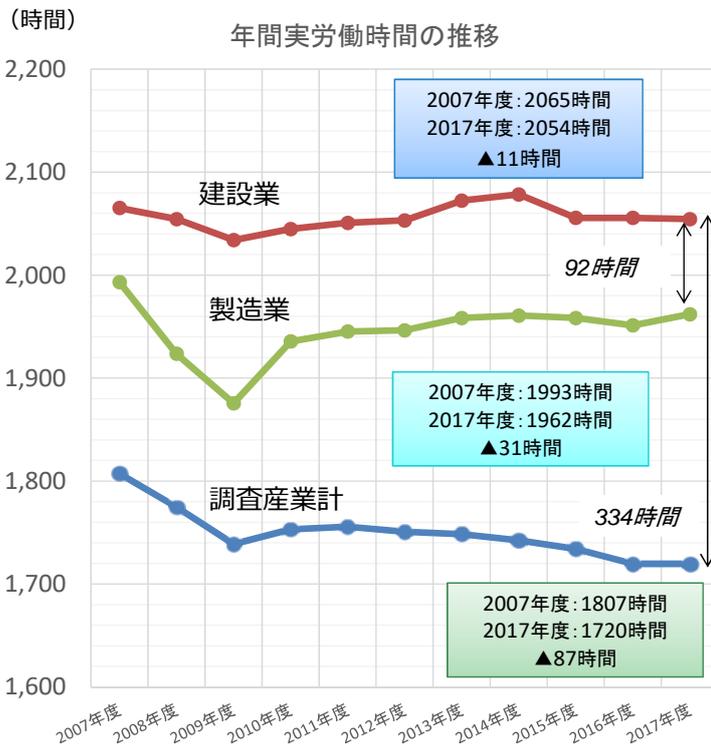
出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

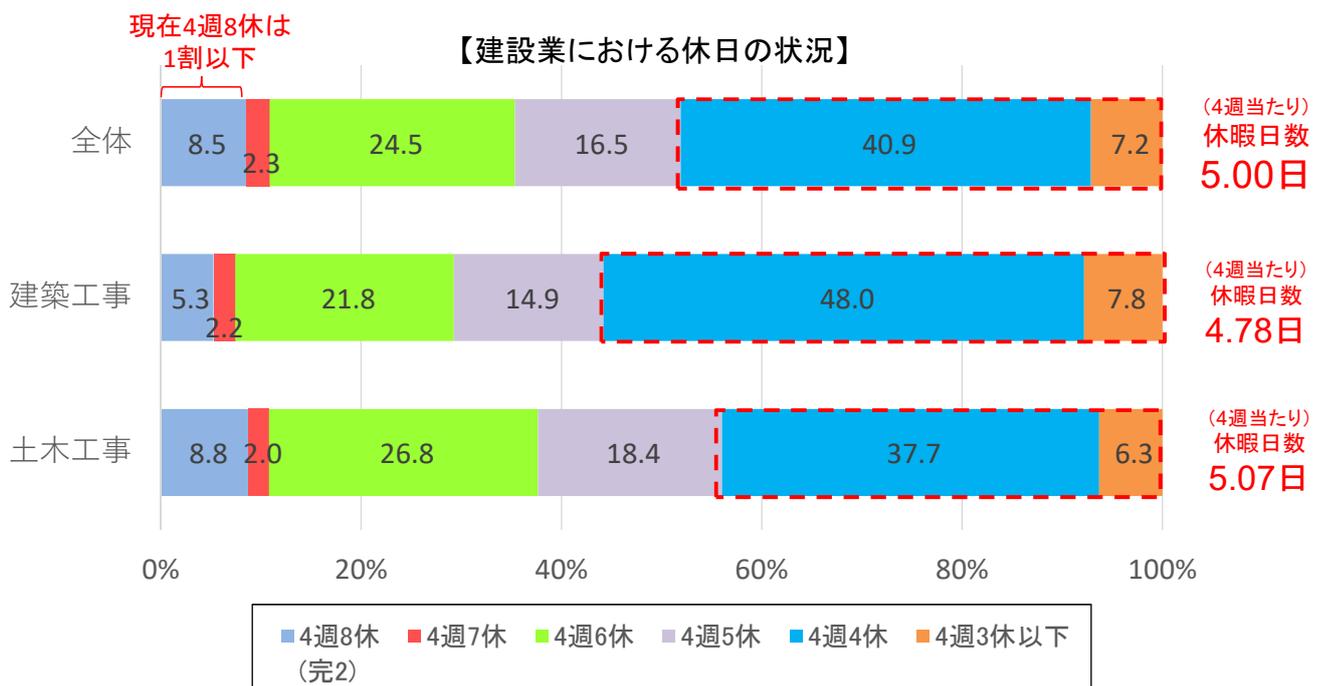
○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年前と比べると、全産業では約87時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約11時間の減少）であり、大幅な改善は見られない。



※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における技術者の休日の状況

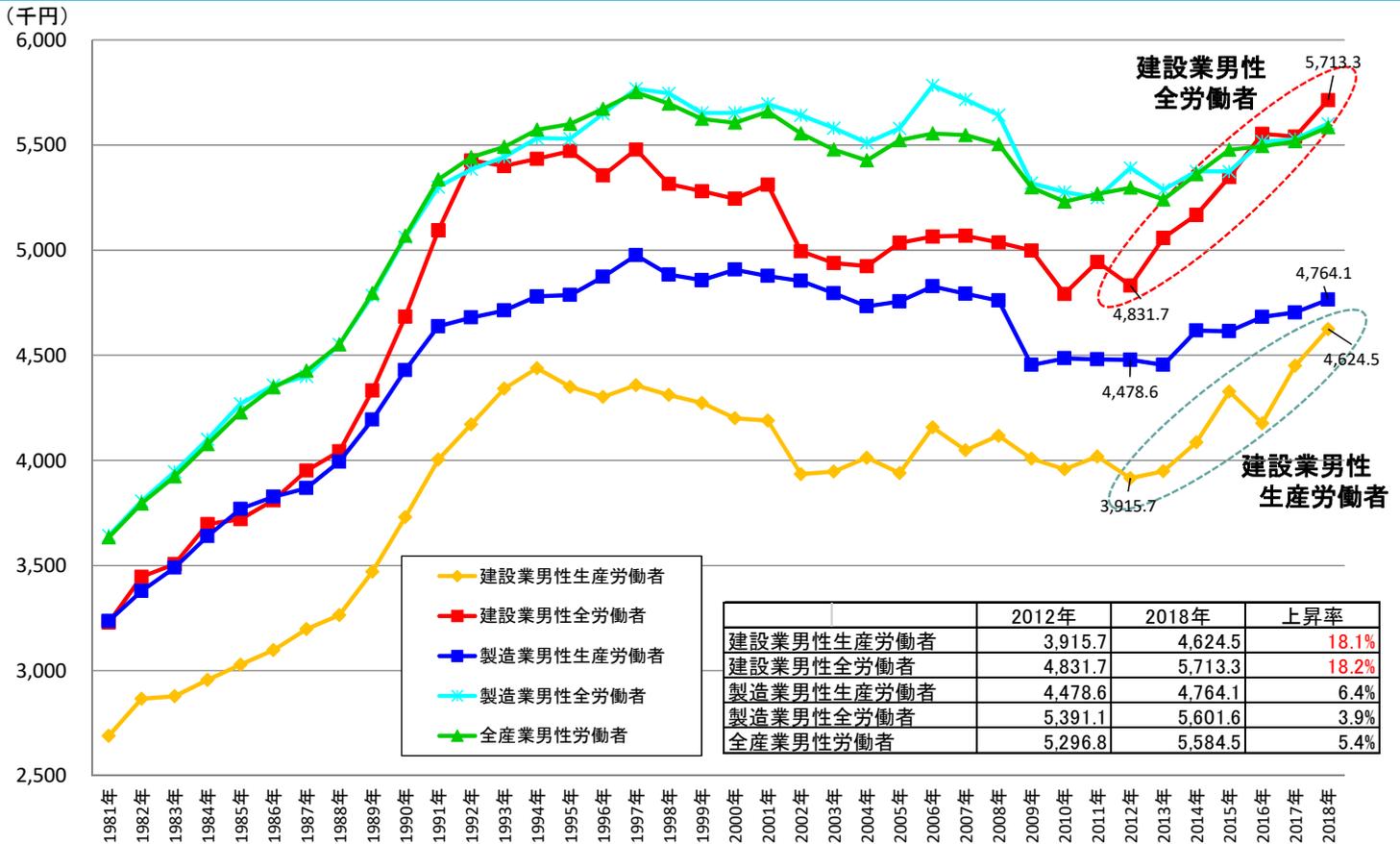
○ 建設工事全体では、約半数が4週4休以下で就業している状況。



【注】

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。 出典：日建協「2017時短アンケート(速報)」を基に作成
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

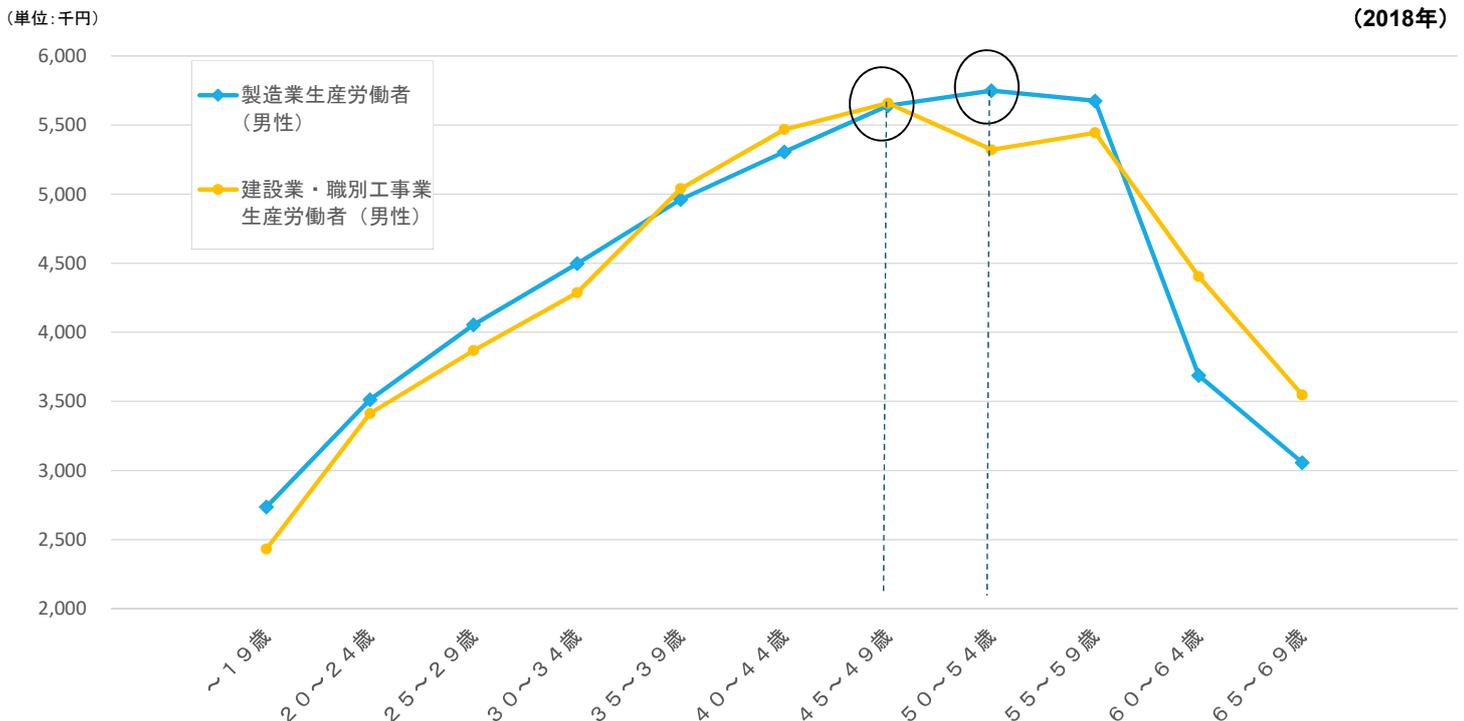


(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与其他特別給与額

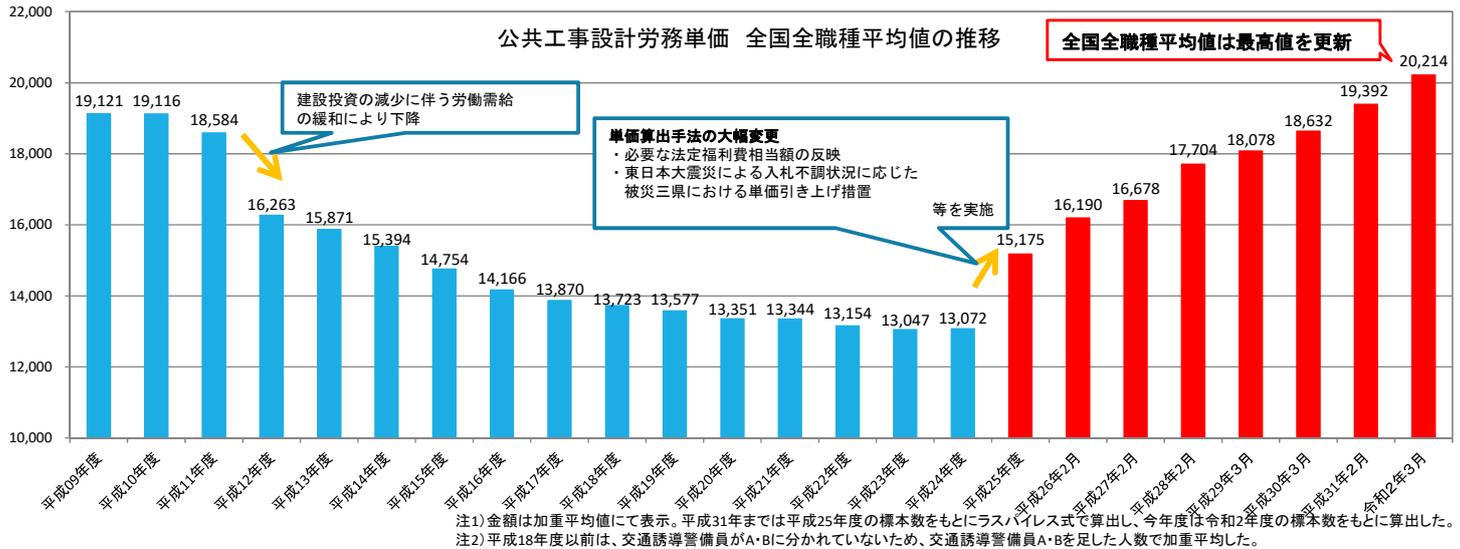
年齢階層別の賃金水準

- 製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



出典: 平成30年賃金構造基本統計調査

○全国全職種平均値は最高値を更新し、20,000円の大台を突破。



○伸び率については、8年連続の引き上げとなったが、全国平均の伸び率は過去8年間では最小の数値。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	H24比
全国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	+51.7%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	+68.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

公共工事の現状(令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について)

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (H25より継続)
- (3) 労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえて、**義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映**

全職種

全国 (20,214円) 平成31年3月比；+2.5% (平成24年度比；+51.7%)

主要12職種

職種	全国平均値	平成31年度比	職種	全国平均値	平成31年度比
特殊作業員	22,137円	+1.9%	運転手(一般)	19,675円	+1.9%
普通作業員	18,895円	+1.9%	型枠工	25,146円	+2.6%
軽作業員	14,517円	+2.1%	大工	23,315円	+2.4%
とび工	24,855円	+2.5%	左官	24,202円	+2.6%
鉄筋工	24,807円	+2.6%	交通誘導警備員A	14,053円	+2.4%
運転手(特殊)	22,633円	+1.9%	交通誘導警備員B	12,321円	+2.2%

- 建設業における労働環境は他産業に比べて厳しく、若手が入職・定着しづらい状況
 - ・ 休日の取得状況は、約7割の人が4週4休以下で働いている
 - ・ 死傷事故(千人率)は、製造業と比較して高い水準にあり、近年は横ばい
 - ・ 事故要因としては、建設機械との接触による事故が多く、墜落と合わせると全体の4割弱を占める

若者等の入職と就業継続

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

【収入・福利面】

- 収入の低さ
- 社会保険等の未整備

【休日確保や労働環境】

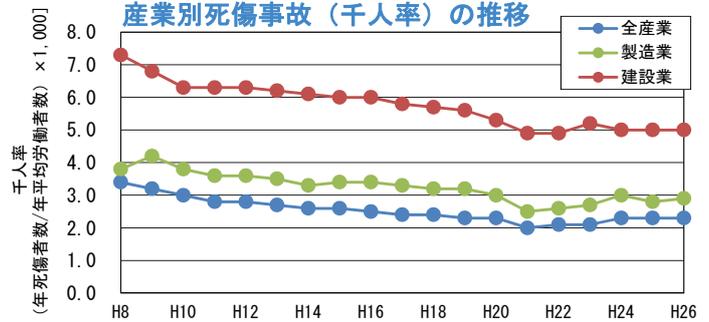
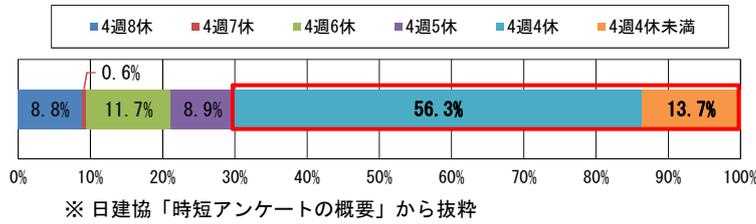
- 仕事のきつさ
- 休日の少なさ
- 作業環境の厳しさ

【働くことへの希望、将来への不安】

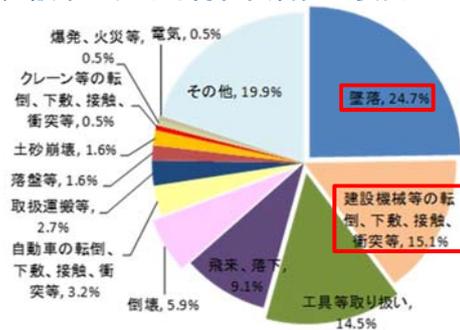
- 職業イメージの悪さ
- 仕事量の減少への不安

※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

建設業の休日について



建設業における労働災害発生要因



2. 新型コロナウイルスへの対応

- 入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い、受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。
- 感染拡大防止に要する費用の計上
- 「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底・評価。

<入札契約>	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長 ・感染拡大防止に伴う一時中止措置等により完成しない工事等の取扱い ・施工能力評価型の継続教育（CPD）の取扱い ・提出書類の簡素化 ・ヒアリング
<設計積算>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策に要する費用の計上
<施工段階>	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者の途中交代要件に追加 ・遠隔臨場の積極的活用 ・テクリス・コリンズの提出期限の延長 ・感染拡大防止対策を成績評点で評価

【競争参加資格確認申請及び資料等の提出期限の延長】

「「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」の運用について」（令和2年4月9日付け事務連絡）にて運用

■下表の標準的日数の範囲の中で、できる限り日数を確保する。

工事	施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）	業務	簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）		
調整時期	標準的日数	調整時期	型	標準的日数	
入札説明書の交付 ～競争参加確認資料等の提出期限	10日～25日	公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易型	10日	
競争参加確認資料等の提出期限 ～競争参加資格の確認・通知	10日～20日	指名・非指名の通知 ～技術提案書の提出期限	標準型	10日	
			簡易型	10日～20日	
			標準型	15日～25日	
業務	簡易公募型・標準プロポーザル方式	業務	価格競争入札方式		
調整時期	型	標準的日数	調整時期	型	標準的日数
公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易公募型 プロポーザル	10日	公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易公募型	10日
	標準プロポーザル	10日		指名	10日
選定・非選定の通知(簡易公募型) 提出要請書の送付(標準プロポーザル) ～技術提案書の提出期限	簡易公募型 プロポーザル	15日～25日			
	標準プロポーザル	10日～20日			

【新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等についての取り扱い】

工事

今回の一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できることとする。但し、工事実績として申請時には、申請時点で最終のコリンズの工事カルテの写し及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を提出させること。

業務

今回の一時中止措置等を行ったものに限り、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。但し、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を提出させること。
また、当該業務のうち、完成予定が令和2年3月末迄であったものに限り、令和2年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。

【施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）の「継続教育（CPD）の状況」オプション項目について】

工事

継続教育（CPD）の単位を各団体推奨単位以上取得
（証明日がH31年4月1日から技術資料等提出期限以内であること。単位取得証明期間は、H31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること。）

（現行）

（証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。）

18

【提出資料の簡素化】

工事

施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施行上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が3億円未満（分任官特例を適用する場合はその範囲）の工事については、施工能力評価型Ⅱ型(※1)を積極的に活用する。

※1：企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

業務

令和2年4月15日付け事務連絡「業務発注における「プロポーザル方式等における技術提案簡素化型」の試行(※2)について」のとおり、適用可能な業務については積極的に活用する。

※2：プロポーザル方式、総合評価落札方式（簡易型・標準型）を対象として、技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数制限を設ける試行業務である。

【ヒアリングについて】

業務

ヒアリングは実施することを前提として公示し、選定・非選定の通知時点で実施の可否を判断するものとする。ヒアリングを実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。

19

■追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合、必要と認められる対策については設計変更により費用を計上。

(費用の例) ※必要と認められる対策は現場毎に受発注者間で協議

＜共通仮設費＞

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

＜現場管理費＞

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費



※上記例のほかにも、必要と認められる対策については設計変更可能

※ただし、感染拡大防止に要する費用は、現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外

※費用の計上においては、領収証や請求書等により実際に要した費用を確認

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて 令和2年7月3日事務連絡

	通知日	区分	計上項目	積算方法	コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減対策の例										
新型コロナウイルス感染防止対策	R2.4.20通知	共通仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ● 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更	<ul style="list-style-type: none"> ● マウスシールド・フェイスシールド ● 冷感素材のマスク等 										
		現場管理費	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ● 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ● 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費 ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更											
熱中症対策	H29.3.15通知	共通仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場環境改善費(K) $K = i \cdot P_i + \alpha$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">計上項目</th> <th style="background-color: #ffffcc;">実施する内容(率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等</td> </tr> <tr> <td>嵩増関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等</td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等	嵩増関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等	率計上積上げ	<ul style="list-style-type: none"> ● スポットクーラー、扇風機等 ● ドライミスト発生装置 ● 送風機等 ● テント付きの屋外休憩所
	計上項目	実施する内容(率計上分)													
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等														
嵩増関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等														
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策														
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等														
R1.5.22通知	現場管理費	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 補正值(%) = 真夏日率 × 補正係数(1.2) 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 ※真夏日：日最高気温が30度以上の日 </div> <div style="margin-top: 5px;"> ⇨ 当面の間、日最高気温28度以上の日を真夏日とする </div>	補正	<ul style="list-style-type: none"> ● マスクと併用可能な空調機器等 (空調機能付き作業服、首掛けクーラー等) ● 冷感スプレー等 											

■新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防の取り組みとして、現場管理費補正の算出方法を見直し。

現場管理費の対策

○工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加(令和元年度～)

対象工事・対象地域

○工事：主たる工種が屋外作業である工事(工場製作工事は除く) ○地域：全国

補正方法

○補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する(令和2年度一部見直し)

$$\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

- ・真夏日：日最高気温が28度以上の日
- ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期
- ・補正係数：1.2

見直しの内容

真夏日の定義を見直し

日最高気温
30度以上



28度以上

○特記仕様書を追加して、交代が可能であることを明確化

配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、または退職等、真にやむを得ない場合のほか、**下記に該当する場合**である。

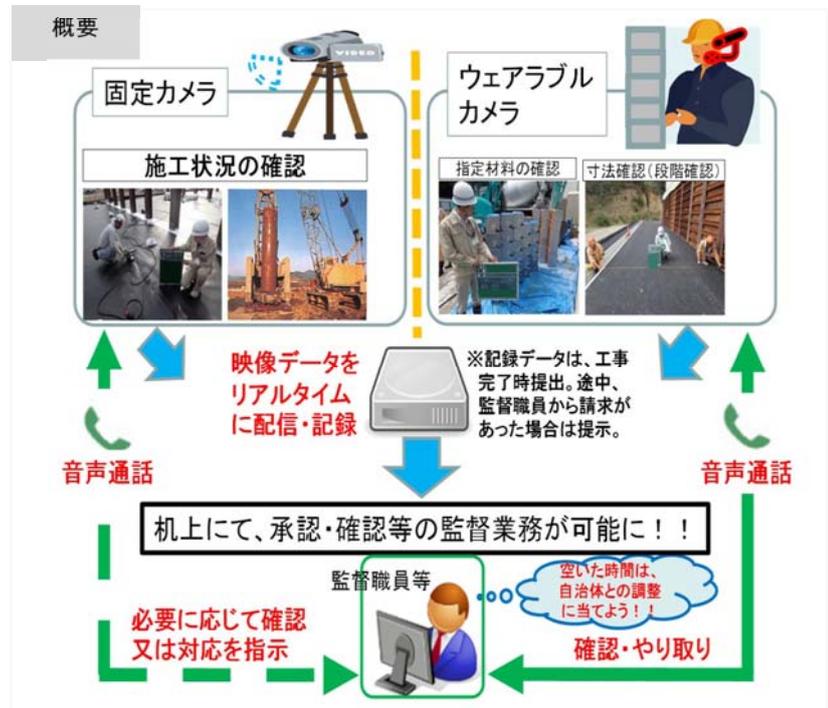
- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- ③一つの契約工期が多年に及ぶ場合。

④新型コロナウイルス感染症対策による**学校等の臨時休業に伴う育児**、**新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等**、**新型コロナウイルスに関連した理由**により配置技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合。(追加)

○当面の間、すべての工事を遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）とする

試行工事（発注者指定型）とは？

- ・契約後、受注者から試行可能の回答が得られた場合において試行を実施。
- ・試行にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・試行を実施しなくてもペナルティはなし。



24

○テクリス、コリンズの提出期限の延長

○テクリス、コリンズの登録は、受注時は契約後から、変更時は変更があった日から、完成時は完成後から、それぞれ土、日、祝日を除く10日（工事）もしくは15日（業務）以内に登録することとなっているが、受注者からコロナウイルス感染防止対策のためやむを得ず発注者への提出（確認）が遅れ、提出期限の延長を求める旨連絡があった場合は、承諾する。

25

- ・新型コロナウイルスの感染防止対策として関係者を集めて協議会や訓練（以下、訓練等）を実施することが適正でないと判断される場合は、協議会等の実施時期の調整や参加者を分割して協議会等を実施した場合等においても成績評点で評価する。

例) 複数の少人数のグループに分けて、1ヶ月の間に複数回実施した場合。
実施すべき月に実施困難であったため、翌月に2回実施した場合。 等

○主任技術評価官の評価対象項目

(審査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 Ⅲ. 安全対策)

- 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。
- 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。

(参考) 建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィカメラによる体温計測



現場



事務所

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とにならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



空気清浄機を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 (時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等) 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 (現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 (ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 (室内作業や型枠組立、内装工事など) 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

内装工事等、室内の現場における取組等

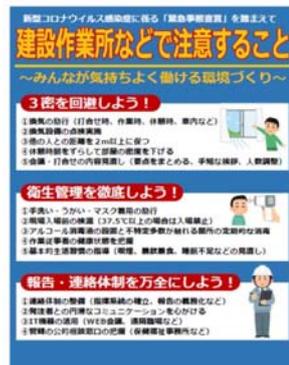
- 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
- 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
(入口に掲示等を行い周知、室内は窓を開けて換気)
- 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
(また、職種別に作業日を分散して、1日の現場入場人数を制限)
- 室内には換気装置を設置し、換気を実施
- 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施
(データの共有、相互確認が可能)
- 作業用エレベーターは3密の回避のため使用のルール化
(定員制限やポスター掲示による周知徹底、乗降時や階数ボタン等の消毒の徹底)



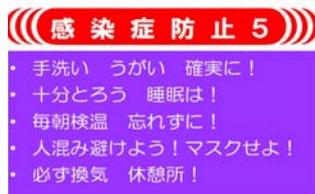
建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ④

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

- 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



【コロナ感染防止10則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉を覚えて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告



【建設現場『三つの密』の回避等】 朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保、参加者は職長等の必要人数になるべく限定



立ち位置をマーキングして配列間隔を確保



朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施。発熱があれば入場を制限



毎日の体温と体調を記録・チェック

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える

サーキュレーターや空気清浄機を設置

○その他

- ・毎日の工事打ち合わせを V-CUBE で実施
- ・発注者との週間工程打ち合わせを Zoom で実施
- ・立会が必要な場面において FaceTime を活用 等

※上記は報告のあった事例であり、活用するツール等については各自で適切に検討をお願いします

【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保



施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



詰所における時差休憩の導入



(当該事例)
午前休憩:A班 09:45~10:15、B班 10:15~10:45
昼休憩:A班 11:30~12:30、B班 12:30~13:30
午後休憩:A班 14:45~15:15、B班 15:15~15:45



食堂はバイキングから個別配膳に変更、人数も使用予定表を掲示して制限

開始時間	A班	B班	C班	D班
18:30	AA	BB	CC	DD
19:00	CA	FB	GC	HD
19:30	DA	EB	FC	GD



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に「取り決め表」を掲示 等

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



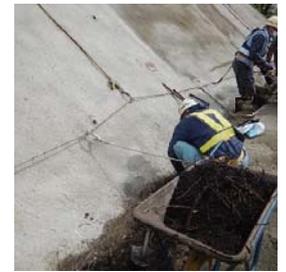
現場移動では同乗を避けて個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



作業時のマスク着用



携帯webカメラで撮影した現場状況がテレワーク実施者のPCへ表示



作業場所での手洗い励行



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

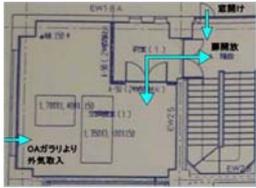
【建設現場『三つの密』の回避等】 内装工事等における取組・工夫の例



- 2020年4月10日
内装工事におけるコロナ感染防止対策ルール
- 作業は1部屋につき1人ずつ!
 - 作業員同士の間隔2m以上!
 - 脚立・伸高等の使用後はスプレーで除菌する!
 - 工具の貸し借りの際はスプレーで除菌する!
 - 仮設ELV使用後は操作盤等をスプレーで除菌する!
 - むやみやたらに周囲を触らないこと!



内装工事等、住戸内・密室内の作業では人数を制限し、ポスター等の掲示で周知。作業を少人数で分担するため、工程を調整して作業員数を削減



室内の作業現場では、扉・窓の開放によって作業エリアを自然換気。必要に応じ扇風機も併用

換気設備の活用



送風機を稼働し、埃を外部へ排出



空気清浄機の使用



天井裏の作業は換気が難しいため、空間除菌剤を設置



こまめに粉塵等を処理

【建設現場『三つの密』の回避等】 室内におけるその他の取組・工夫の例



工事用エレベーターの定員を限定、ポスターを掲示



エレベーターにおける人数制限、乗車位置を設定



現場内の昇降機を荷物専用として運用



廊下通行も並列歩行を回避



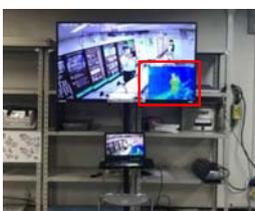
フェイスガードを装着 (打ち合わせ時にも装着)



チャットツールを導入し、遠隔指示を通じて作業ができる環境を整備



現場等の入口にサーモグラフィ等を設置し、体温を測定



のど飴の設置 (味覚異常の確認)



携帯型音声通訳デバイスを用いた外国人労働者への注意喚起



※当該事例では「ポケットク」を活用

新型コロナウイルスの出現に伴い、マスクの着用や三つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、建設現場では熱中症予防のための様々な取組・工夫が実践されている

マスク着用に関する取組事例

- マウスシールドやフェイスシールドの活用
- 冷感素材等を用いたマスク等の活用
- マスクと併用可能な空調機器等の活用
(空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等)
- 現場作業において、特に不要な場合はマスクを外す 等
(屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業などマスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等)



マウスシールド等の活用 フェイスシールド等の活用 冷感素材のフェイスマスクの活用

現場作業や休憩所に関する取組事例

- 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
- ドライミスト発生装置の設置
- 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
- テント付きの屋外休憩所の設置
- 休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用 等



空調機能付きの作業服の活用 首掛けクーラー等の活用 マスクを外してよい条件を設定

3密回避
住戸内は一人作業限定
窓開け & 送風機推奨
暑さ対策
一人作業
作業中に
作業員に
マスクを外して作業OK
熱中症注意



スポットクーラー等の活用 屋外休憩所にドライミスト発生装置等を設置 扇風機や換気扇とエアコンを併用

別紙3 国土交通省 環境省 厚生労働省 令和2年6月

熱中症予防 × コロナ感染防止で

「新しい生活様式」を健康に!

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密(密接、密接、密閉)」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避ける、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

ウイルス 感染対策は 忘れずに!

熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう



新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



3. 円滑な施工体制の確保

円滑な事業執行に向けた取り組み【主な項目】

<p>〈入札契約〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業実績評価型の試行の積極的活用（技術者と企業の評価点見直し） P2 ◇チャレンジ型（Ⅰ・Ⅱ型、電気通信、機械、営繕）一括審査方式の積極的活用 P4 ◇維持工事等の実績評価 P30 ◇新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた柔軟な対応〔NEW〕 P11 ◇総合評価落札方式の適切な運用等 （技術者の実績等の要件緩和（技術者の実績等の要件を求めないことを含む）等） ◇不調の発生による未契約案件について不調随契を活用 ◇地域の実情に応じて、適切な規模・内容で発注 ・地域要件の緩和、発注ロットの拡大、河川事業と道路事業の組み合わせ発注等
<p>〈設計積算〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇応急復旧工事に限らず、見積を積極的に活用（当初） P14 ◇資機材単価の事前公表（特調に加え見積もりも） ◇見積もりによる適切な設計変更 （ブロック工不足地域の間知ブロック張工等、交通集中が見られる地域の安全費等 P15 新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する費用〔NEW〕） P17 ◇適正な工期設定 ・実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用、拡大 （余裕期間：6ヶ月△拡大、任意着手方式・フレックス方式の積極活用） P20 ・1 班体制での工期設定を基本とし余裕期間活用による前倒し発注 ◇時間的制約を受ける積算方式の見直し（山間地等における移動時間を考慮） P18 ◇施工条件明示の徹底（手引き〔案〕の策定） P21 ◇交通誘導警備員（B）の条件緩和 P30 ◇労働者や資機材の厳しい確保状況等を踏まえた適切な設計・施工への見直し P16
<p>〈施工段階〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇監理技術者の途中交代の緩和（工事目的物の施工完了時点での交代可能 P23 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する対応〔NEW〕） P24 ◇検査時の書類の簡素化の積極的活用（工事品質に関わる資料を中心に10種類程度に厳選） P25 ◇遠隔臨場への取り組み（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する対応）〔NEW〕 P26 ◇テクリス・コリンズの登録（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する対応）〔NEW〕 P27 ◇成績評価における取組 （維持修繕工事の評価項目を追加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する対応）〔NEW〕 P28

【背景】

- ▶ 現在試行中である企業実績評価型の技術者と企業の配点は、20点：20点と設定されているが、監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業への優先性を高める観点から企業評価をより重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

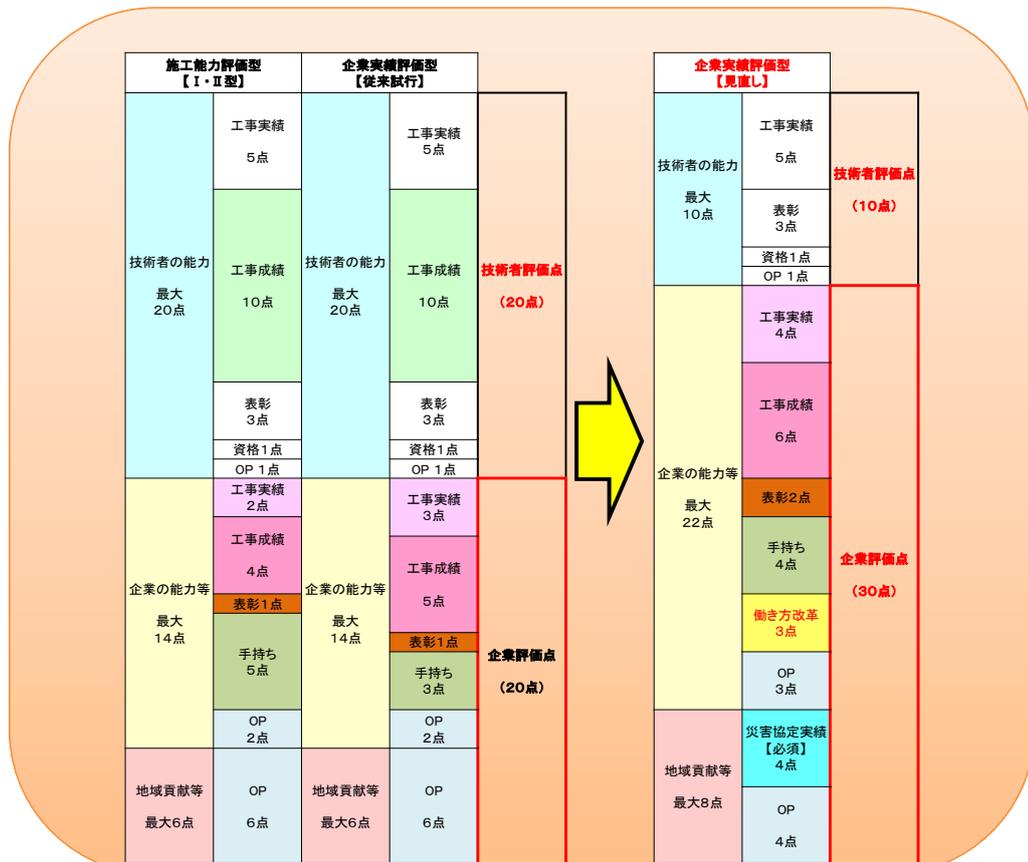
- ▶ 本試行は、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和することを目的として、現行の工事の配点を見直し、企業配点を高く設定するものである。

通常工事：配置予定技術者の能力等 20点 ⇒ 本試行：10点 【工事成績を求めない】
 企業の能力等 14点 ⇒ 本試行：22点
 地域貢献等 6点 ⇒ 本試行：8点 【災害協定実績は必須】

- ▶ 対象工事：分任官工事のうち、災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、高度な技術を要する工事、機械経の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事としているが、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事についても、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、適切に実施することとする。

- ▶ 適応時期：令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用することを基本とする。

【現行と見直し概要】



技術提案チャレンジ型の概要

- 現行の総合評価制度は、過去の実績評価のウエイトが大きいことため実績が少ない者の受注機会が制約される。
- 本試行は、地域を支える建設業者の受注機会拡大のため、企業や技術者の過去の実績を求めず、提案された施工計画を主な評価とし、受注機会のチャンスを拡大する試行工事である。

【評価基準 (施工能力評価型との比較)】

施工能力評価型

分類	評価項目	配点		
施工計画		-	-	
配置予定技術者の能力等	必須	工事実績	5.0	20
		工事成績	10.0	
		表彰(優秀技術者)	3.0	
		配置予定技術者の資格	1.0	
		継続教育(CPD)の状況	1.0	
	オプション項目	指定する工事の施工実績	1.0	
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0	
		その他	1.0	
		その他	1.0	
		その他	1.0	
企業の能力等	必須	工事実績	2.0	14
		工事成績	4.0	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0	
		工事の持ち手状況	3.0	
		配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	2.0	
	オプション項目	働き方改革	2.0	
		ICTの活用	2.0	
		下請け予定業者の表彰実績	1.0	
		〇〇工事の実績	1.0	
		新技術の活用	1.0	
		情報化施工技術の活用	1.0	
		ISOの認証取得状況	1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	1.0	
建設業退職金共済制度加入	1.0			
その他評価すべき項目	1.0			
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6
		維持工事等の実績	2.0	
		近隣地域内工事の実績	2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合計		40	-P4-	

技術提案チャレンジ型

分類	評価項目	配点		
施工計画		20.0	20	
配置予定技術者の能力等	必須	工事実績	-	-
		工事成績	-	
		表彰(優秀技術者)	-	
		配置予定技術者の資格	-	
		継続教育(CPD)の状況	-	
	オプション項目	指定する工事の施工実績	-	
		発注者の指定する資格保有技術者	-	
		その他	-	
		その他	-	
		その他	-	
企業の能力等	必須	工事実績	-	6
		工事成績	-	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	-	
		受注(契約)実績	4.0	
		配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	-	
	オプション項目	働き方改革	-	
		ICTの活用	2.0	
		下請け予定業者の表彰実績	-	
		〇〇工事の実績	-	
		新技術の活用	1.0	
		情報化施工技術の活用	-	
		ISOの認証取得状況	1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	1.0	
建設業退職金共済制度加入	1.0			
その他評価すべき項目	-			
地域貢献等	オプション項目	災害協定の締結	2.0	4
		維持工事等の実績	2.0	
		近隣地域内工事の実績	2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合計		30		

※P5参照

【I型・II型の評価表】

- 本試行工事については、当該年度の受注状況を考慮したI型（当該年度の受注（契約）実績の件数を評価）と新規参入企業の更なる受注機会拡大等を目的とするII型（過去の受注（契約）実績を評価）の2つのタイプにて実施。

I型

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%

評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注(契約)実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における当該年度の受注(契約)実績に応じて加点する。	5段階	0件 :A(4点) 1件 :B(3点) 2件 :C(2点) 3件 :D(1点) 4件以上:E(0点)	4.0

II型

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%

評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注(契約)実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における過去の受注(契約)実績に応じて加点する。	5段階	・過去5か年度及び当該年度の実績なし:A(4点) ・過去4か年度及び当該年度の実績なし:B(3点) ・過去3か年度及び当該年度の実績なし:C(2点) ・過去2か年度及び当該年度の実績なし:D(1点) ・過去2か年度及び当該年度の実績あり:E(0点)	4.0

評価の例(II型) ※令和2年度の場合

H26年度以前	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度(当該年度)	評価
実績有り							A(4点)
	実績有り						B(3点)
		実績有り					C(2点)
			実績有り				D(1点)
				実績有り			E(0点)
					実績有り		E(0点)
						実績有り	E(0点)

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

- ・受変電・発動発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加。(市発注の庁舎等の受変電・発動発電機工事) **(参入促進型)**
- ・地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている
- ・成績評定での加点は行わず、**施工実績で加点**

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

- ・建設業法における電気通信工事の資格を持った技術者に対して監理(主任)技術者としての経験を積ませることを目的に試行 **(担い手確保型)**
- ・配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない
- ・総合評価において、技術者の能力等は求めず、**企業の施工能力と施工計画のみで評価**

施工能力評価型			[電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)			
分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点	
施工計画	必須	工事実績	5.0	必須	工事実績	20.0
		工事成績	10.0		工事成績	-
		表彰(優秀技術者)	3.0		表彰(優秀技術者)	-
		配置予定技術者の資格	1.0		配置予定技術者の資格	-
		継続教育(CPD)の状況	1.0		継続教育(CPD)の状況	-
		指定する工事の施工実績	1.0		指定する工事の施工実績	-
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0		発注者の指定する資格保有技術者	-
		その他	1.0		その他	-
		企業の実績	2.0		企業の実績	14.0
		工事成績	4.0		工事成績	-
表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0	表彰、工事成績優秀企業の認定	-			
工事の手持ち状況	2.0	工事の手持ち状況	-			
配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	5.0	配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	-			
下請け予定業者の表彰実績	1.0	下請け予定業者の表彰実績	-			
〇〇工事の実績	1.0	〇〇工事の実績	-			
新技術の活用	1.0	新技術の活用	-			
情報化施工技術の活用	1.0	情報化施工技術の活用	-			
ISOの認証取得状況	1.0	ISOの認証取得状況	-			
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-			
建設業労働安全衛生防止協会加入	1.0	建設業労働安全衛生防止協会加入	-			
建設業退職金共済制度加入	1.0	建設業退職金共済制度加入	-			
その他評価すべき項目	2.0	その他評価すべき項目	-			
災害協定に基づく活動実績	2.0	災害協定に基づく活動実績	2.0			
維持工事等の実績	2.0	維持工事等の実績	2.0			
近隣地域内工事の実績	2.0	近隣地域内工事の実績	2.0			
継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0			
継続的な営業に基づく信頼度	2.0	継続的な営業に基づく信頼度	2.0			
工事の履歴かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	工事の履歴かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0			
専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	専門工種の施工機械自社保有状況	2.0			
合計		40	合計		40	

施工能力評価型			[電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)			
分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点	
施工計画	必須	工事実績	5.0	必須	工事実績	0
		工事成績	10.0		工事成績	-
		表彰(優秀技術者)	3.0		表彰(優秀技術者)	-
		配置予定技術者の資格	1.0		配置予定技術者の資格	-
		継続教育(CPD)の状況	1.0		継続教育(CPD)の状況	-
		指定する工事の施工実績	1.0		指定する工事の施工実績	-
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0		発注者の指定する資格保有技術者	-
		その他	1.0		その他	-
		企業の実績	2.0		企業の実績	5.0
		工事成績	4.0		工事成績	9.0
表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0	表彰、工事成績優秀企業の認定	-			
工事の手持ち状況	5.0	工事の手持ち状況	-			
配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	2.0	配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	-			
下請け予定業者の表彰実績	1.0	下請け予定業者の表彰実績	-			
〇〇工事の実績	1.0	〇〇工事の実績	-			
新技術の活用	1.0	新技術の活用	-			
情報化施工技術の活用	1.0	情報化施工技術の活用	-			
ISOの認証取得状況	1.0	ISOの認証取得状況	-			
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-			
建設業労働安全衛生防止協会加入	1.0	建設業労働安全衛生防止協会加入	-			
建設業退職金共済制度加入	1.0	建設業退職金共済制度加入	-			
その他評価すべき項目	1.0	その他評価すべき項目	-			
災害協定に基づく活動実績	2.0	災害協定に基づく活動実績	2.0			
維持工事等の実績	2.0	維持工事等の実績	2.0			
近隣地域内工事の実績	2.0	近隣地域内工事の実績	2.0			
継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0			
継続的な営業に基づく信頼度	2.0	継続的な営業に基づく信頼度	2.0			
工事の履歴かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	工事の履歴かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0			
専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	専門工種の施工機械自社保有状況	2.0			
合計		40	合計		20	

機械チャレンジ型 (1/2)【入札契約】

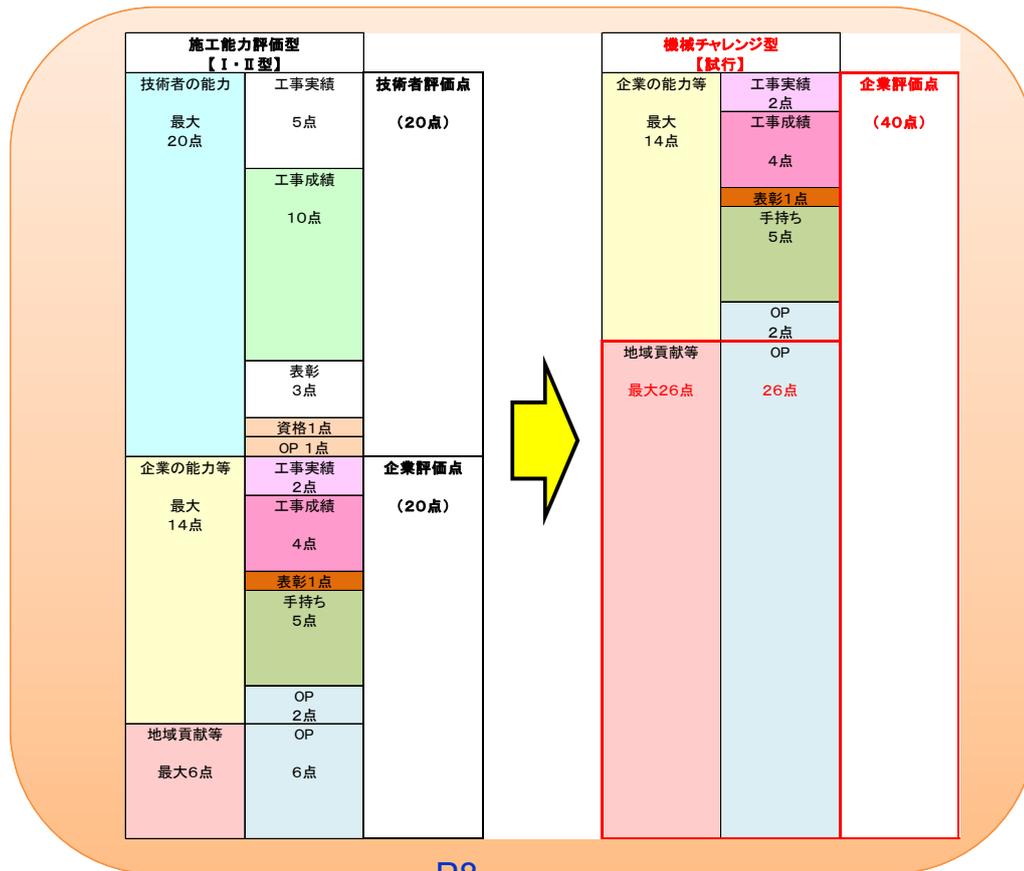
【背景】

- 現在、施工能力評価型(I型、II型)の技術者と企業の配点は、20点:20点と設定されているが、監理(主任)技術者の不足による入札不調対策及び技術者の担い手確保の観点から企業評価を重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

- 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、現行の工事の配点を見直し、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。
 - 通常工事：配置予定技術者の能力等 20点 ⇒ **本試行：0点** 【技術者の能力を求めない】
 - 企業の実績等 14点 ⇒ **本試行：14点**
 - 地域貢献等 6点 ⇒ **本試行：26点** 【修繕工事、点検業務の実績を評価】
- **対象工事**：分任官工事の機械系工事うち、**新設・更新の機械設備工事、監理(主任)技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することが出来るものとする。**
- **適応時期**：令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用

【現行と試行の概要】



-P8-

48

営繕チャレンジ型(1/2)【入札契約】

【背景】

- 営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。
- そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。
- また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。
- 以上を踏まえて、新たに「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

【内容】

- 配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。
- 企業の能力評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする。
- 直近の直轄工事実績がないほど評価点が高くなるような評価項目を追加し、新規参入や直轄工事実績の少ない企業の入札参加意欲を促す。
- 令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する営繕工事のうち工事の規模や内容、受注状況、地域の実情等を踏まえて、円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事に適用。

-P9-

49

【現行と試行の概要】

評価項目		施工能力評価型【Ⅱ型】配点		営繕チャレンジ型【試行】配点	
配置予定技術者の能力等	工事实績	5.0	20		0
	工事成績	10.0			
	表彰(優秀技術者)	3.0			
	配置予定技術者の資格(資格取得後の経験年数)	1.0			
	オプション項目(継続教育(GPD)の状況)	1.0			
企業の能力等	工事实績	2.0	14	10.0	18
	受注(契約)実績(直近の直轄工事实績がないほど加点)			4.0	
	工事成績	4.0			
	表彰	1.0			
	登録基幹技能者等の配置	2.0		1.0	
	オプション項目(労災共、建退共への加入等)	5.0		3.0	
地域貢献等(オプション項目)		6.0	6	12.0	12
合計		40		30	

※技術提案チャレンジ型(Ⅱ型)の配点を参照。

- ・合計点：30点とする
- ・配置予定技術者の能力等の評価を行わない
- ・企業の能力等と地域貢献等の配点比率を3：2とする
- ・受注(契約)実績を評価項目に追加

-P10-

【競争参加資格確認申請及び資料等の提出期限の延長】

「「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」の運用について」(令和2年4月9日付け事務連絡)にて運用

■下表の標準的日数の範囲の中で、できる限り日数を確保する。

工事	施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)	業務	簡易公募型競争入札(総合評価落札方式)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調整時期</th> <th>標準的日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札説明書の交付 ～競争参加確認資料等の提出期限</td> <td>10日～25日</td> </tr> <tr> <td>競争参加確認資料等の提出期限 ～競争参加資格の確認・通知</td> <td>10日～20日</td> </tr> </tbody> </table>	調整時期	標準的日数	入札説明書の交付 ～競争参加確認資料等の提出期限	10日～25日	競争参加確認資料等の提出期限 ～競争参加資格の確認・通知	10日～20日		<table border="1"> <thead> <tr> <th>調整時期</th> <th>型</th> <th>標準的日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限</td> <td>簡易型</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>標準型</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指名・非指名の通知 ～技術提案書の提出期限</td> <td>簡易型</td> <td>10日～20日</td> </tr> <tr> <td>標準型</td> <td>15日～25日</td> </tr> </tbody> </table>	調整時期	型	標準的日数	公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易型	10日	標準型	10日	指名・非指名の通知 ～技術提案書の提出期限	簡易型	10日～20日	標準型	15日～25日	
調整時期	標準的日数																						
入札説明書の交付 ～競争参加確認資料等の提出期限	10日～25日																						
競争参加確認資料等の提出期限 ～競争参加資格の確認・通知	10日～20日																						
調整時期	型	標準的日数																					
公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易型	10日																					
	標準型	10日																					
指名・非指名の通知 ～技術提案書の提出期限	簡易型	10日～20日																					
	標準型	15日～25日																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調整時期</th> <th>型</th> <th>標準的日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限</td> <td>簡易公募型プロポーザル</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>標準プロポーザル</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選定・非選定の通知(簡易公募型) 提出要請書の送付(標準プロポーザル) ～技術提案書の提出期限</td> <td>簡易公募型プロポーザル</td> <td>15日～25日</td> </tr> <tr> <td>標準プロポーザル</td> <td>10日～20日</td> </tr> </tbody> </table>	調整時期	型	標準的日数	公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易公募型プロポーザル	10日	標準プロポーザル	10日	選定・非選定の通知(簡易公募型) 提出要請書の送付(標準プロポーザル) ～技術提案書の提出期限	簡易公募型プロポーザル	15日～25日	標準プロポーザル	10日～20日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調整時期</th> <th>型</th> <th>標準的日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限</td> <td>簡易公募型</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>指名</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	調整時期	型	標準的日数	公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易公募型	10日	指名	10日
調整時期	型	標準的日数																					
公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易公募型プロポーザル	10日																					
	標準プロポーザル	10日																					
選定・非選定の通知(簡易公募型) 提出要請書の送付(標準プロポーザル) ～技術提案書の提出期限	簡易公募型プロポーザル	15日～25日																					
	標準プロポーザル	10日～20日																					
調整時期	型	標準的日数																					
公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易公募型	10日																					
	指名	10日																					

-P11-

【新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等についての取り扱い】

工事

今回の一時中止措置等を行ったものに関し、申請時点で完成していない工事も実績として申請できることとする。但し、工事実績として申請時には、申請時点で最終のコリンズの工事カルテの写し及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を提出させること。

業務

今回の一時中止措置等を行ったものに関し、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。但し、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を提出させること。
また、当該業務のうち、完成予定が令和2年3月末迄であったものに関し、令和2年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。

【施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）の「継続教育（CPD）の状況」オプション項目について】

工事

継続教育（CPD）の単位を各団体推奨単位以上取得
（証明日がH31年4月1日から技術資料等提出期限以内であること。単位取得証明期間は、H31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること。）

（現行）

（証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。）

-P12-

52

【提出資料の簡素化】

工事

施工計画の提出を求めず、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施行上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が3億円未満（分任官特例を適用する場合はその範囲）の工事については、施工能力評価型Ⅱ型(※1)を積極的に活用する。

※1：企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

業務

令和2年4月15日付け事務連絡「業務発注における「プロポーザル方式等における技術提案簡素化型」の試行(※2)について」のとおり、適用可能な業務については積極的に活用する。

※2：プロポーザル方式、総合評価落札方式（簡易型・標準型）を対象として、技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数制限を設ける試行業務である。

【ヒアリングについて】

業務

ヒアリングは実施することを前提として公示し、選定・非選定の通知時点で実施の可否を判断するものとする。ヒアリングを実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。

-P13-

53

■資機材単価の事前公表

○特別調査による資機材単価

- ・入札契約手続きにおいて「不調・不落」の発生要因となり得ることが懸念される資機材(主たる資機材)等は、引続き単価の事前公表を実施

○見積の徴収等により設定した材料単価

- ・当面の措置として、特別調査の場合と同様に単価の事前公表を実施

適切な設計変更【設計積算】

■厳しい施工条件を踏まえ、以下を対象に見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

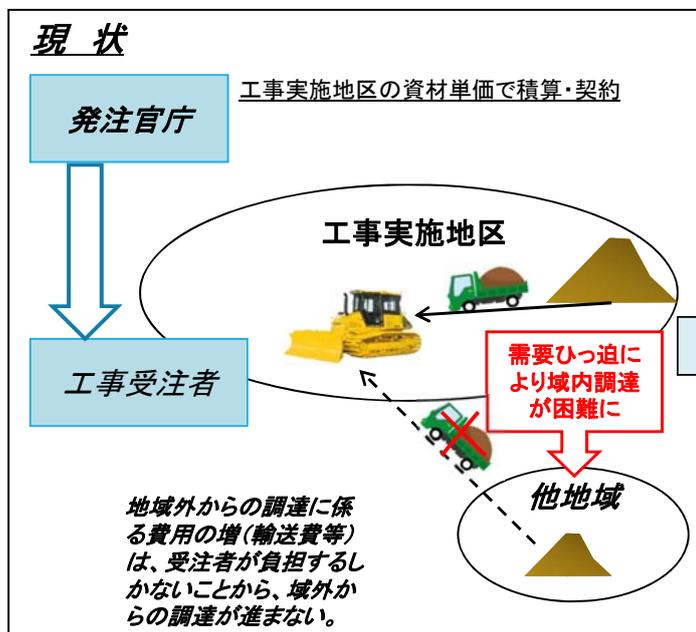
<設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工(伐木除根工)
- ・砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
- ・電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

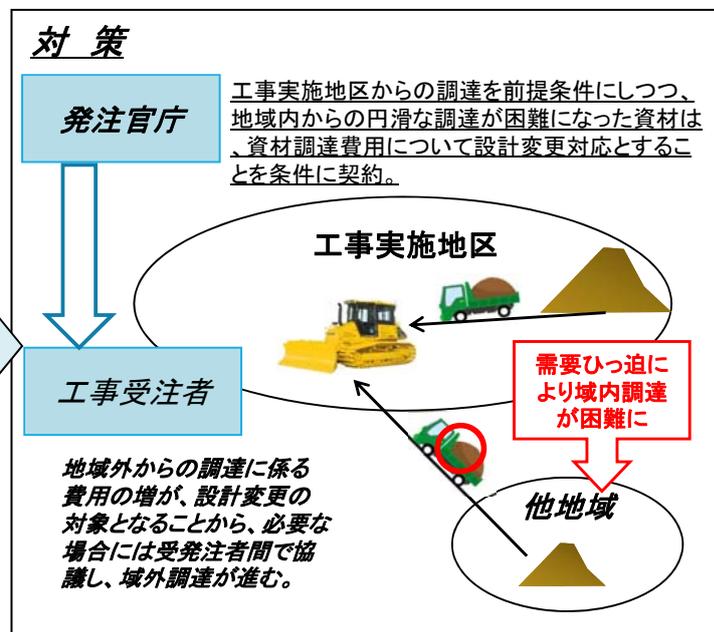
<設計変更の対象とする間接工事費>

- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
- ・安全費(交通集中が見られる地域等)

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。



-P16-



56

■ 追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合、必要と認められる対策については設計変更により費用を計上。

(費用の例) ※必要と認められる対策は現場毎に受発注者間で協議

<共通仮設費>

- 労働者宿舎における密集を避けるための、**近隣宿泊施設の宿泊費・交通費**
- **現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料**

<現場管理費>

- 現場従事者の**マスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用**
- 現場に配備する**消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用**
- **遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費**



※上記例のほかにも、必要と認められる対策については設計変更可能

※ただし、感染拡大防止に要する費用は、現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外

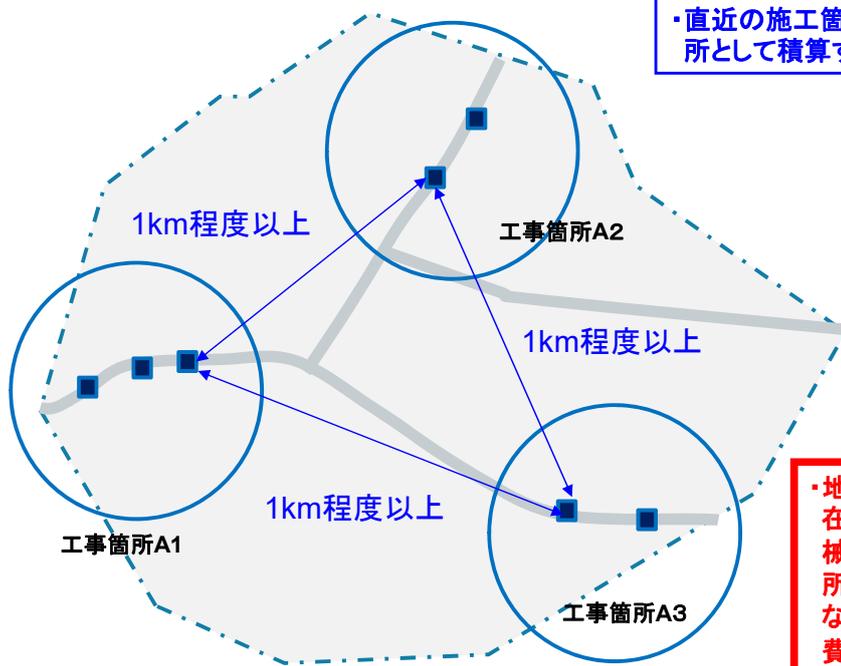
※費用の計上においては、領収証や請求書等により実際に要した費用を確認

-P17-

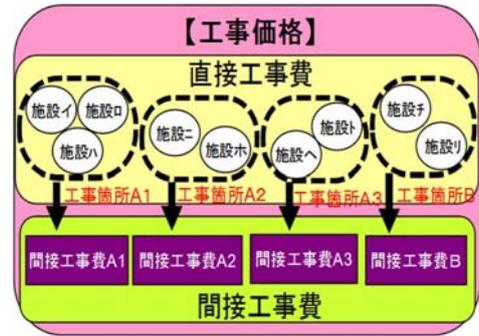
57

【施工箇所点在の積算】

○施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離があるため、施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を越えて点在する場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。



・直近の施工箇所が1km程度以上離れている場合は、別箇所として積算する。



・地域における交通環境を十分に考慮した際に、点在箇所の間隔が1km程度に満たなくとも、建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所で発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する。

時間的制約を受ける積算方法の見直し【設計積算】

土木工事において、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間（8時間）を確保することができない場合の積算方法として、労務費の補正を行う。

時間的制約を受ける積算のイメージ

(昼間施工で時間的制約を受ける場合の例)



時間的制約条件

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を行う場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

砂防工事等の山間部の工事を想定して、要件を追加

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- ⑤ 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

①～④の時間帯を避けた施工を行う場合又は⑤の制約を受ける場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

※ 直接工事費約1億円の砂防・地すべり工事で時間的制約を著しく受ける場合は、工事価格 約200万円（約1.3%）増

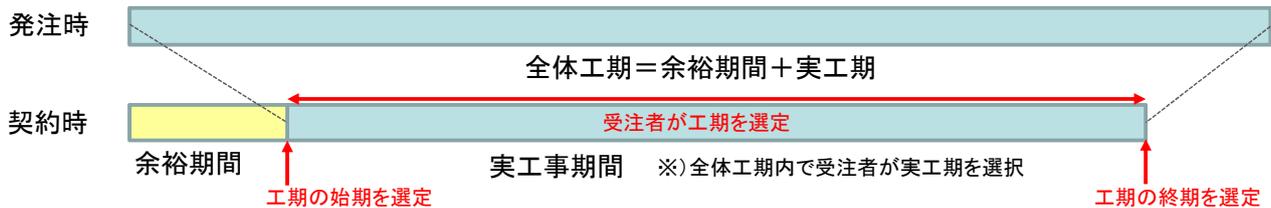
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：**6か月を超えない範囲**
2. 技術者の配置：
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
 - (2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

-P20-

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- **適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引（案）」を作成し、令和元年11月25日に事務所に通知。**

具体的な明示例

用地関連(借地に関する条件の明示)

⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。

支障物件関連(移設完了時期の明示)

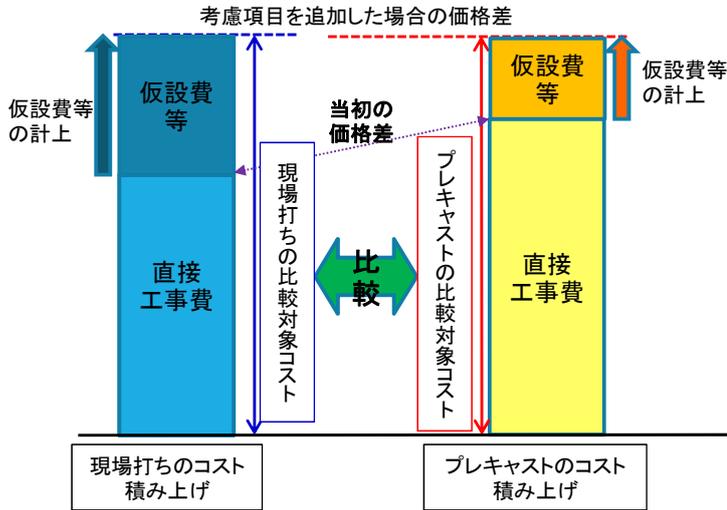
⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

-P21-

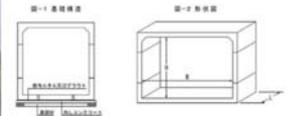
- 直接工事費だけでなく、工期短縮効果などの効果も含めて技術・工法を評価できるよう、仮設費用等も考慮してコスト比較を実施し、採用を検討する。

【考慮すべき項目】

- 直接工事費
- 仮設費用(土留め工等損料、冬期施工時の雪寒仮囲い、水替え費)
- 交通規制費用(交通誘導警備員)
- 土砂等処分費用、等



【検討例】



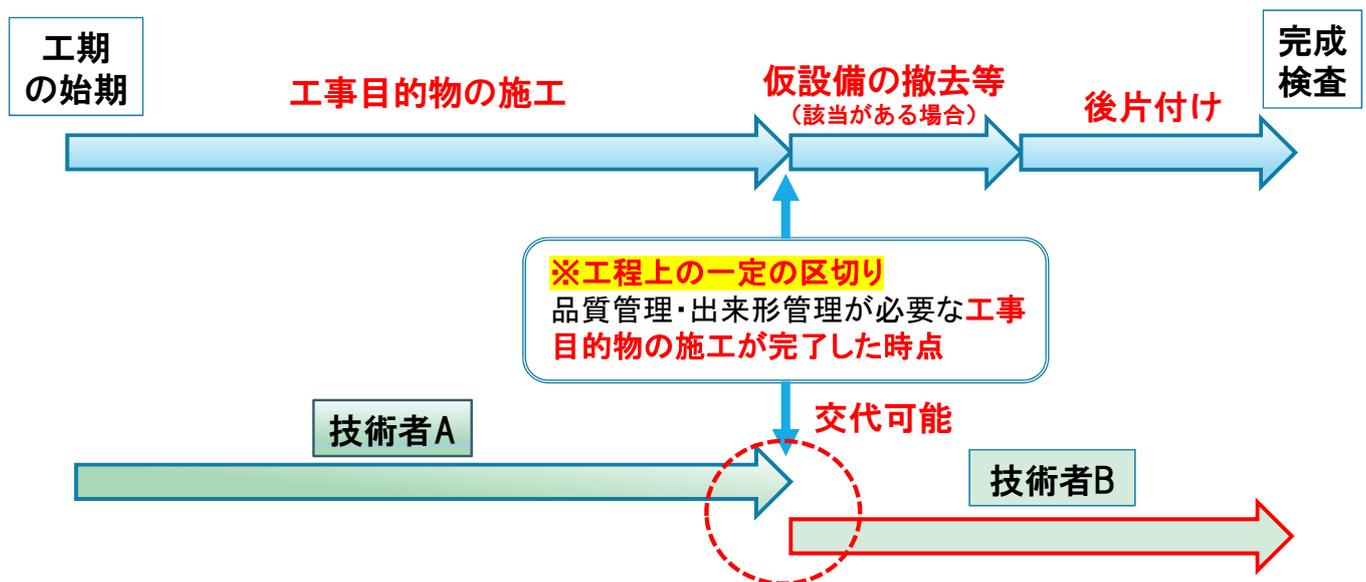
現場打ち	プレキャスト
940千円/m	1,400千円/m

+仮設費用
交通規制費
冬季施工時の雪寒仮囲い費など

現場打ち	プレキャスト
1,672千円/m	1,747千円/m

配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能な新たなルール**」を策定



交代後の配置技術者(B)の資格要件

当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格を満足する者**であれば途中交代が可能。
(交代前の技術者(Aさん)と同等以上である必要はない)

○特記仕様書を追加して、交代が可能であることを明確化

配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、または退職等、真にやむを得ない場合のほか、**下記に該当する場合**である。

- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
 - ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
 - ③一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
- ④新型コロナウイルス感染症対策による**学校等の臨時休業に伴う育児**、**新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等**、**新型コロナウイルスに関連した理由**により配置技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合。(追加)

「検査書類限定型モデル工事」を全面的に適用

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

検査書類限定型モデル工事とは？

- 資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び受注者における**説明用資料等の書類削減**を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

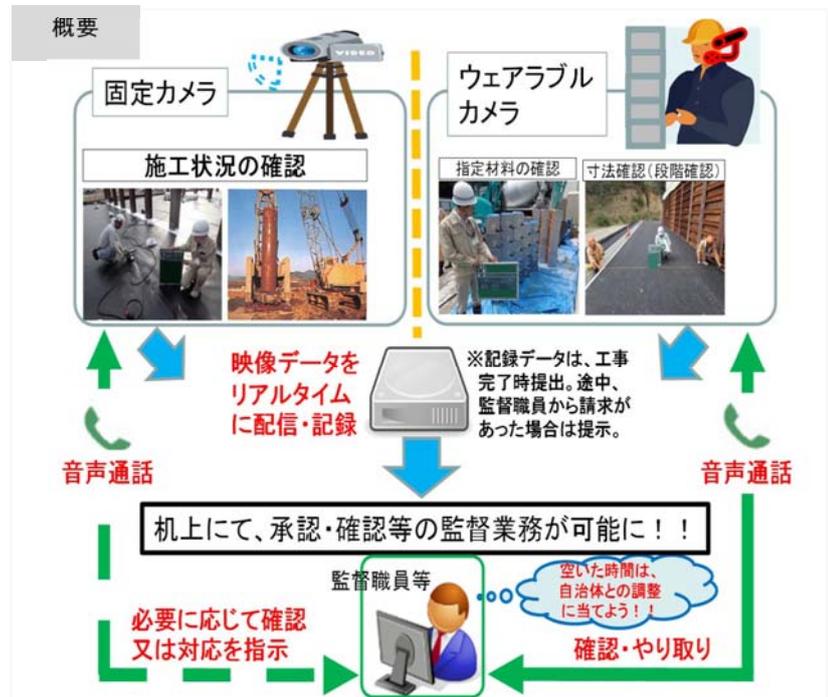
①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

技術検査官の検査時の書類を **41種類** → **10種類** に削減

○当面の間、すべての工事を遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）とする

試行工事（発注者指定型）とは？

- ・契約後、受注者から試行可能の回答が得られた場合において試行を実施。
- ・試行にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・試行を実施しなくてもペナルティはなし。



-P26-

66

○テクリス、コリンズの提出期限の延長

○テクリス、コリンズの登録は、受注時は契約後から、変更時は変更があった日から、完成時は完成後から、それぞれ土、日、祝日を除く10日（工事）もしくは15日（業務）以内に登録することとなっているが、受注者からコロナウイルス感染防止対策のためやむを得ず発注者への提出（確認）が遅れ、提出期限の延長を求める旨連絡があった場合は、承諾する。

-P27-

67

- 工事種別が維持修繕である工事等の実施については、総括技術評価官の4. 工事特性において、評価対象とするよう見直した

現行

- Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応
- 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
 - 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
 - 13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
 - 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
 - 15. その他



改正案

- Ⅲ 厳しい自然・地盤条件等への対応
- 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
 - 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
 - 13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
 - 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
 - 15. **維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事**
 - 16. その他

具体的な施工条件等への対応事例に、「15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事」を追加

工事特性 4点 × 0.2 = 0.8点

⇒ **改正後 1点の加点**

※ 評定点合計は四捨五入により整数とすることから、1点の加点となる

-P28-

68

- ・新型コロナウイルスの感染防止対策として関係者を集めて協議会や訓練（以下、訓練等）を実施することが適正でないとは判断される場合は、**協議会等の実施時期の調整や参加者を分割して協議会等を実施した場合等**においても成績評点で評価する。

例) 複数の少人数のグループに分けて、1ヶ月の間に複数回実施した場合。実施すべき月に実施困難であったため、翌月に2回実施した場合。 等

○ 主任技術評価官の評価対象項目

(考査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 Ⅲ. 安全対策)

- **災害防止協議会等を1回/月以上行っている。**
- **安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。**

-P29-

69

- 維持修繕工事の不調不落率は、他の工事種別 비해高い状況。
- 設計積算方法の見直しや交通誘導員(B)の条件緩和、工事評定見直しによる加点等を新たに実施。

設計積算

◇見積活用積算方式の活用

○ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

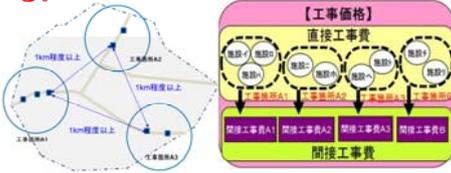
<設計変更の対象>

- ・ 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・運送費等
- ・ 地域外からの労働者確保に要する費用
- ・ 安全費（交通集中が見られる地域等）等

◇施工箇所所在型積算

○ 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1 km程度を越えて点在する場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出。

○ 地域における交通環境を十分に考慮した際に、点在箇所の間隔が1 km程度に満たなくとも、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する。



◇交通誘導警備員(B)の条件緩和

○ 交通誘導警備員(B)の定義にある「交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者」の **下記条件を撤廃**。

- ・ ~~警備業法における指定講習を受講した者 (削除)~~
- ・ ~~警備業法における基本的な教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上ある者 (削除)~~

入札契約

◇維持工事の実績評価

○ 総合評価項目における地域貢献等のオプション項目の「**維持工事等の実績**」について、土木系工事の維持修繕工事を除くすべての工種において**原則、必須項目**とし、維持工事の実績を総合評価で加点評価する。

-P30-

施工段階

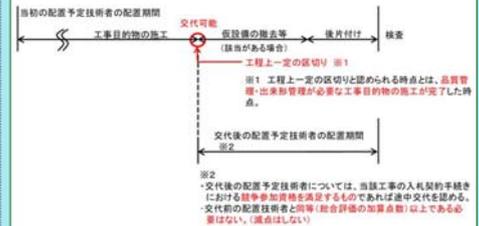
◇維持修繕工事の評価項目を追加

○ 工事種別が維持修繕である工事等の実施については、総括技術評価官の「工事特性」の項目において、評価対象とするよう見直し。

- ・ 評価項目
 - 維持修繕工事等規模比して地元調整等の手間がかかる工事

◇監理技術者の途中交代の緩和

○ 監理技術者の途中交代は、**工事的目的物の施工完了時点**で、当該工事の入札手続きにおける**競争参加資格を満足するもの**であれば、可能とする。



70

3. 新・担い手3法について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正[※]し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工物品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を検討**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮) 施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等) 適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用) <p>○受注者(下請含む)の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<p>○発注者・受注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用等による生産性向上 	<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 災害協定の締結、発注者間の連携 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<p>○調査・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
<p>働き方改革の推進</p>	<p>生産性向上への取組</p>	<p>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</p>	
<p>○工期の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表) 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> <p>○現場の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の加入を許可要件化 下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<p>○技術者に関する規制の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者:補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要 	<p>○災害時における建設業者団体の責務の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 <p>○持続可能な事業環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理責任者に関する規制を合理化 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

公共工事の品質確保の促進に関する法律 R1改正時の概要

(令和元年6月7日成立、6月14日施行)

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要(改正のポイント)

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計)について**広く本法律の対象**として位置付け

V. その他

(1)発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2)工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用【基本理念】

- ③公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

令和元年10月18日閣議決定

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保を柱とする品確法の改正^(※)を反映（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

74

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成（令和2年）

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根拠
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

75

必ず実施すべき事項(工事)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取組み際に必要となる経費を適正に計上**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事や海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計[新])

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求め**る。

実施に努める事項(測量、調査及び設計[新])

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式**を選択するよう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結**する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

- 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。
- ※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回ることは出来ないもの：
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

- 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

- 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の標準化のための方策を講ずることを努力義務化。<入契法>

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

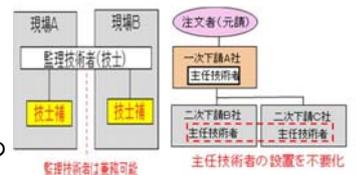
- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
- ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

<元請の監理技術者> <下請の主任技術者>



(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

適正化指針とは

入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数などを規定**

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用等の事項について追記するとともに、担い手確保のための処遇改善の取組などについて追記

九州ブロック発注者協議会について

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、**九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与**すること

- ・ 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・ 発注者間における連携体制の強化
- ・ 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➡ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み
※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**
- ➡ 発注見通しの統合公表の取り組み
※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**
- ➡ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➡ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

- ➡ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➡ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➡ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

① 九州ブロック発注者協議会

<目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

<構成員>

(国) 九地整局長、関係省庁出先機関部長等
(県・政令市・代表市) 土木部長等
(特殊法人等) 九州に組織を有する機関の部長等

② 幹事会

<活動内容>

・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

<構成員>

(国) 九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
(県・政令市・代表市) 技術管理担当課長等
(特殊法人等) 九州に組織を有する機関の課長等

③ 専門部会

<活動内容>

・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
(品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続)

④ 県部会

<活動内容>

・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

<構成員>

(県) 土木部長等
(市町村) 技術管理担当部長、課長等

⑤ 品質確保研究会

<活動内容>

・実務担当者による情報交換等
(品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続)

84

発注関係事務の全国統一指標について

◆九州発注者協議会における取り組み

平成27年11月 発注体制の把握と自己評価の実施

※運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、
31項目について自己評価を実施

協議会の成果

平成28年4月より
歩切りの完全撤廃

受注者からの指摘

一定程度の成果が上がっている一方、
依然として課題があるとの指摘

◆全国統一指標（案）

・全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる指標の設定が有効

・重点項目を選定し、取り組むことが効果的

<重点項目（案）>

①適正な予定価格の設定

指標①-1：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
指標①-2：単価の更新頻度

②適切な設計変更

指標②-1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況
指標②-2：設計変更の実施工事率

③施工時期等の平準化

指標③-1：平準化率

発注者協議会への
意見照会結果を反映

◆今後の予定

・継続的な各機関の指標値把握と結果の公表
・各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

85

九州ブロック発注者協議会では、平成29年4月より九州ブロックにおける各発注機関の発注見通しを一元化し公表を行っているところです。

各発注機関の発注見通しを一元化することで発注情報の閲覧検索をスムーズに行えるようになりました。

この取組により、建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や資機材の円滑な調達に役立つことが期待されます。

《発注予定情報の閲覧方法》



目的

「九州ブロック発注者協議会」及び「熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議」では、建設業に携わる方々が各発注機関の発注予定情報を一元的に把握できるよう、発注情報を一元化する取り組みなどを進めています。

発注情報の一元化

九州ブロックにおける国、県、市町村、法人等の発注情報を一元化しています。

- 福岡県内(R2.1.6時点) [Excel] NEW
- 佐賀県内(R2.1.6時点) [Excel] NEW
- 長崎県内(R2.1.6時点) [Excel] NEW
- 福岡県地域区分 [PDF]
- 佐賀県地域区分 [PDF]
- 長崎県地域区分 [PDF]
- 熊本県内(R2.1.6時点) [Excel] NEW
- 大分県内(R2.1.6時点) [Excel] NEW
- 宮崎県内(R2.1.6時点) [Excel] NEW
- 熊本県地域区分 [PDF]
- 大分県地域区分 [PDF]
- 宮崎県地域区分 [PDF]
- 鹿児島県内(R2.1.6時点) [Excel] NEW
- 鹿児島県地域区分 [PDF]

《一元化データのイメージ》

発注機関	担当部署	施工県	施工地域	工事の名称	工事の場所	工事の期間	工事種別	工事の概要	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城
農林水産省九州農政局	土地改良技術事務所	熊本県	八代
熊本県	宇城地域振興局工務課	熊本県	宇城
熊本市	営繕課	熊本県	熊本
八代市	建設部都市整備課	熊本県	八代
人吉市	契約管財課	熊本県	球磨

■一元化された情報は一覧表としてとりまとめており、フィルタ機能を活用することで、必要な工事情報を検索することができます。

■建設業者が技術者や技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、各県を地域ごとに区分しています。

発注者間の連携(発注関係事務の運用指針に関する指針の相談窓口)

九州地方整備局ホームページ(URL: http://www.qsr.mlit.go.jp/)のトップページ上部の『各種相談窓口』のタブをクリックし、『公共工事発注者用』改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口をクリック



【公共工事発注者用】改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口

九州地方整備局では、平成17年「公共工事の品質確保に関する法律」が施行されたことを受け、支援の拡充を図る目的として、「公共工事品質確保の相談窓口」を平成17年4月28日に開設しております。また、九州においては「九州ブロック発注者協議会」及び「公共工事の品質確保に関する九州連合協議会」を設立し、公共工事の品質を確保するための取り組みなど情報提供を行っております。平成20年においては建設業法・入法法等が改正されることにより、平成20年4月1日「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第4号)」が公布、施行されたことにより、平成27年1月30日には発注者共通の指針となる運用指針が策定され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用が開始されました。今後、改正品確法の趣旨に基づき円滑に実施できるよう、ご相談等ございましたら下記までご連絡下さい。

整備局への相談・意見とその回答

相談意見 → これまでの相談・回答 → 各県への相談意見

各ブロック担当窓口一覧表

ブロック	電話番号	役職	氏名
九州地方整備局	〒100-7	技術管理課長	徳田 浩一郎
福岡ブロック	0942-33-9101 (内線302)	工事品質管理官	四位 孝志
佐賀ブロック	0952-32-1151 (内線302)	工事品質管理官	南嶋 哲郎
長崎ブロック	095-838-8211 (内線302)	工事品質管理官	山北 賢二
熊本ブロック	096-382-1111 (内線302)	工事品質管理官	工藤 浩一郎
大分ブロック	097-544-4167 (内線302)	工事品質管理官	次郎丸 敬太
宮崎ブロック	0985-24-8221 (内線302)	工事品質管理官	野田 信幸
鹿児島ブロック	099-216-3111 (内線302)	工事品質管理官	濱田 達哉

問合せフォームで相談が可能

Q	A			
3	127.3	2-11(1)【技術者能力の維持等】による評価・活用	発注者側は、当該評価を行う必要があるのか、また、設定基準はどのように行うのか。	発注者側は、当該評価を行う必要があるのか、また、設定基準はどのように行うのか。
4	127.2	2-11(2)【発注者側による発注の標準化】	発注時期調整を行う際の発注標準化の標準化	発注時期調整を行う際の発注標準化の標準化
5	127.2	2-11(3)【発注者側による発注の標準化】	発注時期調整を行う際の発注標準化の標準化	発注時期調整を行う際の発注標準化の標準化
6	127.2	2-11(3)【発注者側による発注の標準化】	発注時期調整を行う際の発注標準化の標準化	発注時期調整を行う際の発注標準化の標準化

九州地方整備局の相談・回答一覧

各県 担当窓口一覧表

住所	電話番号	相談窓口(メール)	相談・回答一覧
〒814-8577 福岡市博多区東区公署1階7号	092-645-3521	福岡県へのお問い合わせはこちら	-
〒840-8570 佐賀市城内1丁目59号	0952-25-7168	佐賀県へのお問い合わせはこちら	-
〒850-8570 長崎県市街2番13号	095-894-3027	長崎県へのお問い合わせはこちら	-
〒862-8570 熊本県中央区水原町7丁目18番1号	096-333-2491	熊本県へのお問い合わせはこちら	-
〒870-8501 大分県大分市3丁目1号	097-536-4527	大分県へのお問い合わせはこちら	大分県はこちらの相談・回答はこちら
〒880-8501 宮崎県中津市2丁目10番1号	0985-26-7178	宮崎県へのお問い合わせはこちら	-
〒880-8577 鹿児島県鹿児島市	099-200-0000	鹿児島県へのお問い合わせはこちら	-

メール・問合せフォームで相談が可能

各県に寄せられた相談・回答一覧についても情報共有を図るため準備が整い次第、順次リンクを掲載予定

① 発注者と業界団体等との意見交換

公共事業の品質確保や工事の円滑化並びに地域における建設業の健全な発展と信頼性の向上を図るため業界団体との意見交換会を行っている。

○業界団体等との意見交換会の主なテーマ

- ・改正品確法の的確な運用
- ・入札契約制度
- ・各機関の発注見通しの共有化
- ・工事発注の平準化
- ・適切な工事価格及び工期の設定
- ・若手・女性技術者及び女性技能者の育成
- ・いきいき現場づくりの更なる充実
- ・労働環境、労働条件の改善

団体名

- ・日本建設業連合会
- ・日本道路建設業協会
- ・日本橋梁建設協会
- ・プレストレスト・コンクリート建設業協会
- ・建設コンサルタンツ協会
- ・全国建設業協会
- ・建設産業専門団体連合会
- ・九州地区土木施工管理技士会連合会
- ・九州地質調査業協会
- ・全国測量設計業協会連合会

② 建設業の今後の取り組みに関する実務者WG

九州7県の建設業協会とのWG(ワーキング・グループ)を開催し、受発注者間の課題解決の検討を実施している。

○3つの分野にてWGを設置し検討を実施

- ① 防災関連
- ② 契約手続き、現場の課題
- ③ 建設業界のイメージアップ

5. 働き方改革

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
 - 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
 - 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
 - これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
 - 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。
- ※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正	給与・社会保険	生産性向上
<p>罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。</p> <p>○ 週休2日制の導入を後押しする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する ・週休2日制を実施している現場等(モデルとなる優良な現場)を見える化する <p>○ 各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める 	<p>技能と経験にふさわしい処遇(給与)と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。</p> <p>○ 技能や経験にふさわしい処遇(給与)を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者(約330万人)の加入を推進する ・技能・経験にふさわしい処遇(給与)が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇う専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける <p>○ 社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入者に限定するよう要請する ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する <p>※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。</p>	<p>i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。</p> <p>○ 生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する(i-Construction大賞の対象拡大) ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する <p>○ 仕事を効率化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する <p>○ 限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める <p>○ 重層下請構造改善のため、下請次数削減策を検討する</p>

90

	現行規制	見直しの内容「働き方改革関連法」(平成30年6月成立)
原則	<p>《労働基準法で法定》</p> <p>(1) 1日8時間・1週間 40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)</u></p>	<p>《同左》</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>罰則: 雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金</p> </div>
36協定の限度	<p>《厚生労働大臣告示: 強制力なし》</p> <p>(1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) <p>(2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外</p>	<p>《労働基準法改正により法定: 罰則付き》</p> <p>(1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 <ol style="list-style-type: none"> ① 年 720時間(月平均60時間) ② 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 <ol style="list-style-type: none"> a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 <p>(2) 建設業の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 <p>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</p>

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
- 受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。

週休2日工事の実施状況

	H29	H30	H31・R1	(R1.9時点)		
				発注者指定	受注者希望	交代制モデル
公告件数	3,841	6,485	4,902	407	4,370	125
実施件数	1,106	3,129	2,458	215	2,159	84
実施率	29%	48%	50%	53%	49%	67%

週休2日の補正係数

(H31・R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上		(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05	➡	労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04		機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04		共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05		現場管理費	1.03	1.04	1.06

※週休2日対象工事の中から一部の工事を抽出し、発注部局の協力のもと、建設業所管部局において下請への賃金の行き渡りについて調査

週休2日交替制モデル工事(仮称)の試行

週休2日交替制モデル工事(仮称)の試行

- 建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備とし、新たな取り組みを試行

【対象工事】

工事内容：維持工事及び施工条件により、土日・祝日等の休日に作業が必要となる工事等
 発注方式：新規発注工事は、「受注者希望方式」とする

【積算方法(補正係数)】

・補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する

$$\text{休日率 (\%)} = \text{技術者・技能労働者の平均休日数} \div \text{工期}$$

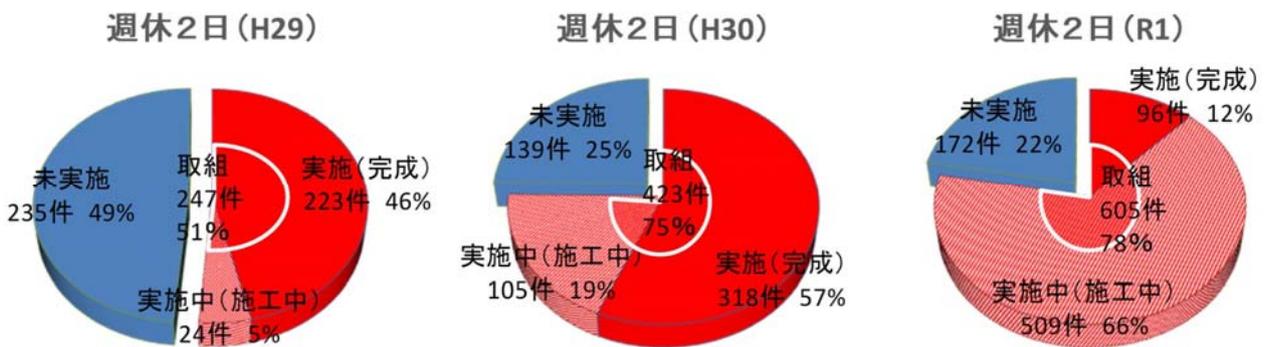
※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できるものとする

項目	H29	H30	R1
①対象工事	482件	562件	777件
①のうち発注者指定	0件	16件	12件
②取組工事(予定含む)	247件	423件	605件
実施率(②/①)	51%	75%	78%

※工事件数は、当該年度に契約した件数
(例) H30は、H30年4月1日～H31年3月31日に契約した工事



「週休2日」に関する工事成績の加点評価

「週休2日」を達成した工事に対する評価

- 主任技術評価官の加点評価 (4週6休、4週7休、4週8休)
(審査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理)

- 休日の確保を行っている。
- その他 (理由: 現場閉所による週休二日の確保を行っている。)

※4週6休、4週7休の加点は、九州管内企業のみ参加できる工事が対象
(九州地方整備局独自の取り組み)

- 総括技術評価官の加点評価 (4週8休のみ)
(審査項目別運用表 総括技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理)

- 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- その他 (理由: 現場閉所による週休二日に取り組んだ。)

※なお、上述評価の場合、本細別は原則a評価とする。
ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合はa評価としないことがある。

「週休2日」の取り組みに対する評価

- 主任技術評価官の加点評価
(審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

- その他 (理由: 週休二日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組みが図られている)

※週休二日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休二日の確保に向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を当該工事で実施した場合に評価します。

令和2年度以降の「週休2日」に係る制度の「現場閉所」について

- ・ 祝祭日も現場閉所日にカウントする。（令和2年度より運用開始）
- ・ 年末年始（6日）と夏期休暇（3日）は引き続き現場閉所日としてカウントしない。（工期内対象日数に計上しない）
- ・ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も引き続き現場閉所日としてカウントする。
- ・ 発注者より災害復旧工事に対する要請および現場見学会の要請があった場合には、受注者の責によらないため、現場閉所日としてカウントする。
- ・ 現場パトロール、保守点検（現場内外で行う重機のメンテナンスや補修）等の作業を行った場合にも、現場管理上必要な作業であるため、現場閉所日としてカウントする。

（参考）現場閉所率の割合は、以下の通り。

- ・ 4週8休以上：28.5%〔8日/28日〕以上
- ・ 4週7休以上4週8休未満：25%〔7日/28日〕以上28.5%未満
- ・ 4週6休以上4週7休未満：21.4%〔6日/28日〕以上25%未満

令和2年度以降の「週休2日」に係る制度の具体例について

＜具体的な事例の条件（4週8休の場合）＞ 4週8休達成率＝8／28＝28.5%以上（全体工期）
 工期：11月1日～1月31日（92日間）、年末年始休暇：6日（カレンダーの①～⑥）
工期内対象日数＝92（工期）－6（年末年始）＝86日
計画必要休暇日数＝86×0.285＝24.5≒25日以上で達成

- 計画休暇日数＝25日 ⇒ 25／86＝29.1%≥28.5%達成
- 実績休暇日数＝26日 ⇒ 26／86＝30.2%≥28.5%達成

月	11月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
祝祭日等			祝																				祝								
計画			休	休	休					休	休						休	休					休	休	休						
計画日数			1	2	3					4	5						6	7					8	9	10						
実績			休	休	休					休	休			雨				休					休	休	休						
実績日数			1	2	3					4	5			6				7					8	9	10						

月	12月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
祝祭日等																								祝	振						
計画	休	休						休	休						休	休							休	休	休				休	休	休
計画日数	11	12						13	14						15	16							17	18	19				①	②	③
実績	休	休						休	休						休	休							休	休	休			休	休	休	
実績日数	11	12						13	14						15	16							17	18	19			16	16	16	

月	1月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
祝祭日等	年始休暇													祝																	
計画	休	休	休	休	休	休								休								休					休				
計画日数	④	⑤	⑥	20	21	22								23								24					25				
実績	休	休	休	休	休	休								休								休				休	休	休	休	休	
実績日数	17	18	19											20								21			22		23	24	25	26	

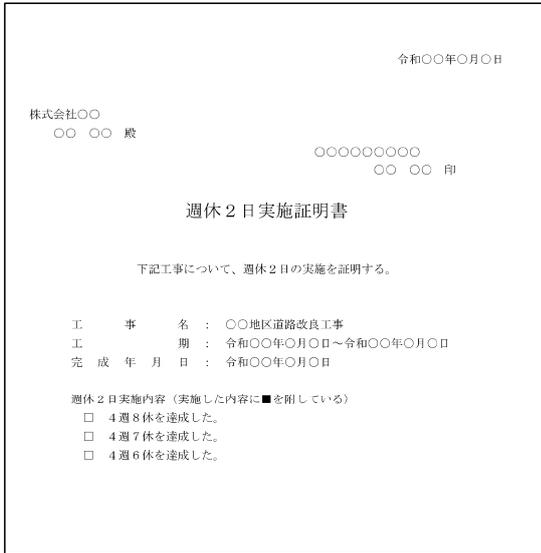
考え方のポイント

- 1) 祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、現場閉所日にカウントする。
- 2) 雨による突発的な現場閉所日もカウント可能。
- 3) 日曜日に祝日がある場合の振替休日（月曜）は現場閉所日の対象となる。
- 4) 年末年始休暇は6日を超えた休暇は、現場閉所日としてカウント可能
- 5) 年末年始休暇は現場閉所の対象外となるので、休んでも現場閉所日にカウントしない。
- 6) 例えば、工期末に余裕ができ、まとめて休暇を取得しても、現場閉所日としてカウント可能。

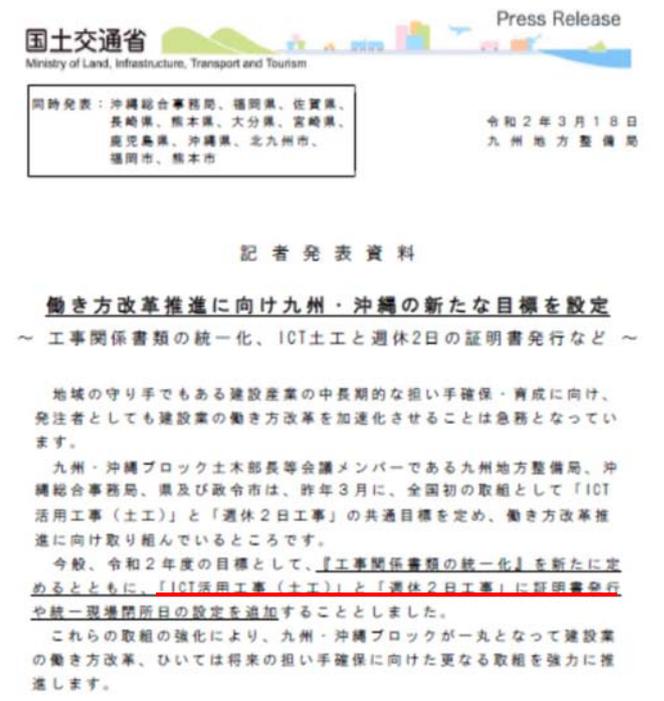
※夏期休暇（3日間）も年末年始休暇の考え方と同じ

- 週休2日の普及・拡大のため、週休2日を達成した工事に**証明書の発行**
- 九州・沖縄ブロック土木部長等会議の合意事項(令和2年3月)で、九州・沖縄ブロックにおける**国・県及び政令市で共通様式**を用いる

週休2日証明書



記者発表資料



証明書については、**国・県及び政令市が共通様式**を用いることで総合評価等において各機関の工事実績を**相互に活用**することが可能

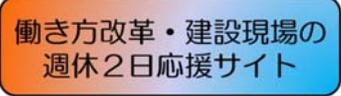
働き方改革・建設現場の週休2日応援サイトの立ち上げ

- 適正な工期の設定等を通じた週休2日の確保等の取組みが公共・民間問わず多くの工事へ広がるよう、週休2日確保に関する通達をはじめとした関連情報等を掲載する「**週休2日応援サイト**」を**H29.11.1に開設** (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html)
- あわせて、受発注者の情報を双方向で発信する**Facebookページ**を開設し、建設現場における働き方改革をさらに促進

Website掲載情報

- 1. 週休2日応援ツール**
工期の適正な設定等、週休2日の確保等を支援する情報を掲載
 - ① 工期設定支援システム
歩掛り毎の標準的な作業日数や標準的な作業手順を自動算出し工期設定を支援
 - ② 週休2日を考慮した間接費
共通仮設費1.02倍、現場管理費1.04倍に補正
 - ③ 実態を踏まえた工事着手準備期間・後片付け期間
準備や後片付けに必要な日数を工種毎に設定
- 2. 週休2日確保に向けた発注者の取組み**
地方整備局をはじめとした各発注者による、週休2日対象工事の発注など、働き方改革に関する取組み状況を掲載
- 3. 「働き方改革・建設現場の週休2日」Facebookページ**
国土交通省の取組み等に加え、建設企業が現場で実施している工夫などを、写真等を活用しつつ、情報発信

週休2日応援サイトのバナー



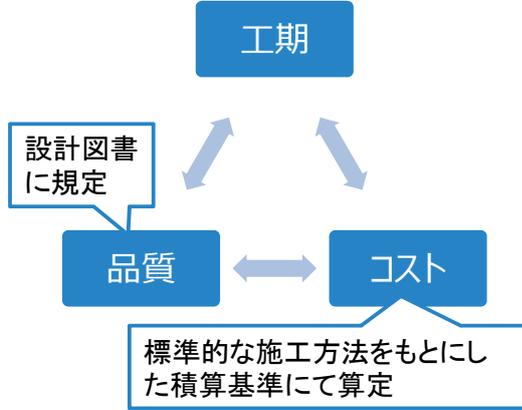
国土交通省技術調査課をはじめ、関係ホームページにバナーを掲載

Facebookによる情報発信



- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

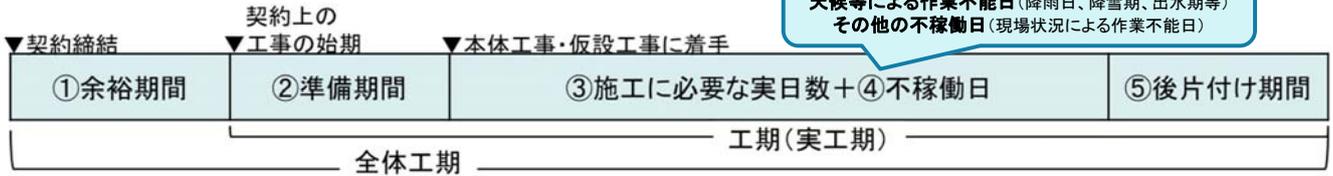
本指針にける「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法(コスト)によって施工する際に必要となる工期のことを指す。



工期設定指針の構成

- (1) 工事発注段階
 - ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定
 〔 余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数 〕
 不稼働日、後片付け期間
 - ② 「工期設定支援システム」の活用
 - ③ 工期設定の条件明示等
- (2) 施工段階
 - ① 工事工程クリティカルパスの共有
 - ② 工期延期に伴う間接工事費の変更
- (3) 工事完成後
 - ① 実績工事工程の収集

<設定工期のイメージ>



- 全体工期に含むべき日数・期間として、**余裕期間、準備・後片付け期間、工期設定支援システムの活用、工期設定の条件明示**等を実施し、適切な日数を設定する。

余裕期間制度

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度



準備・後片付け期間

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日	20日
P C橋工事	30~90日	70日	15~20日	
橋梁保安工事	30~50日	60日	15~20日	
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日	
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日	
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日	
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日	
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日	

※1 余裕期間：技術者の配置に必要な、現場着手していない期間(資機材の準備は可、現場始入不可)
 ※2 実工期・実施工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛りごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛りの標準的な作業日数を自動算
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性チェック

工期設定支援システムVer.2.0

国土交通省 〇〇県 〇〇市

工期設定の条件明示

○ 週休2日対象工事のうち、発注者指定方式で公告する本官工事において「**工事工程表**」を見積もり参考資料として提示

<工事工程表の開示試行>

- 準備・後片付けの期間を工程表に明示する
- 特記仕様書に記載のある工程計画に影響のある制約条件を記載

工事工程クリティカルパスの共有

- 施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。
(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	○月						
施工者	○○工	■	■	■	■	■	■	■
	○○工		■	■	■	■	■	■
	○○工			■	■	■	■	■
	○○工				■	■	■	■
発注者	支障物件移設	■	■	■	■	■	■	■
	○○協議	■	■	■	■	■	■	■

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

工期の変更・間接工事費の変更

- 一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、間接工事費を変更。
※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。
- また、令和2年度に算定方式の係数見直し

工期設定支援システムの概要

- 国土交通省では、平成29年度より工期設定支援システムをリリースし、適正な工期設定を推進。
(工期設定支援システムは国土交通省ホームページから無料でダウンロード可能)

工事費積算ソフト



工種は?
数量は?
単価は?
...

工事費を算出 ⇒ 適正な予定価格の設定

公共工事品確法 第7条

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、…次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。
一 …市場における労務及び資材等の取引価格…の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、**予定価格を適正に定めること**

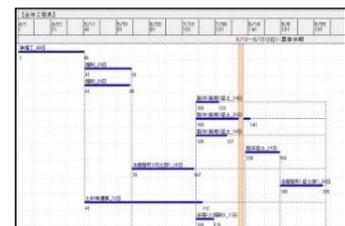
積算ソフトから工程計画情報 (CSVファイル) を取り込み

工期設定支援システム



休日は?
工事不能期間は?
準備・後片づけ期間は?
...

工事工程表を作成
⇒ 適正な工期の設定



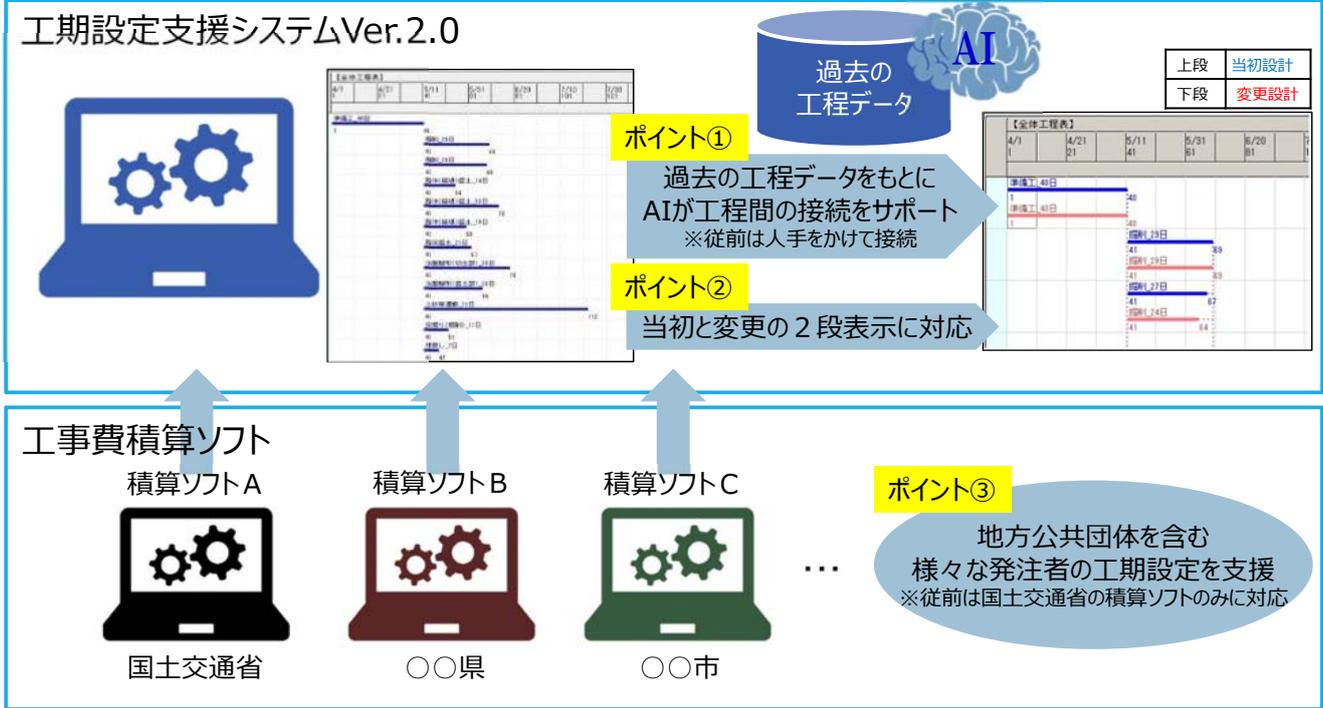
公共工事品確法 第7条

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定すること**

国土交通省ホームページからダウンロード可能 (無料)
http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

- 国土交通省では、適切な工期設定のため、平成29年度より「工期設定支援システム」をリリース。
- 令和元年夏より、①工程アシストAI機能の導入、②変更設計対応を施した「工期設定支援システム Ver2.0」をリリースし広く一般に公開。
- あわせて、③様々な工事費積算ソフトとの連携を可能とするため、システム仕様を公開。
※国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html) よりダウンロード可能 (無料)

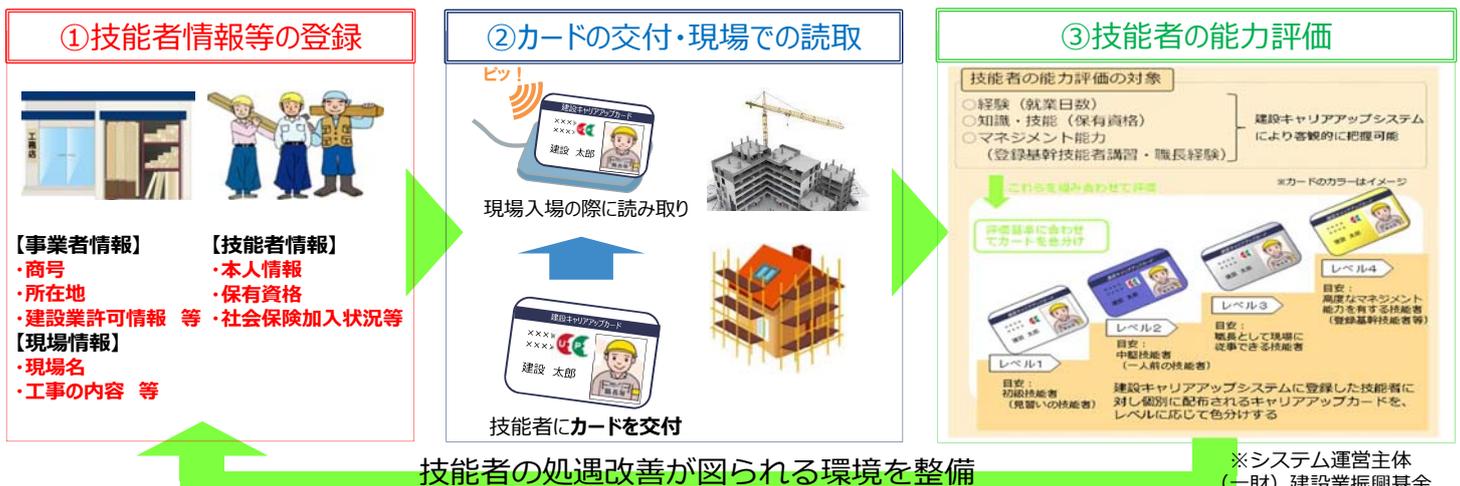
工期設定支援システムVer.2.0



建設キャリアアップシステムの構築

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民 (参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等) で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より「本運用」を開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者(330万人)の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - > 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評価にて加点/減点）を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減等
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4~5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた道筋

活用促進・推奨フェーズ

原則化フェーズ

令和2年度～

令和5年度～

建退共

夏頃
運用通知等改正

10月から
電子申請
試行

令和3年度～
CCUS活用電子申請の本格実施
公共工事における掛金充当等に
係る履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底
(業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、
CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄
発注

CCUS義務化モデル
工事及びCCUS活用推奨
モデル工事を試行

地元業界の理解を踏ま
え、Aランク以外の推奨
モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS
完全移行と連動した公共・民間工
事でのCCUS完全実施に向けて、段階
的に対象工事を拡大

地公体
発注

先進県で
総合評価等で加点

先進事例を参考に積極的な取組を要請
入契法に基づく措置状況の公表、要請

あらゆる工事における
CCUS完全実施

民間発注

建退共CCUS完全実施に向けて
積極的な取組を要請

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において**加点/減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : **一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること**
- ② **工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること**
- ③ **工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること**
- ※ **上記①～③の達成状況により、工事成績評価で加点/減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ **事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率 (カードタッチ率)**

(3) 工事成績評価 (工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評価で加点/減点**

※ **目標達成 : 1点加点 (平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)**

※ **目標を著しく下回った場合 (平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満) : 1点減点**

※ **上記以外の場合 : ±0点**

※ 上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、**各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施** (活用推奨モデル工事では、**目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、下回った項目、要因及び改善策を発注者に報告し公表することを求める。**)

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

1. 概要

● 日本建設業連合会が表明した「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評価においてインセンティブを付与するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 当面、本通知以降に公告する**一般土木工事 (WTO対象工事で段階的選抜方式)**を対象とする。

3. 試行内容

(1) 総合評価方式における技術評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

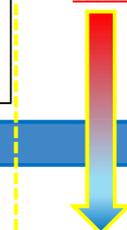
- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、
入札・契約参加企業が**「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実**を確認

② 労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された**誓約書**を確認

⇒ ①②の両方とも満たす場合

加点 : 1点



⇒ **減点**

〔落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ〕

⇒ **加点**

〔受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において(2)②を満たす場合は加点対象とする〕

(2) 工事成績評価 (工事完成検査/成績評価時)

➢ **元請企業と下請企業間の見積書**を確認

(下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認(数社を抜き取りで確認))

① 労務費(労務賃金)が内訳明示されていない場合

② 見積書に加え注文書に**労務費(労務賃金)**が内訳明示されている場合

※ 工事完了検査時において「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できること

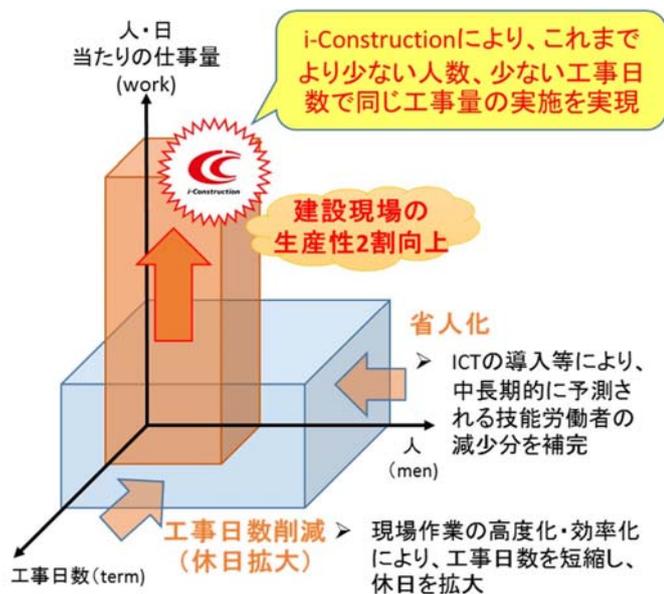
4. 実施状況・今後の展開 R2.1に2件の工事で公告。
R2年度は、**全国でモデル工事**を発注。

6. i-constructionの取り組みについて

i-Construction ～建設業の生産性向上～

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって従来の3Kのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの全面的な活用 (ICT施工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



《3次元データ設計図》

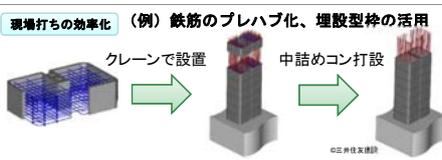


《ICT建機による施工》



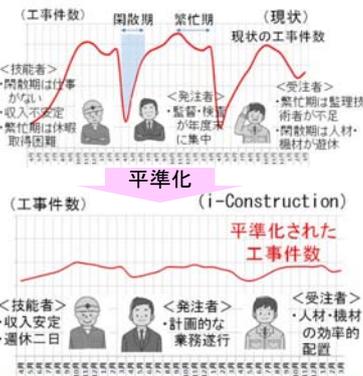
全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、全体最適の考え方を導入し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格 (サイズ等) の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

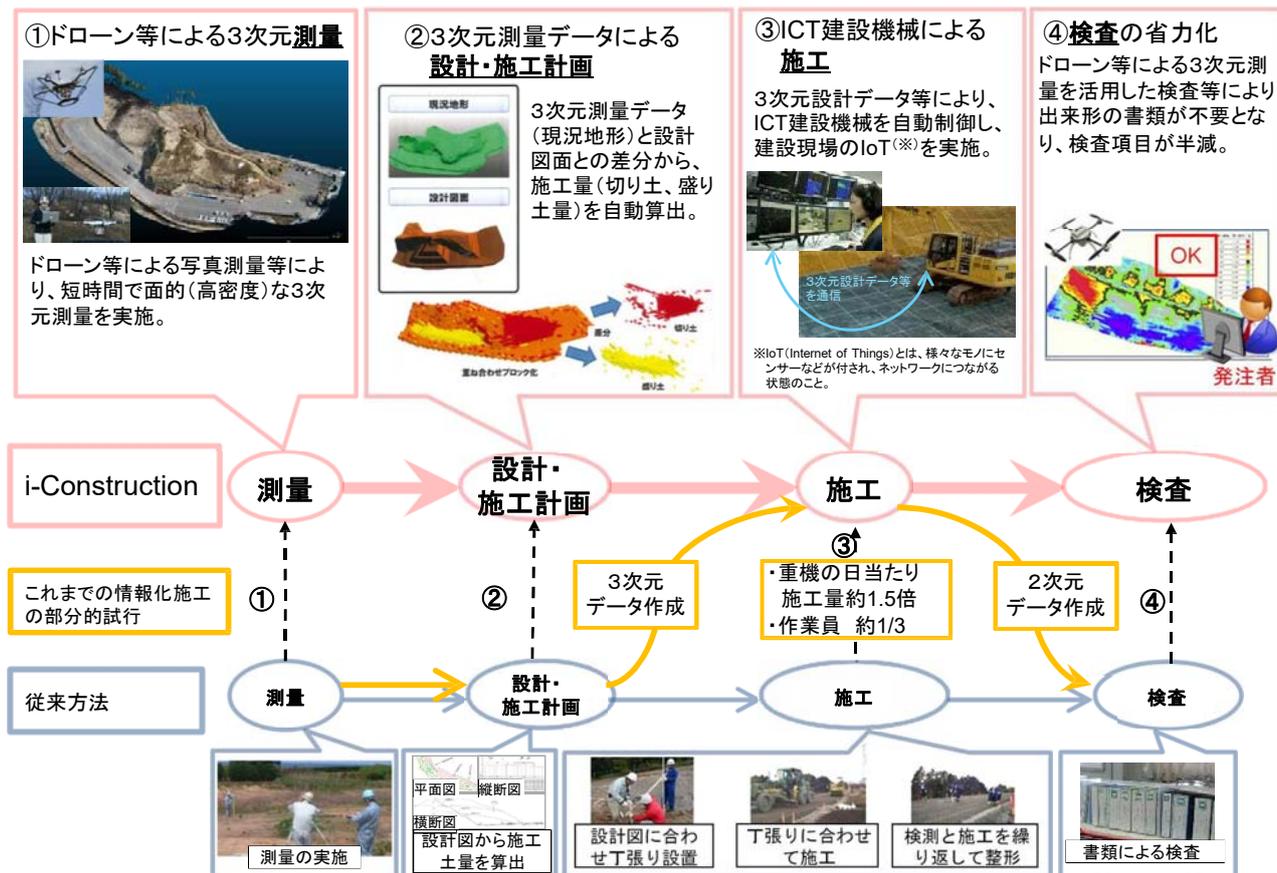


施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期 (4~6月) に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための2か年国債を設定。H29当初予算においてゼロ国債を初めて設定。



ICT活用工事の概要 ※土工の場合の例



○主要工種から順次、ICTの活用のための基準類を拡充。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ICT土工				
	ICT舗装工 (平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)			
	ICT浚渫工 (港湾)			
		ICT浚渫工 (河川)		
			ICT地盤改良工 (浅層・中層混合処理)	
			ICT法面工 (吹付工)	
			ICT付帯構造物設置工	
				ICT地盤改良工 (深層)
				ICT法面工 (吹付法砕工)
				ICT舗装工 (修繕工)
				ICT基礎工・ブロック据付工 (港湾)
				民間等の要望を踏まえ更なる工種拡大

建設現場におけるICT活用の現状と課題

- 施工や管理に3次元データ等を活用するICT活用工事では、直轄工事の実施件数は年々増加、土工における延べ作業時間が約3割縮減するなどの効果が表れている。
- 一方、地域を地盤とするC、D等級※の企業は、ICT施工の経験割合が低く、普及拡大が必要。

※直轄工事においては、企業の経営規模等や、工事受注や総合評価の参加実績を勘案し、企業の格付け(等級)を規定

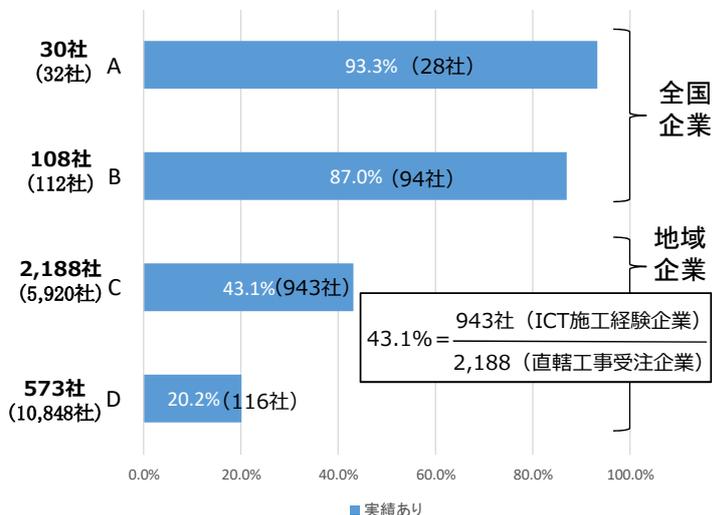
<ICT施工実施状況>

単位:件

工種	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 (R1.12.31時点)	
	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施	公告件数	うちICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,675	960	1,705	916
舗装工	-	-	201	79	203	80	239	111
浚渫工	-	-	28	24	62	57	63	51
浚渫工(河川)	-	-	-	-	8	8	31	23
地盤改良工	-	-	-	-	-	-	5	4
合計	1,625	584	2,181	918	1,948	1,105	2,043	1,105

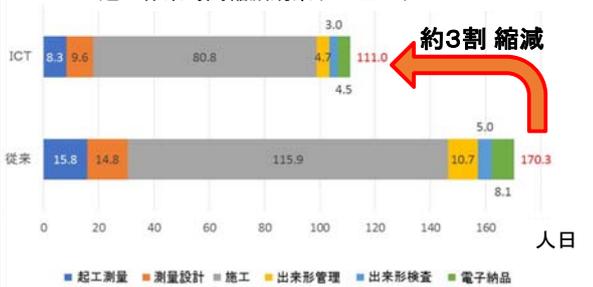
<ICT施工の経験企業の割合>

■一般土木工事の等級別ICT施工経験割合 (平成28年度以降の直轄工事受注実績に対する割合)



<ICT土工の効果>

ICT活用効果(土工) N=296
延べ作業時間縮減効果 (ICT土工) N=296



- 活用効果は施工者へのアンケート調査結果の平均値として算出。
- 従来の労務は施工者の想定値
- 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率は異なる。

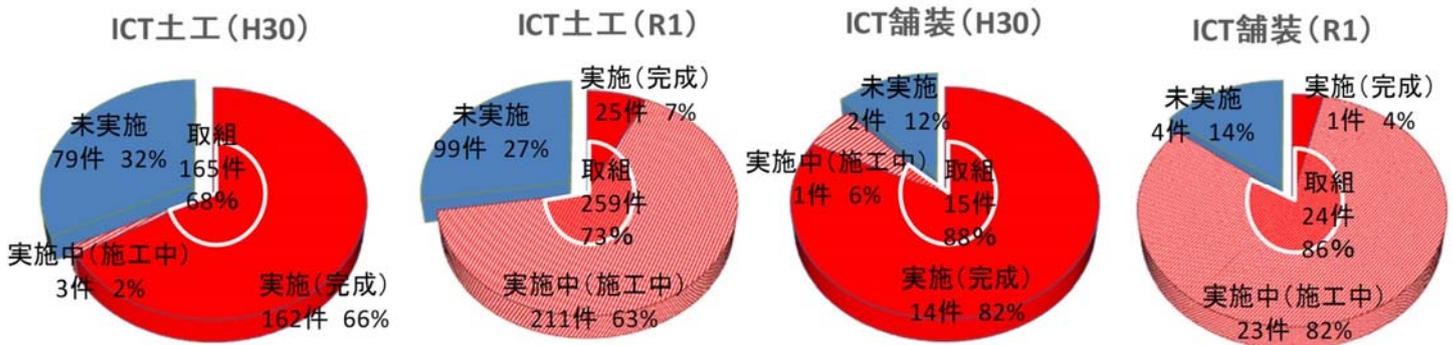
数値は等級毎の平成28年度以降の直轄工事を受注した業者数 ()内は一般土木の全登録業者数

・各地方整備局のICT活用工事実績リストより集計
・単体企業での元請け受注工事のみを集計
・北海道、沖縄は除く
・対象期間はH28~R1.9

R2.3月時点

項目	ICT土工		ICT舗装	
	H30	R1	H30	R1
①対象工事	244件	357件	17件	28件
①のうち発注者指定	0件	2件	0件	0件
②取組工事(予定含む)	165件	259件	15件	24件
実施率(②/①)	68%	73%	88%	86%

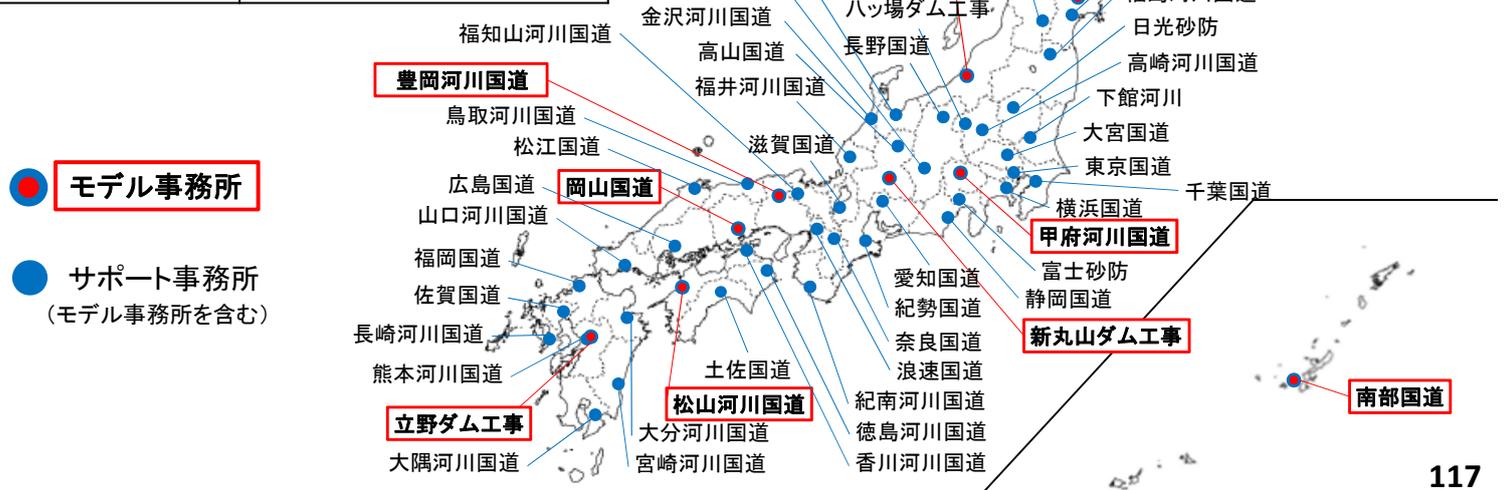
※工事件数は、当該年度に契約した件数
(例) H30は、H30年4月1日～H31年3月31日に契約した工事



116

モデル事務所・サポート事務所について

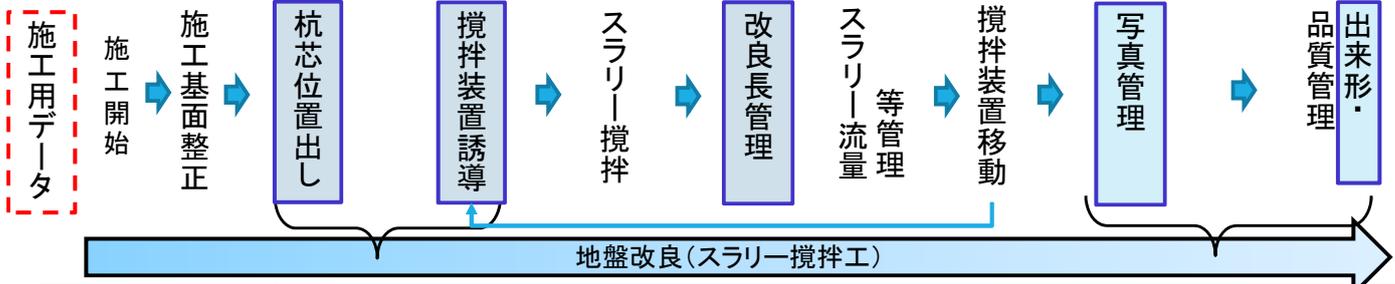
モデル事務所	3次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道5号 俱知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業(河川事業) 北近畿豊岡自動車道 豊岡道路
岡山国道事務所	国道2号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小祿道路



117

【ICT地盤改良(深層混合処理工)で想定している技術】※フローで囲みがないものは従来手法を想定

- ・スラリー攪拌工施工時の杭芯位置だし・攪拌装置誘導にGNSSを用いた攪拌装置ナビゲーションシステム等、測量作業員・誘導員が不要となる技術を適用
- ・これまで掘り起こしによって行ってきた基準高・改良長・杭間距離の出来形管理に施工履歴データを活用し、掘り起こしを省略
- ・施工履歴データを用いた施工サイクルの把握により、出来形に関する写真管理を省略



杭芯位置出しにGNSSを用いたナビゲーションシステムを導入

- ・目串の逆打ち作業の省略
- ・攪拌翼誘導の迅速化

目標点までの前後方向・左右方向の距離が表示される

施工履歴データを用いた出来形管理資料の自動作成

- ・出来形管理資料作成の効率化
- ・写真管理の省力化

施工履歴データを元に、設計改良長を満足する改良体を自動的に着色

杭番号	Δx	Δy	基準高
No.3-1	0.00 cm	0.00 cm	+2cm
No.3-2	0.00 cm	0.00 cm	+1cm
No.3-3	0.00 cm	0.00 cm	+2cm
No.3-4	0.00 cm	0.00 cm	+3cm

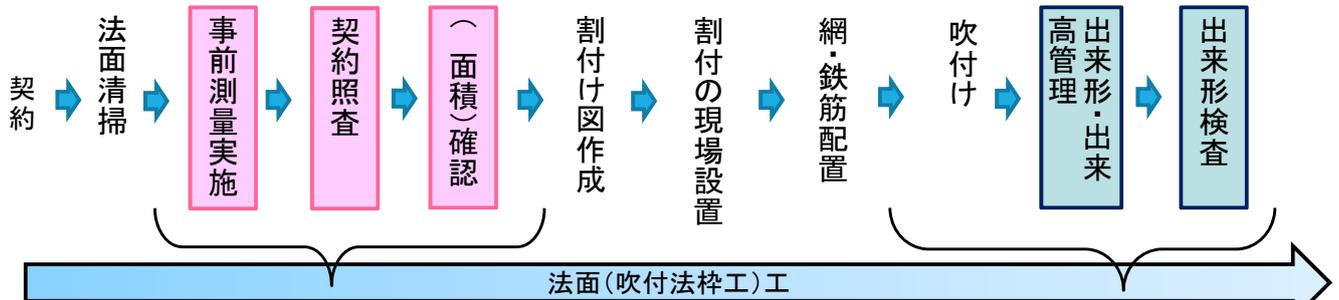
杭芯位置管理表

全体改良範囲図

118

【ICT法面(吹付法砕工)工で想定している技術】 ※フローで囲みがないものは従来手法を想定

- ・施工前の現況測量にTSノンプリやレーザースキャナー等、斜面上に計測員が不要な技術を適用。
- ・斜面の複雑な凹凸を面的に計測することで、効率的に実施。
- ・出来形・出来高を点群を利用してデスクトップ上で安全・迅速に実施。



計測にTSノンプリやレーザースキャナーやUAV等を導入 3Dデータによる施工数量(面積)変更

- ・斜面上の計測員不要
- ・短時間での作業
- ・自然法面の複雑な凹凸でも正確に計測できる

従来 テープ測量 → TLS・UAV測量

凸凹の頂点間をテープ測量 清掃後の法面を遠隔測量

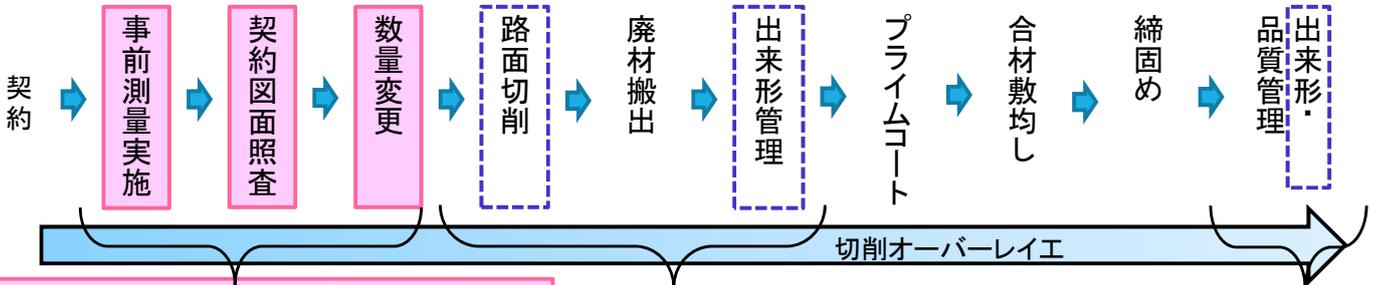
出来形・出来高計測はレーザースキャナーやUAV等を導入 計測点群を活用して、デスクトップ上で計測を実施 出来形検査を点群データを利用して実施

従来(テープ測量) → TLS・UAVで点群測量 → PC上で寸法計測

119

【ICT舗装修繕工で想定している技術】※フローで囲みが無いものは従来手法を想定

- ・施工前の現況測量にTSノンプリやレーザースキャナー等、車道上の計測員が不要な技術を適用
- ・切削深さの出来形管理に施工履歴データ等の活用を選択肢として追加
- ・オーバーレイ工の部分は、ICT舗装(表層工)を準用する



計測にTSノンプリやレーザースキャナーを導入 3Dデータによる施工数量変更

- ・交通規制不要
- ・短時間での作業

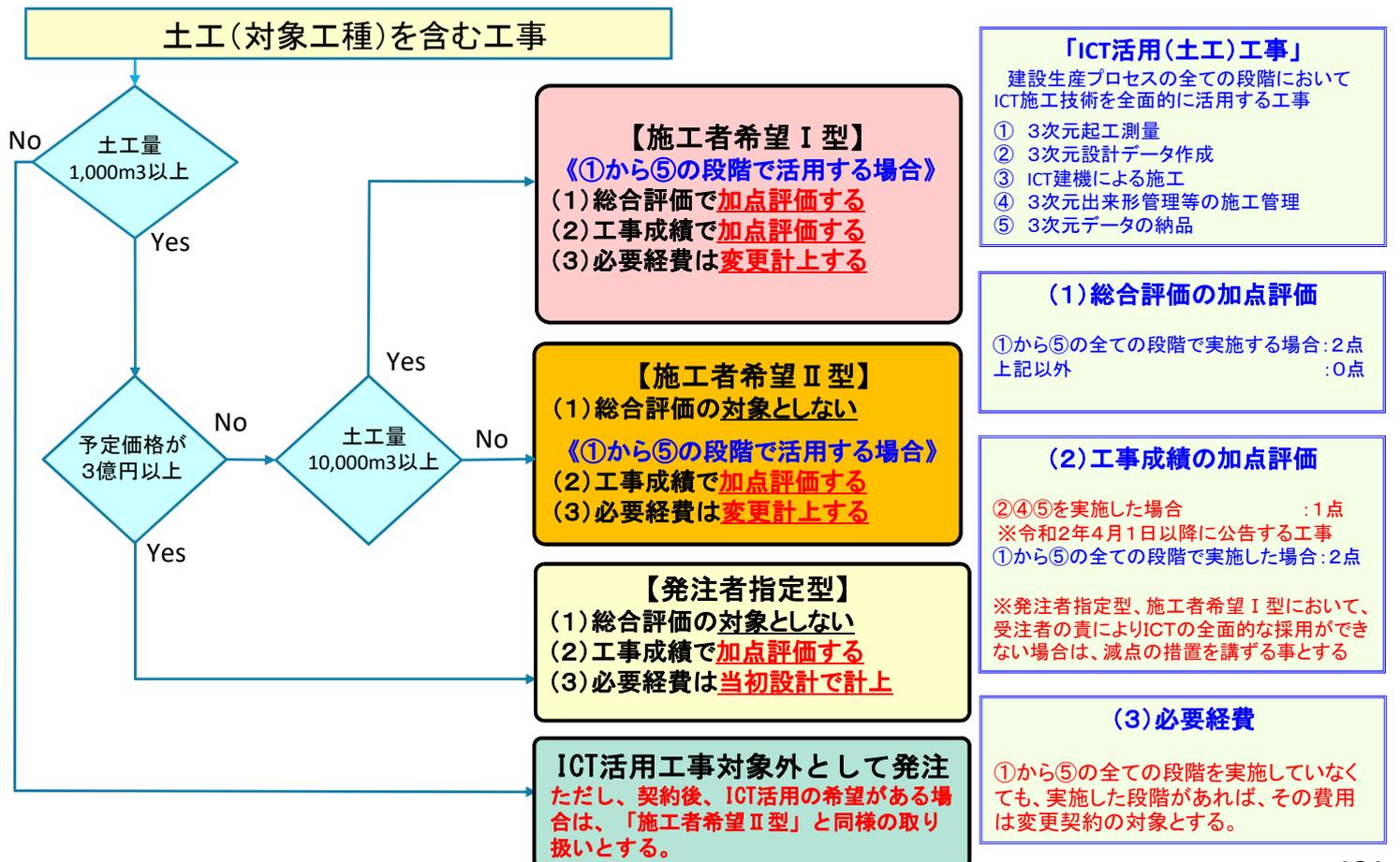
従来レベル測量

路面切削の施工管理に建設機械の履歴データ(機械位置と切削刃先の位置を活用)を選択肢として導入

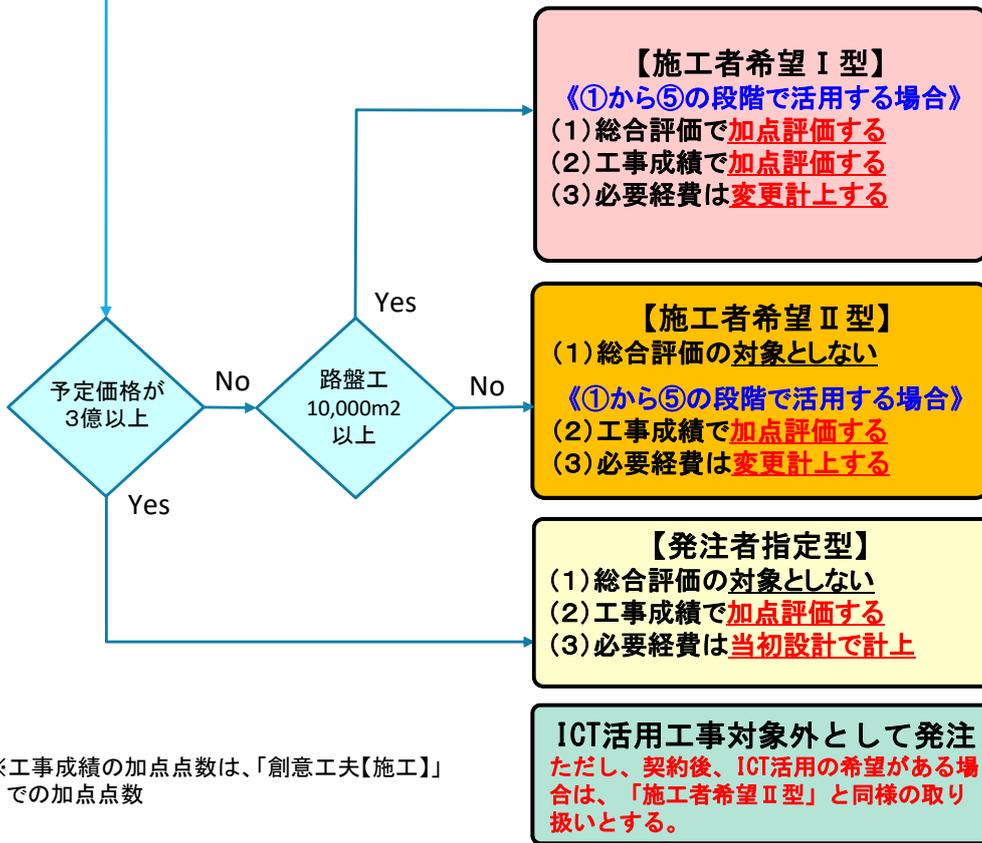
ICT舗装工(新設)の表層工を適用

切削厚さ	規格値
40~45mm	(目標値120%以上)
45~50mm	(規格値の90%以上)
40~45mm	(規格値内)
0~40mm	(規格値外)

ICT活用工事【土工】の実施方針



路盤工を含む新設のAs舗装、Co舗装工事



※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

「ICT活用(舗装工)工事」
建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

①から⑤の全ての段階で実施する場合: 2点
上記以外: 0点

(2) 工事成績の加点評価

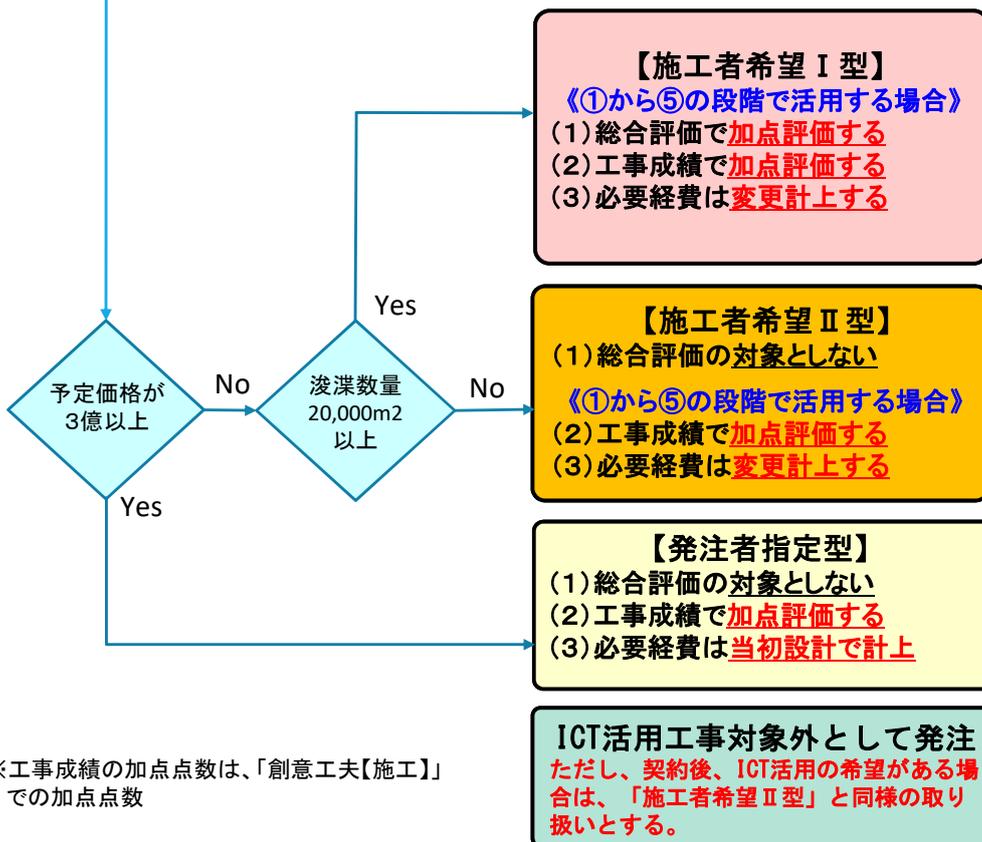
⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合: 1点
※令和2年4月1日以降に公告する工事
①から⑤の全ての段階で実施した場合: 2点

※発注者指定型、施工者希望 I 型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

浚渫工(バックホウ浚渫船)を含む工事



※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

「ICT活用(河川浚渫)工事」
建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

①から⑤の全ての段階で実施する場合: 2点
上記以外: 0点

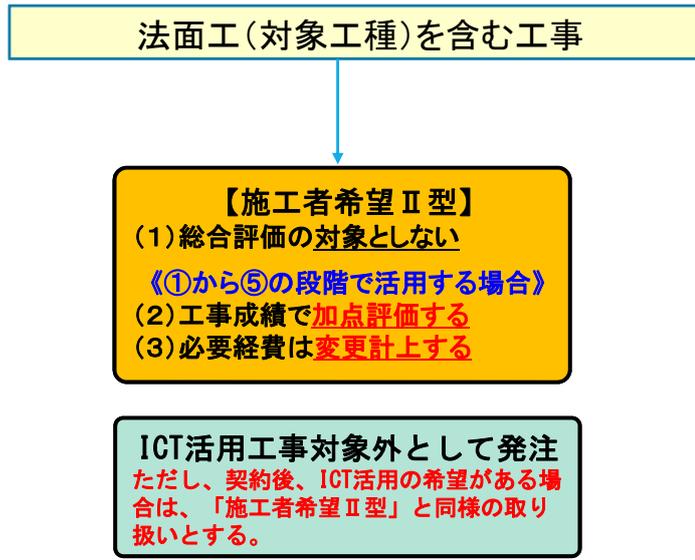
(2) 工事成績の加点評価

⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合: 1点
※令和2年4月1日以降に公告する工事
①から⑤の全ての段階で実施した場合: 2点

※発注者指定型、施工者希望 I 型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。



- 「ICT活用(法面工)工事」**
 建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事
- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ 該当なし
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品

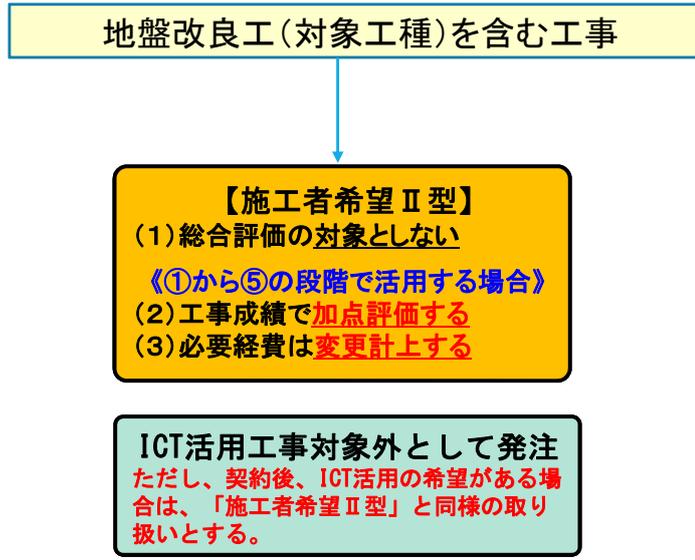
- (2) 工事成績の加点評価**
- ⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 :1点
 ①から⑤の全ての段階で実施した場合 :2点

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

- (3) 必要経費**
- ①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

※法面工の対象工種

- 工事工種体系ツリーにおける以下の工種を含む工事とする。
- ・植生工:(種子散布)、(張芝)、(筋芝)、(市松芝)、(植生シート)、(植生マット)、(植生筋)、(人工張芝)、(植生穴)
 - ・植生工:(植生基材吹付)、(客土吹付)、
 - ・吹付工:(コンクリート吹付)、(モルタル吹付)
 - ・吹付砕工



- 「ICT活用(地盤改良工)工事」**
 建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事
- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品

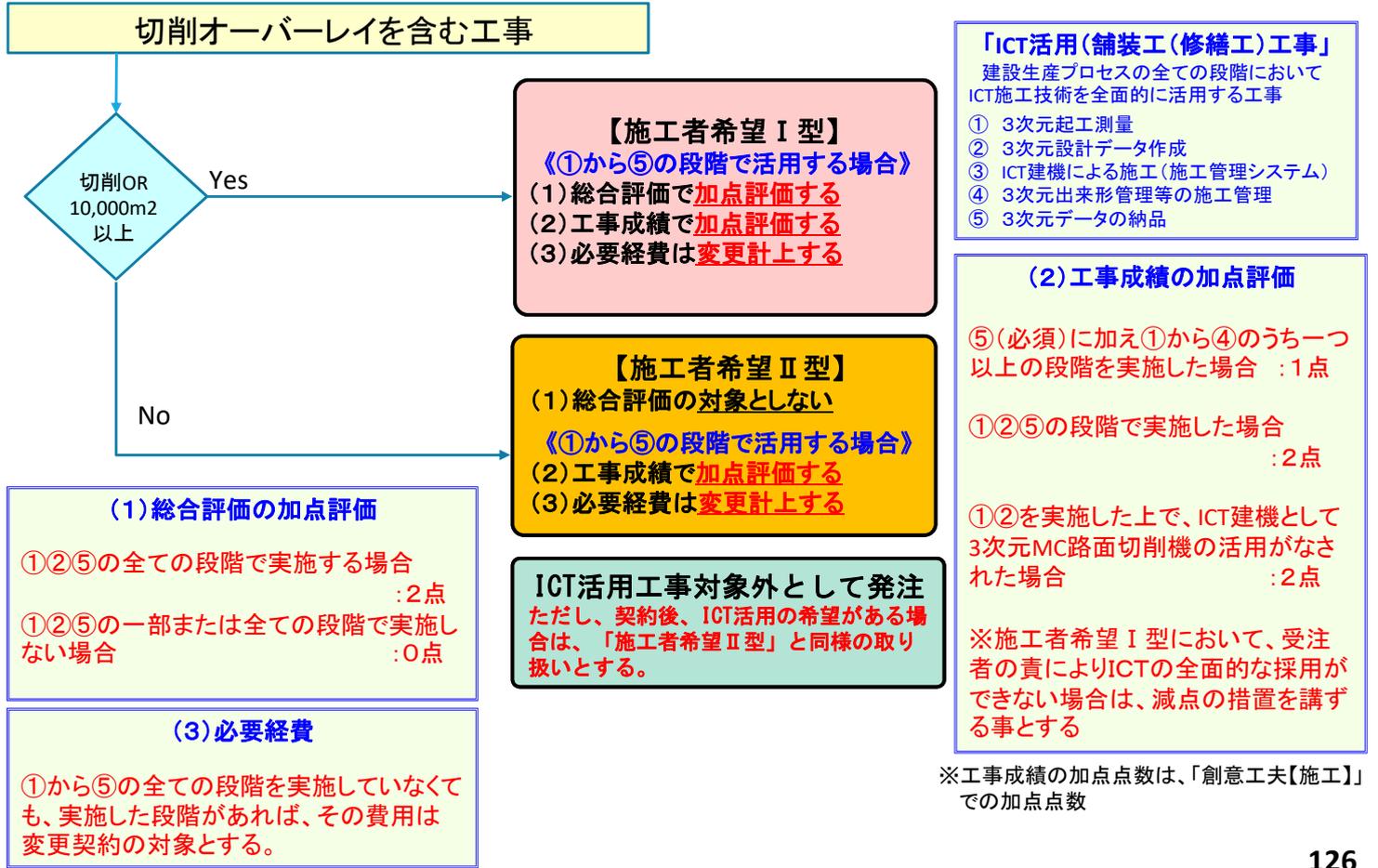
- (2) 工事成績の加点評価**
- ⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 :1点
 ※令和2年4月1日以降に公告する工事
 ①から⑤の全ての段階で実施した場合 :2点

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

- (3) 必要経費**
- ①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

※地盤改良工の対象工種

- 工事工種体系ツリーにおける以下の工種を含む工事とする。
- ・河川土工、海岸土工:路床安定処理工、表層安定処理工、団結工(中層混合処理)、団結工(スラリー攪拌工)
 - ・道路土工 :路床安定処理工、団結工(中層混合処理)、団結工(スラリー攪拌工)



「ICT活用工事」に関する工事成績の加点評価

○主任技術評価官の加点評価

(考査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

- ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**何れかの**段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く） ※本項目は **1点の加点**とする。 ※1点加点の運用は令和2年4月1日以降に公告する工事のみ適用
- ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**全ての**段階でICTを活用した工事。 ※本項目は **2点の加点**とする。

ICT活用工事の施工プロセスの段階

- ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工（法面工は該当なし）
- ④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元設計データの納品

○ICT活用工事（土工）の場合

- ・①から⑤の全ての段階を実施 2点加点
- ・②④⑤の段階を実施した場合 1点加点

○ICT活用工事（舗装工、河川浚渫、法面工、地盤改良工）の場合

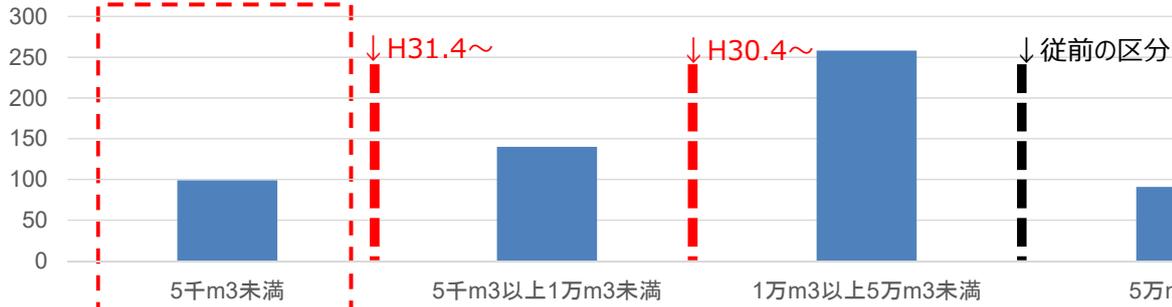
- ・①から⑤の全ての段階を実施 2点加点
- ・⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点

○ICT活用工事（舗装工（修繕工））

- ・①②⑤の段階を実施 2点加点
- ・⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点
- ・①②を実施した上で、**3次元MCの路面切削機の活用**がなされた場合 2点加点

- 現場条件により、標準のICT施工機械（クローラ型山積0.8m³）が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。

施工土量別の工事件数(H30年度)

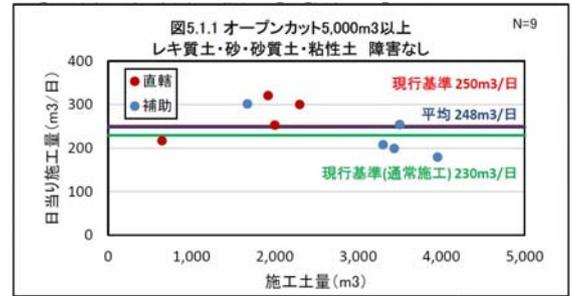


日当り施工量 【レキ質土・砂・砂質土・粘性土】× 【障害なし】	250m ³ /日	290m ³ /日	350m ³ /日	550m ³ /日
---------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

現場条件により、標準のICT施工機械※よりも規格の小さい施工機械を用いる場合は、標準積算によらず見積りを活用

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m³未満の工事における日当り施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m³



「ICT活用工事」の証明書発行について(九州・沖縄ブロック)

- ICT活用工事の普及・拡大のため、ICTを活用した工事に証明書の発行
- 九州・沖縄ブロック土木部長等会議の合意事項(令和2年3月)で、九州・沖縄ブロックにおける国・県及び政令市で共通様式を用いる

ICT活用証明書

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 印

I C T 活用証明書

下記工事について、I C T の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区道路改良工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

I C T 実施内容 (実施した内容に、■を附している)

- 3次元起工測量
- 3次元設計データ作成
(□: 3次元設計データを発注者が貸与)
- ICT 建機による施工 (実施工種: 〇〇工、〇〇工)
- 3次元出来形管理等の施工管理 (実施工種: 〇〇工、〇〇工)
- 3次元データの納品 (実施工種: 〇〇工、〇〇工)

記者発表資料

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表: 沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

令和2年3月18日
九州地方整備局

記者発表資料

働き方改革推進に向け九州・沖縄の新たな目標を設定
～ 工事関係書類の統一化、ICT土工と週休2日の証明書発行など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市は、昨年3月に、全国初の取組として「ICT活用工事(土工)」と「週休2日工事」の共通目標を定め、働き方改革推進に向け取り組んでいるところです。

今般、令和2年度の目標として、『工事関係書類の統一化』を新たに定めるとともに、『ICT活用工事(土工)』と『週休2日工事』に証明書発行や統一現場閉鎖日の設定を追加することとしました。

これらの取組の強化により、九州・沖縄ブロックが丸一となって建設業の働き方改革、ひいては将来の担い手確保に向けた更なる取組を強力に推進します。

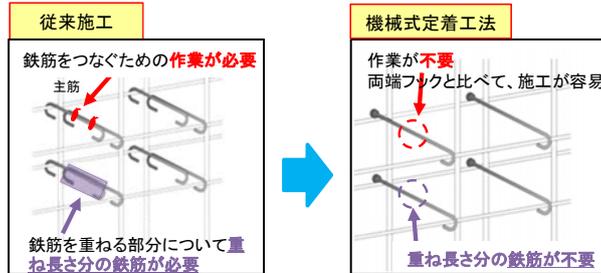
証明書については、国・県及び政令市が共通様式を用いることで総合評価等において各機関の工事実績を相互に活用することが可能

※九州地方整備局は、土工に限らず他の工種でもICTを実施した場合、証明書を発行

○ 現場打ち、コンクリートプレキャスト(工場製品)それぞれの特性に応じ、施工の効率化を図る技術の普及により、コンクリート工全体の生産性向上を図る

施工の効率化を図る技術・工法の導入

- 各技術を導入・活用するためのガイドラインを整備することで、これら**技術の普及・促進を図る**
- ⇒ H28は「機械式鉄筋定着工法」等のガイドラインを策定
- ⇒ 機械式鉄筋定着工法の採用により、**鉄筋工数・工期が従来比で1割程度削減**

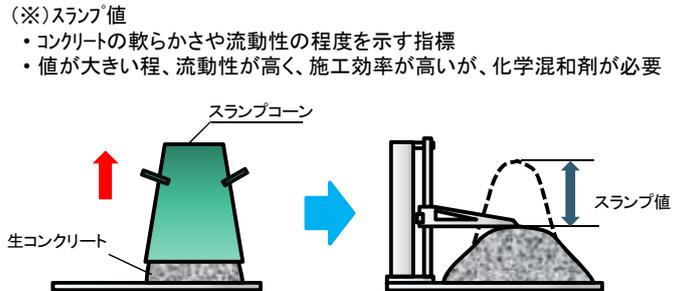


策定したガイドライン

技術・工法	策定期期
機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	H28.7策定
現場打ちコンクリート構造体に適用する機械式継手工法ガイドライン	H29.3策定
流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	H29.3策定
コンクリート構造体における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	H30.6策定
コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	H30.6策定
プレキャストコンクリート構造体に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	H31.1策定

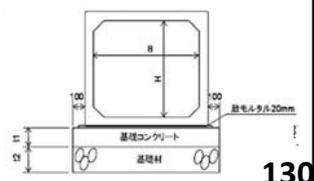
コンクリート打設の効率化

- コンクリート打設の効率化を図るため、個々の構造物に適したコンクリートを利用出来るよう、発注者の規定(※スランプ値規定)の見直し
- ⇒ **時間当たりのコンクリート打設量が約2割向上、作業員数で約2割の省人化**



プレキャストの活用

- プレキャストを活用する際、標準的な仕様を定めた要領を活用し、設計の効率化等を図る (L型擁壁、側溝、ボックスカルバート)

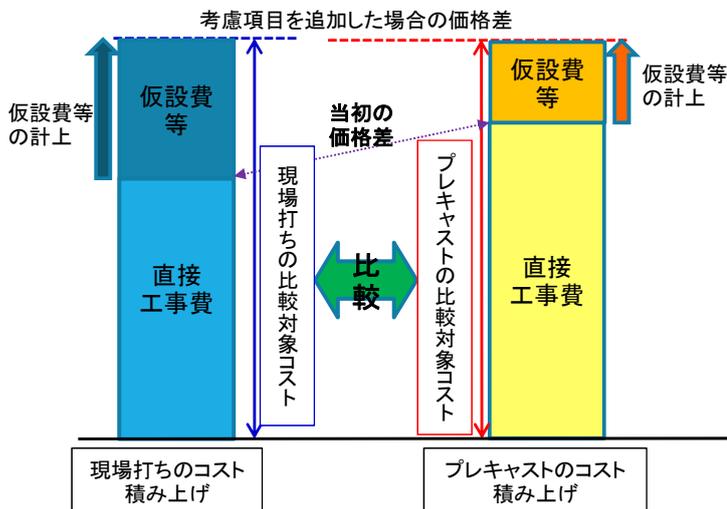


生産性を高める技術・工法の評価手法の導入

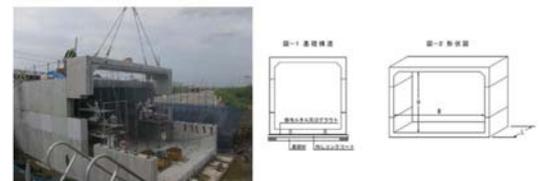
- ・ 直接工事費だけでなく、工期短縮効果などの効果も含めて技術・工法を評価できるよう、仮設費用等も考慮してコスト比較を実施し、採用を検討する。

【考慮すべき項目】

- ・ 直接工事費
- ・ 仮設費用(土留め工等損料、冬期施工時の雪寒仮囲い、水替え費)
- ・ 交通規制費用(交通誘導警備員)
- ・ 土砂等処分費用、等



【検討例】

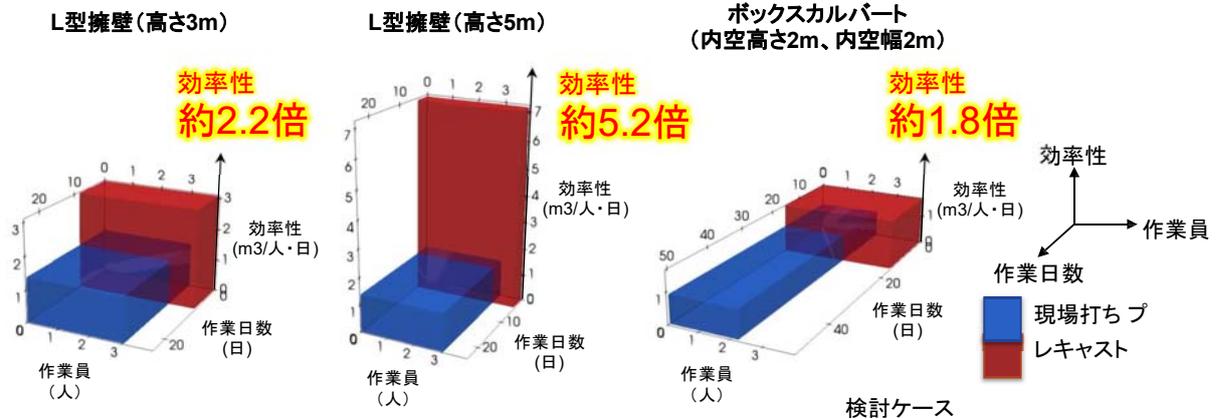


現場打ち	プレキャスト
940千円/m	1,400千円/m

+ 仮設費用
交通規制費
冬季施工時の雪寒仮囲い費など

現場打ち	プレキャスト
1,672千円/m	1,747千円/m

○現場打ちとプレキャストについて、効率性を人日当たり作業量とし、現行の積算基準等から算出。
 ○現場施工におけるプレキャストの効率性[m3/人日]は、現場打ちの約2~5倍であり、コンクリート工の効率性を高める方法の一つとして、プレキャスト化は有効。



$$\text{効率性} = \frac{\text{作業量(出来高)}}{\text{人・日}} = \frac{\text{コンクリート体積}}{\text{人・日}}$$

※算出には労務単価(東京)平成30年3月を使用

(コンクリート100m3当り)

ケース		寸法(m)	作業日数	作業員	生産性
1	L型擁壁	現場打ち 高さ3	23.8	3.0	1.4
2		現場打ち 高さ5	23.8	3.0	1.4
3		プレキャスト 高さ3	8.4	3.9	3.1
4		プレキャスト 高さ5	3.6	3.9	7.2
5	ボックスカルバート	現場打ち 内空高さ2 内空幅2	50.0	2.2	0.9
6		プレキャスト 内空高さ2 内空幅2	15.4	3.9	11 1.7

発注や施工時期等の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。
 具体的には、中長期的な工事の発注見通しについて、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

(2か年国債+当初予算におけるゼロ国債)

令和2年度:約3,200億円(平成31年度:約3,200億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※令和2年度の内訳は、2か年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→令和元年11月時点:1946団体(約97%)

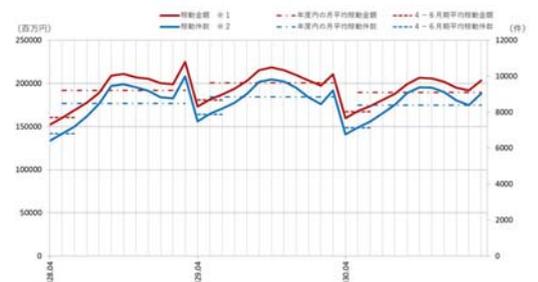
国、特殊法人等:205/213、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1674/1722(令和元年11月時点)

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、継続的にフォローアップを実施。

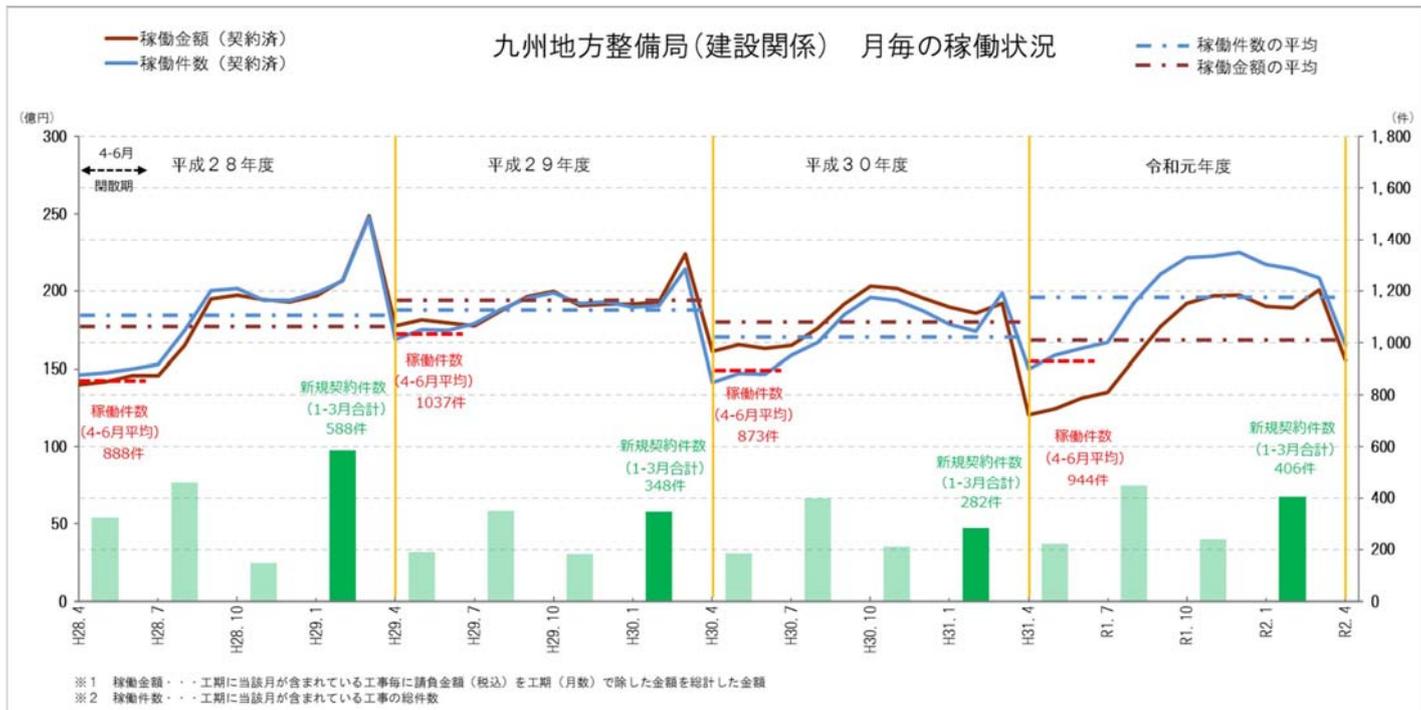
注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。



国土交通省直轄工事 稼働件数・金額の推移(全国)

発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)



平準化率 = 4-6稼働平均 / 年間の稼働平均 = 888 / 1,107 = 80%
 平準化率 = 4-6稼働平均 / 年間の稼働平均 = 1,037 / 1,129 = 92%
 平準化率 = 4-6稼働平均 / 年間の稼働平均 = 870 / 1,037 = 84%
 平準化率 = 4-6稼働平均 / 年間の稼働平均 = 944 / 1,180 = 80%

※件数ベース

平成28年度			
最低	877	件/月	4月
平均	1,107	件/月	
最高	1,486	件/月	3月
最低	140	億円/月	4月
平均	181	億円/月	
最高	249	億円/月	3月

平成29年度			
最低	1,014	件/月	4月
平均	1,129	件/月	
最高	1,285	件/月	3月
最低	177	億円/月	4月
平均	191	億円/月	
最高	224	億円/月	3月

平成30年度			
最低	849	件/月	4月
平均	1,037	件/月	
最高	1,191	件/月	10月
最低	161	億円/月	4月
平均	182	億円/月	
最高	203	億円/月	10月

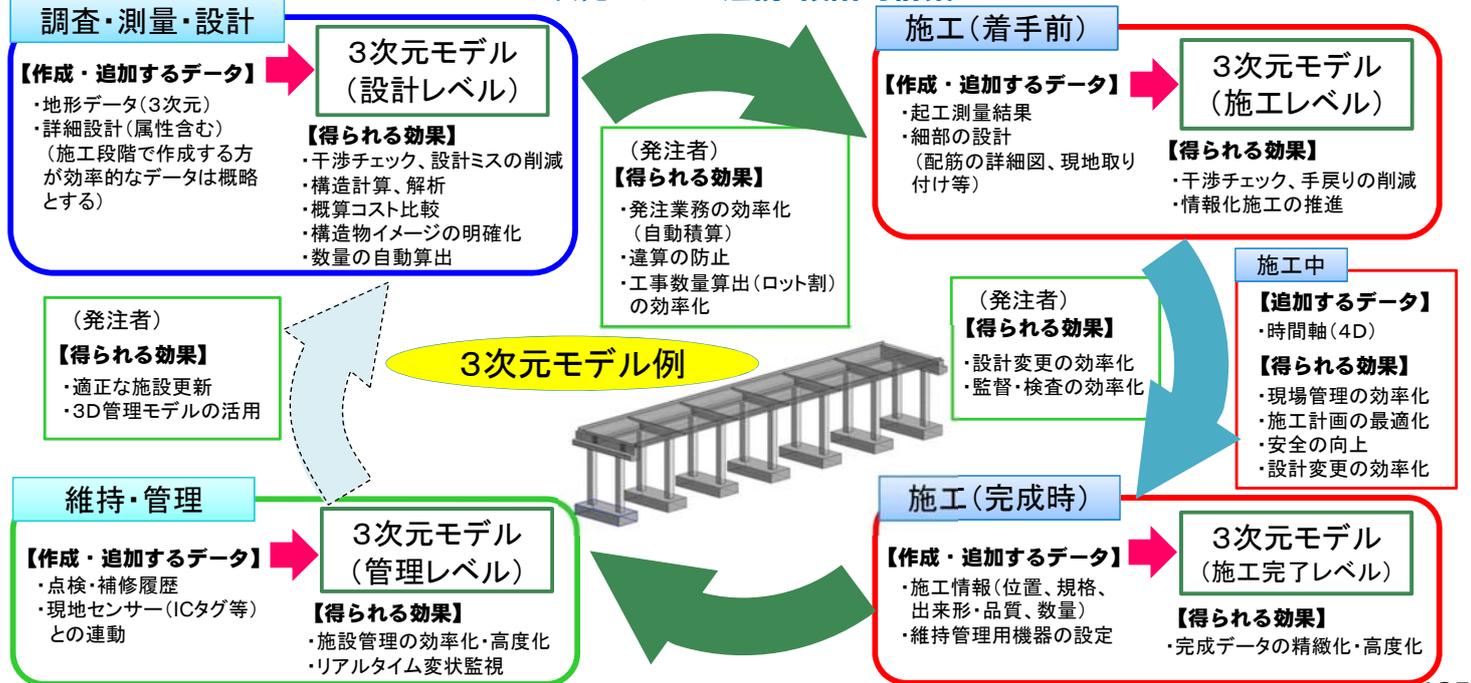
令和元年度			
最低	901	件/月	4月
平均	1,180	件/月	
最高	1,349	件/月	12月
最低	121	億円/月	4月
平均	168	億円/月	
最高	207	億円/月	12月

BIM/CIMの取り組み

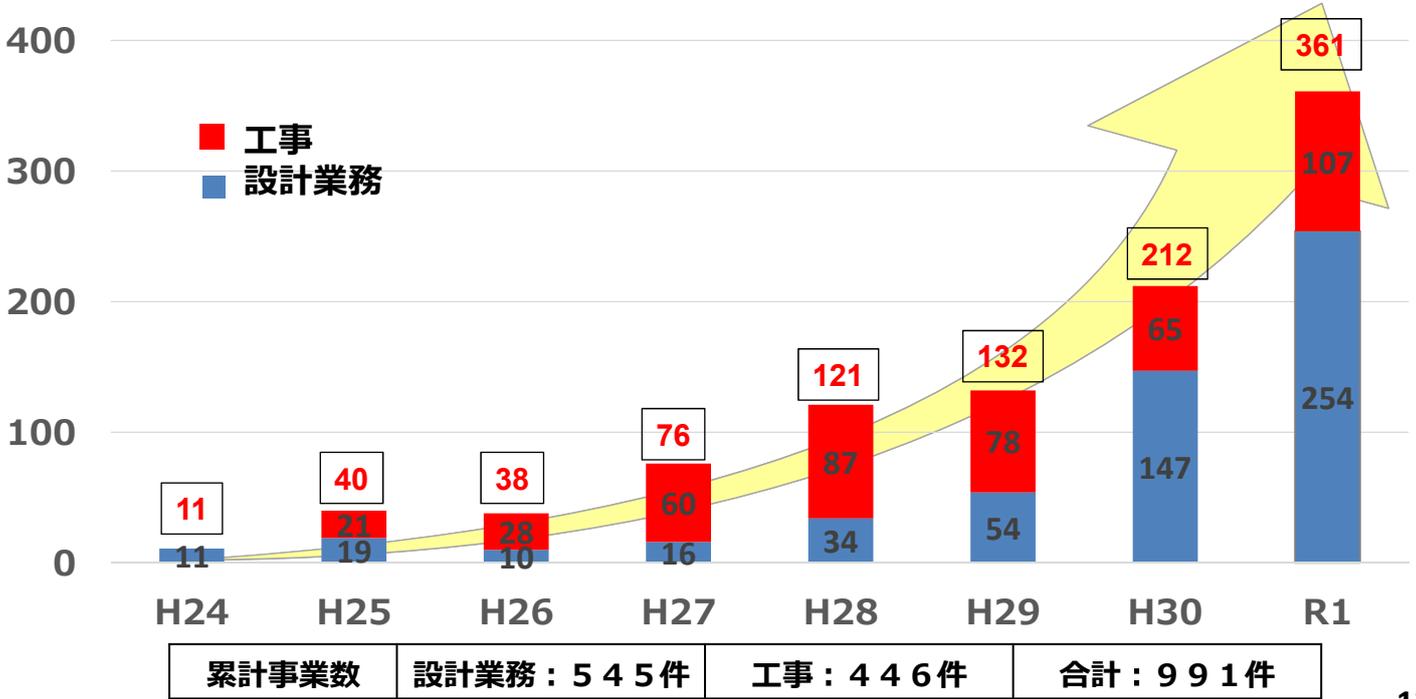
・BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management) とは、社会資本の調査・測量・設計段階から**3次元モデル**を導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、**情報を充実させながらこれを活用し**、あわせて事業全体にわたる**関係者間で情報を共有**することにより、一連の建設生産システムにおける**受発注者双方の業務効率化・高度化を図る**ものである。

・H30年度より、建築分野のBIM、土木分野のCIMの概念を改め、国際標準化等の動向に呼応し、地形や構造物等の**3次元化全体をBIM/CIMとして名称を統一**。

3次元モデルの連携・段階的構築



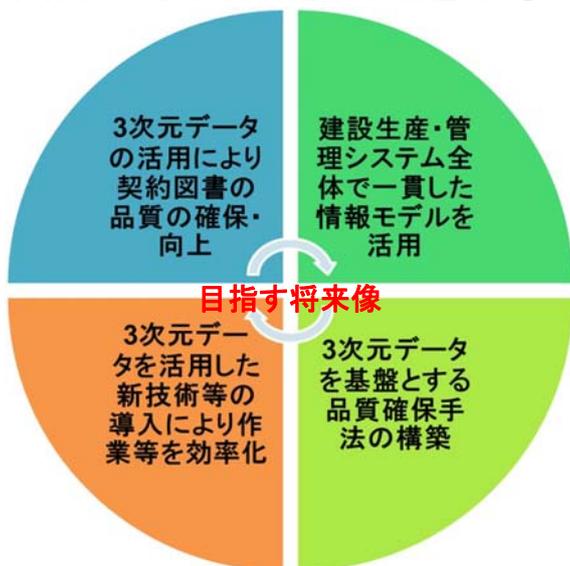
- H24年度から橋梁、ダム等を対象に3次元設計（BIM/CIM）を導入し、着実に増加。
- 令和元年度は、361件（業務：254件、工事：107件）で実施。



令和2年度のBIM/CIM発注方針(道路、河川等)

- R2年度より「橋梁、トンネル、河川構造物（樋門・樋管等）、ダム等の大規模構造物の予備設計及び詳細設計」をBIM/CIMの原則対象としている。地質調査業務、土工、橋梁、トンネル、ダム、河川構造物等の設計にも積極的に活用する。
- 前工程における3次元データの成果品が貸与可能な業務・工事は原則BIM/CIM活用の対象として発注する。
- 将来の運用を目指して、1業務・工事あたり、要求事項（リクワイヤメント）は原則4項目以上を設定し実施。
- R2年度補正予算により、全業務・工事でのBIM/CIM原則適用が、R7年度⇒R5年度に変更。

目指すところは「品質確保・生産性向上」



2020年度の要求事項

赤文字箇所:今年度追加

(リクワイヤメント(11項目))

- 段階モデル確認書を活用したBIM/CIMモデルの品質確保
- 情報共有システムを活用した関係者間における情報連携
- 後工程における活用を前提とする属性情報の付与
- 工期設定支援システム等と連携した設計工期の検討
- BIM/CIMモデルを活用した工事費の算出
- 契約図書としての機能を具備するBIM/CIMモデルの構築
- 異なるソフトウェア間で互換性を有するBIM/CIMモデルの作成
- BIM/CIMモデルを活用した効率的な照査
- 施工段階におけるBIM/CIMモデルの効率的な活用方策の検討
- BIM/CIMモデルを活用した効率的な監督・検査【工事のみ】
- その他【業務特性に応じた項目を設定】

【備考】

- ・予備及び詳細設計業務、工事:b)を原則実施
- ・段階モデル確認の試行対象とする場合は、a)の実施を必須とする。

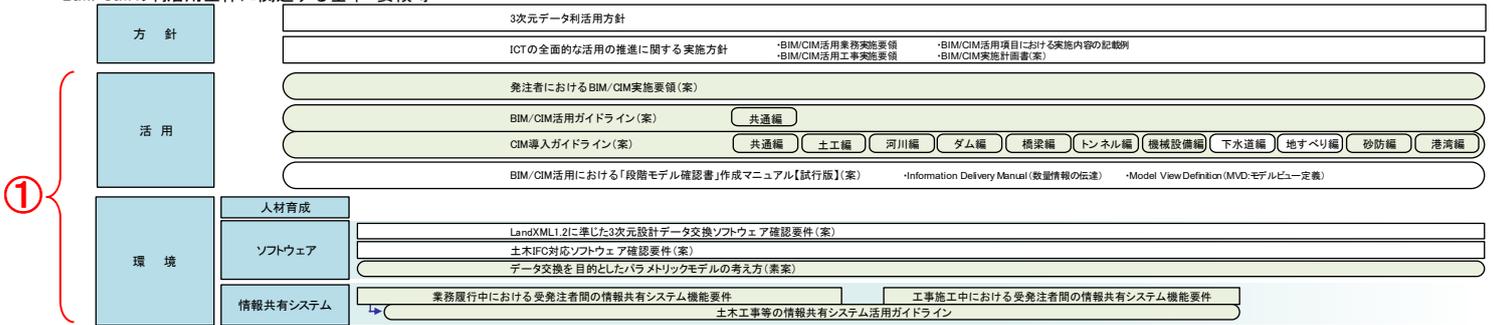
□策定基準類一覧

	文書名	新/改	概要
1	i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」の実施要領等について(通知)(別紙-9、10、別添-1、2)	改	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙-9 BIM/CIM活用業務実施要領(令和2年4月) ○別紙-10 BIM/CIM活用業務実施要領(令和2年4月) ○別添-1 BIM./CIM活用項目における実施内容の記載例(令和2年4月) ○別添-2 令和2年度BIM/CIM実施計画書(案)(令和2年4月) <p>【本文参照先: 以下URL】 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</p> <p>【BIM/CIM要領基準類等】 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html</p>

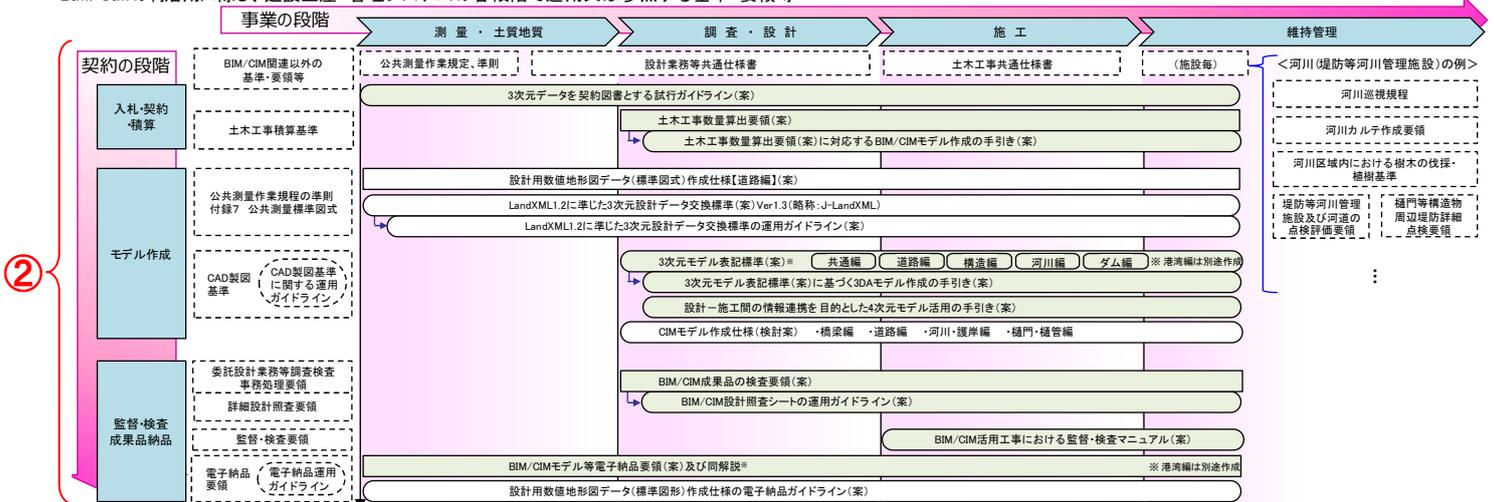
BIM/CIMを活用する上での基準要領等

令和2年3月25日時点

BIM/CIMの利活用全体に関連する基準・要領等



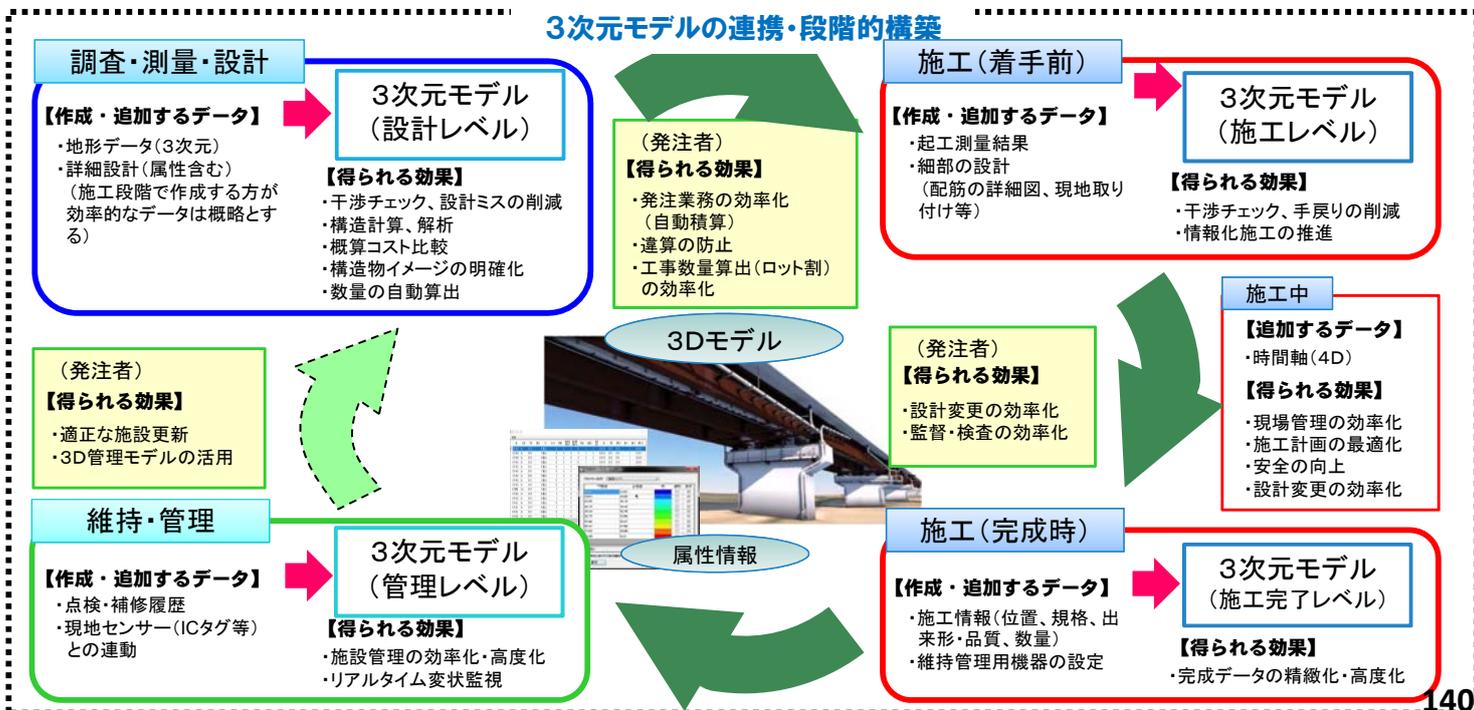
BIM/CIMの利活用際に、建設生産・管理システムの各段階で適用又は参照する基準・要領等



凡例 □ 基準・要領類 ○ ガイドライン・マニュアル等 → 事業の流れ

- BIM/CIMに関わる用語や3次元モデルの種類等の**基本事項**から、建設生産・管理システムの中での受発注者間の役割、様々な工種において実施された効果的な事例等の最新の動向までがわかりやすく記載された**BIM/CIMを実施する上での参考書的な役割**を担っている。

3次元モデルの連携・段階的構築



①-2 『発注者におけるBIM/CIM実施要領(案)』の制定

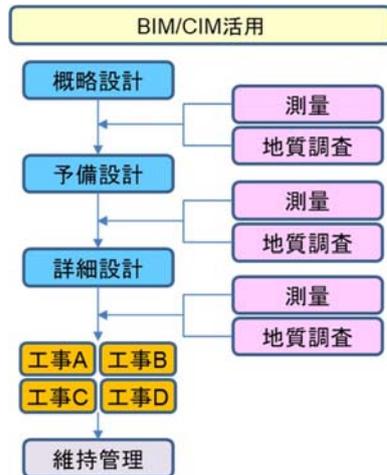
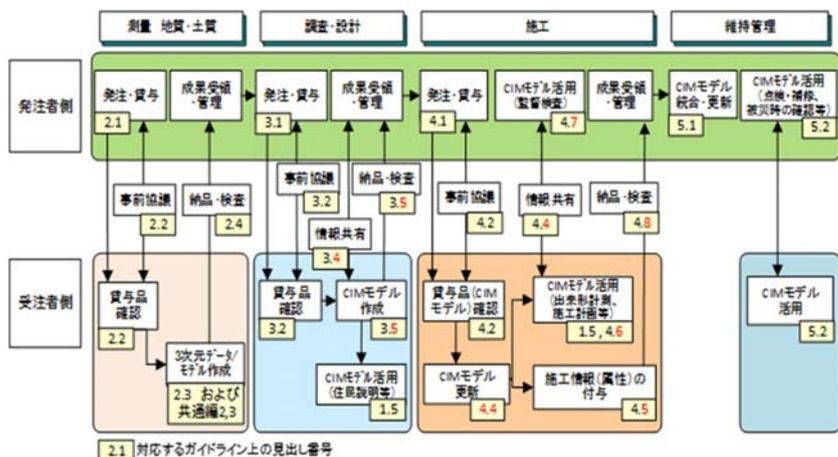
- 発注者がBIM/CIMを活用することを前提に、発注者がBIM/CIM業務等を発注するにあたり必要な事項を取りまとめた。
- 事業全体におけるBIM/CIMを活用したワークフロー等を整理し、各段階における目標を明確化させた。
- BIM/CIMを活用する場合の標準的な手順を明示した。

発注者におけるBIM/CIM実施要領(案)の目次構成

1 総則	3 BIM/CIM活用の流れ	4 各段階における活用目的
1.1 目的	3.1 BIM/CIM活用項目の検討	4.1 測量業務における活用目的
1.2 適用の範囲	3.2 発注準備	4.2 地質調査業務における活用目的
1.3 用語の定義	3.3 業務または工事の着手	4.3 設計業務における活用目的
2 一般事項	3.4 BIM/CIMの利活用	4.4 施工における活用目的
2.1 BIM/CIM活用の考え方	3.5 成果品の提出	3.5 維持管理における活用目的
2.2 担当者の責務・役割	3.6 成果品の検査	5 BIM/CIMに関する基準・要領類
2.3 業務・工事費の積算		
2.4 成績評定		

＜BIM/CIM活用の手順の標準化＞

- 業務、工事に共通するBIM/CIM活用の手順を標準化し、共通認識を醸成する。
- プロセスを標準化することで、業務及び事業の目的及び成果の達成度を把握しやすくし、受発注者双方の円滑な業務の実施を支援する。



CIM導入ガイドライン(案)におけるCIMモデルの作成・活用の流れ
(各編で同じ内容を記述しているが、共通編にCIM活用の記載がない。
また、標準的なプロセスについて記載がない。)

実際のBIM/CIMモデルの作成・活用の流れ
(測量、地質調査は後工程で必要な情報の作成。
各段階で必要となる情報は異なる。)

②-1 3次元データを契約図書とする試行ガイドライン(案)

【目的】本ガイドラインは、BIM/CIM活用業務及びBIM/CIM活用工事において、3次元データを契約図書とした試行を行うために必要な事項を定め、3次元データの活用効果や課題等を把握するものである。試行を通じ建設生産・管理システム全体での3次元データの活用を促進させ、BIM/CIM活用業務及びBIM/CIM活用工事での3次元データの契約図書化の実運用による更なる効率化に資することを目的とする。

試行を通じた活用効果および課題の抽出を予定 ⇒ 試行事例なし

【課題】今後、3次元モデルを契約図書に活用するためには、実際に3次元モデルを契約図書とした場合を想定し、活用効果と課題を抽出する必要があるが、現行の試行ガイドラインが活用されていない。このため、試行ガイドライン(案)が活用されない要因を分析した。3次元情報を利活用するうえで、現行のガイドライン(案)ではあいまいとなっている部分があったことから、英国のBIM Protocolを参考にガイドラインに不足している「3次元情報の照査の条件、相互運用性、知的財産権」について整理した。

【国内におけるBIM/CIMに関する取扱い方針(案)を踏まえた対応案】

- ① 3次元モデル等の照査及び矛盾や不整合が発生した場合の具体的な解決手順を示す(3次元情報の照査)。
- ② BIM/CIM活用業務・工事において、発注者が貸与又は受領する成果物の責任分界点を明示する(相互運用性)。
- ③ 使用する情報や成果物に含まれる知的財産権の扱いや使用するソフトウェアのライセンスに関する取り決めを示す。

令和元年度『3次元データを契約図書とする試行ガイドライン』の拡充(改定)

□ 『土木工事数量算出要領(案)に基づくBIM/CIMモデル作成の手引き(案)』は、『土木工事数量算出要領(案)』、「第1編 共通編」の「1.10 3次元モデルによる数量算出」に基づき、3次元モデルを用いて工事数量算出を行う際の手順や留意事項等を、参考事例を用いて解説するものである。

【目次】

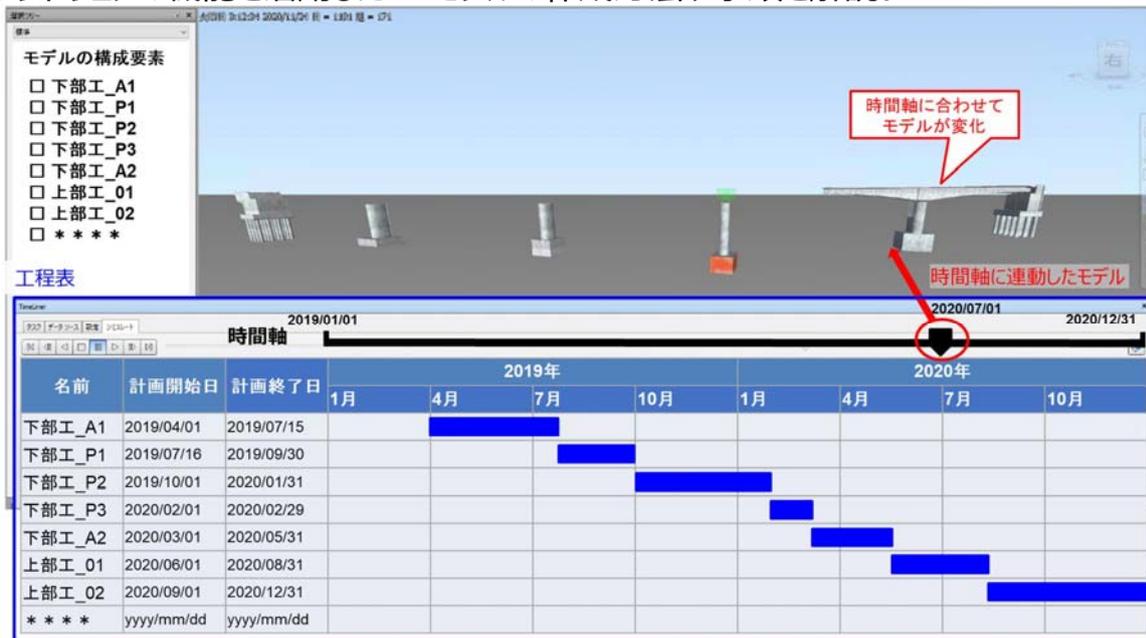
1. はじめに
 - 1.1 本手引きの位置付け・目的
 - 1.2 適用範囲
 - 1.3 本手引きの構成
2. 土構造物
 - 2.1 数量算出に用いるBIM/CIMモデルの作成と数量算出方法
 - 2.1.1 3次元地盤モデル(土質区分)
 - 2.1.2 土工モデル(施工形態)
 - 2.2 数量算出(例)
 - 2.2.1 BIM/CIMモデルならびに、数量算出項目及び区分
 - 2.2.2 BIM/CIMモデルの幾何形状の作成
 - 2.2.3 BIM/CIMモデルに付与する属性情報
3. コンクリート構造物
 - 3.1 数量算出に用いるBIM/CIMモデルの作成と数量算出方法
 - 3.2 数量算出(例)
 - 3.2.1 BIM/CIMモデルならびに、数量算出項目及び区分
 - 3.2.2 BIM/CIMモデルの幾何形状の作成と属性情報の付与
 - 3.2.3 BIM/CIMモデルに付与する属性情報
4. 鋼構造物
 - 4.1 数量算出に用いるBIM/CIMモデルの作成と数量算出方法
 - 4.2 数量算出(例)
 - 4.2.1 BIM/CIMモデルならびに、数量算出項目及び区分
 - 4.2.2 BIM/CIMモデルの幾何形状の作成と属性情報の付与
 - 4.2.3 BIM/CIMモデルに付与する属性情報
5. 参考文献

3土木工事数量算出要領(案)に基づく
BIM/CIMモデル作成の手引き(案)

令和2年3月
国土交通省

②-3 4次元モデル活用の手引き(案)の概要(工程表との連携)

＜汎用的な3DCADソフトの既存の機能を活用した工程表とBIM/CIMモデルの連携のイメージ＞
既存のソフトウェアの機能を活用した4Dモデルの作成方法や手順を解説。



＜ガイドラインへの記載内容＞

モデル作成、工程表の作成、モデル-工程表の関連づけといった4Dモデルの一連の作成手順を解説。また、過度な作りこみなどによって生産性を低下させないようにするため、4Dモデル作成時の留意点についても併せて記載。

【策定の背景と目的】

- BIM/CIM活用工事においては、設計情報の3次元データ等を活用した施工管理の高度化や効率化に向けた取り組みが広がりつつある。
- 発注者の監督・検査においても、従来の書類（紙）と臨場を主体とした確認・検査行為から設計情報の3次元データ等に対する施工履歴と結果（出来形、品質等）を比較する監督・検査を目指す。
- 臨場における確認・検査において、映像情報（動画、ライブストリーミング）やAR（オーグメンテッド・リアリティ）の積極的に導入するための環境を整備して、さらなる生産性の向上と効率化を推進する。

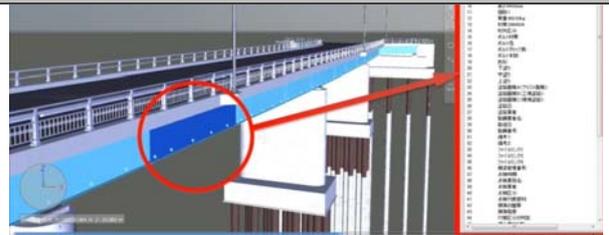
発注・契約（計画・実施内容の確認）

- 適切な工期の設定、施工妥当性の確認



調達仕様の確認

- 使用材料、材質 等



履行・施工管理（情報共有と意思伝達）

- 施工箇所と土量搬出計画の確認



AR技術を活用した監督・検査

- 設計と出来形の確認



【監督職員の実施項目（抜粋）】

※監督職員の実施項目の流れと内容を記載

BIM/CIM活用項目に関する協議

- 監督職員は、BIM/CIM 活用工事の実施にあたっては、施工計画書とは別に、一連のBIM/CIMの実施にかかる内容について「BIM/CIM実施計画書」を受注者より受領する。
- 「BIM/CIM実施計画書」に記載された項目について、BIM/CIMを活用した監督方法について受発注者協議を基に実施する。

実施手順	監督職員の実施項目
BIM/CIM活用工事の着手	(1) 契約内容の把握と貸与資料の確認 (2) 事前協議の実施 (3) 「BIM/CIM実施計画書」の受領
BIM/CIM活用に関する工事費の積算	(1) BIM/CIM活用工事に要する費用 (2) 技術提案事項の扱い (3) 積算方法
BIM/CIMを活用した施工状況等の確認	(1) 施工状況の確認と把握等 (2) 工程把握及び工事促進指示 (3) 対外調整 (4) 工事の安全に関する事項
完成検査の準備と実施	(1) BIM/CIM実施報告書 (2) BIM/CIMに関する成果品 (3) 工事成績評定

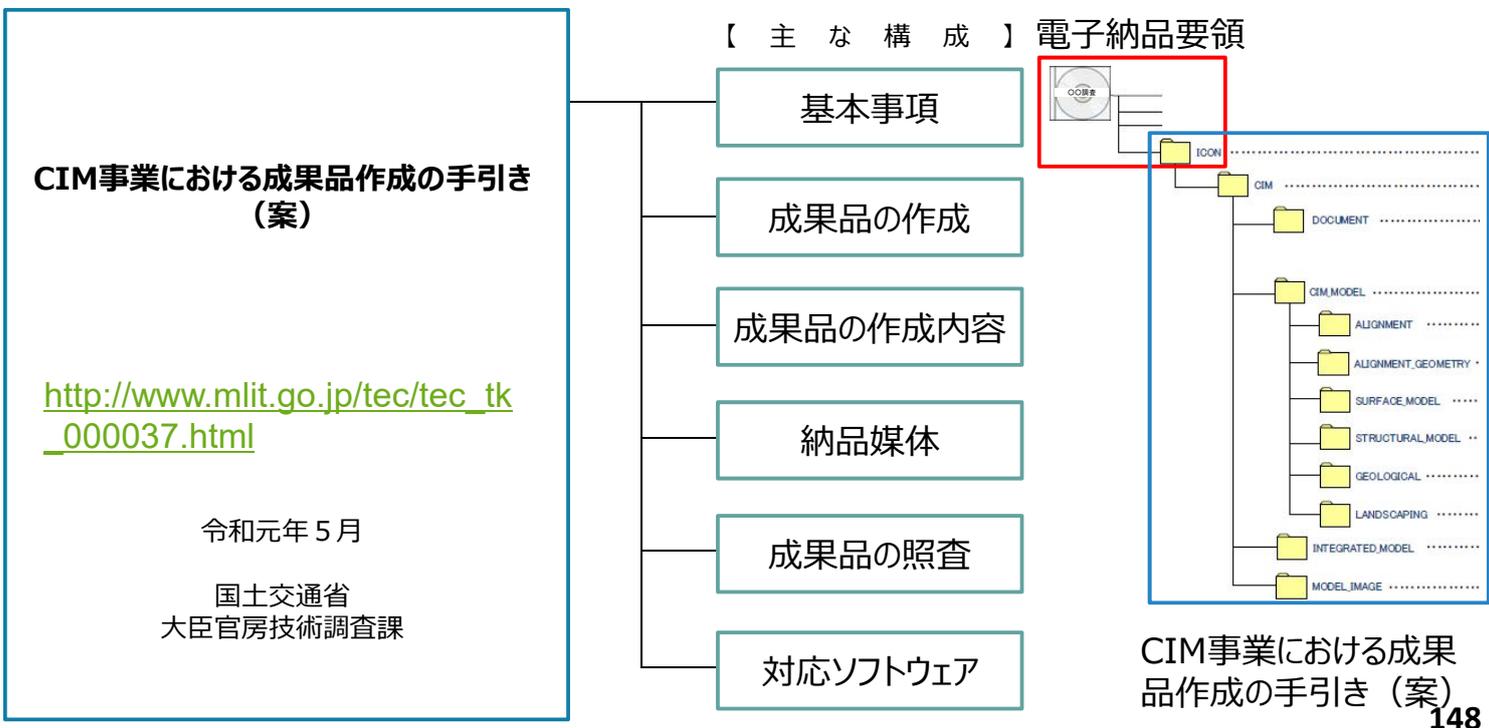
【検査職員の実施項目（抜粋）】

- 検査職員は、BIM/CIMの活用項目に応じた技術検査を適宜実施する。
- 映像情報（動画、ライブストリーミング）やAR（オーグメンテッド・リアリティ）を活用した小規模現場における臨場検査の省略 等

図-監督職員の実施項目

『CIM事業における成果品作成の手引き(案)』とは

- CIMモデルを納品する項目やフォルダ構成等、納品に必要な基本事項を規定したもの。
- H30年は実施に係る計画書、報告書の保存フォルダ命名規則を明記し、作成・更新したCIMモデルを格納するフォルダ/ファイルの有無についてルールを設定している。



① 令和元年度のモデル事務所におけるBIM/CIMの取組について

○施工CIMの活用による受発注者間の効率的な施工

目的: 職員の移動時間等の非生産的な状況を改善するために点群等の3次元データの活用及びWEBカメラを用いた遠隔での立会を実施し、受発注者間における効率的な施工を図る。

状況: 机上での立会の実施により職員の移動時間の解消、また、3次元モデルの情報共有システムの導入により受発注者間の早期の合意形成を図ることができる等により、本体工事において作業効率の改善が図ることができた。

課題: 発注者側がセキュリティ等の制約によりインフラの整備が追いついていない等の課題も確認されたため、今後改善を図る。

○住民への理解を深めるための広報・景観CIMの活用検討

目的: 住民及び見学者が立野ダムについて一層の理解を含めるため広報CIMを作成する。また、管理庁舎等完成時のイメージを確認するため、景観CIMを作成し活用を図る。

状況: 住民や観光者に広く関心を持ってもらえるきっかけづくりを意識し、構築するCIMモデルの見せ方などについて検討中。

○BIM/CIMの一般化に向けた取り組み

目的: 事務系、技術系の職員がBIM/CIMに関する知識を深め、普段の業務にBIM/CIMを活用することで業務改善、効率化を図れるようにする。

状況: 学識者を交えた所内全体の勉強会を実施。(第1回実施済み、2月に第2回を実施予定)

② 今後のモデル事務所におけるBIM/CIM実施内容等について

○施工CIMの活用による受発注者間の効率的な施工

目的: 地場の施工業者でも、スマートフォンなどの現場で使用している道具を使い、本体工事で実施している遠隔立会等効率的な施工が図れるよう試行を行う。併せて、現場の通信環境に応じて検測等の状況を録画した動画による遠隔立会も試行する。

状況: 地場企業が施工している現場において、工事情報共有システム及びスマートフォンを使用した遠隔立会を試行中である。

今後課題等を抽出し、令和2年度以降も活用を行っていく。

○BIM/CIMを活用した施工計画の策定

目的: ダム堤体の別件工事(土木、機械設備)が同時進行するためBIM/CIMで施工の流れをシミュレーションをし、施工工程における問題点等の抽出及び解決を図り、施工時の手戻りを防ぐことで作業の効率向上を図る。

状況: 各工事において、CIMモデルを現在作成中であり、作成終了後統合モデルを作成し施工計画に反映させる。

○ダム管理時における作業の効率化に向けた検討

目的: 管理所職員の減少に伴い、日常点検及び非常時点検での作業の効率化を図るため検討を行う。

状況: 管理段階におけるユースケースの想定を行い、活用内容の検討及び管理CIMモデルの構築・更新時期の設定について検討中。

150

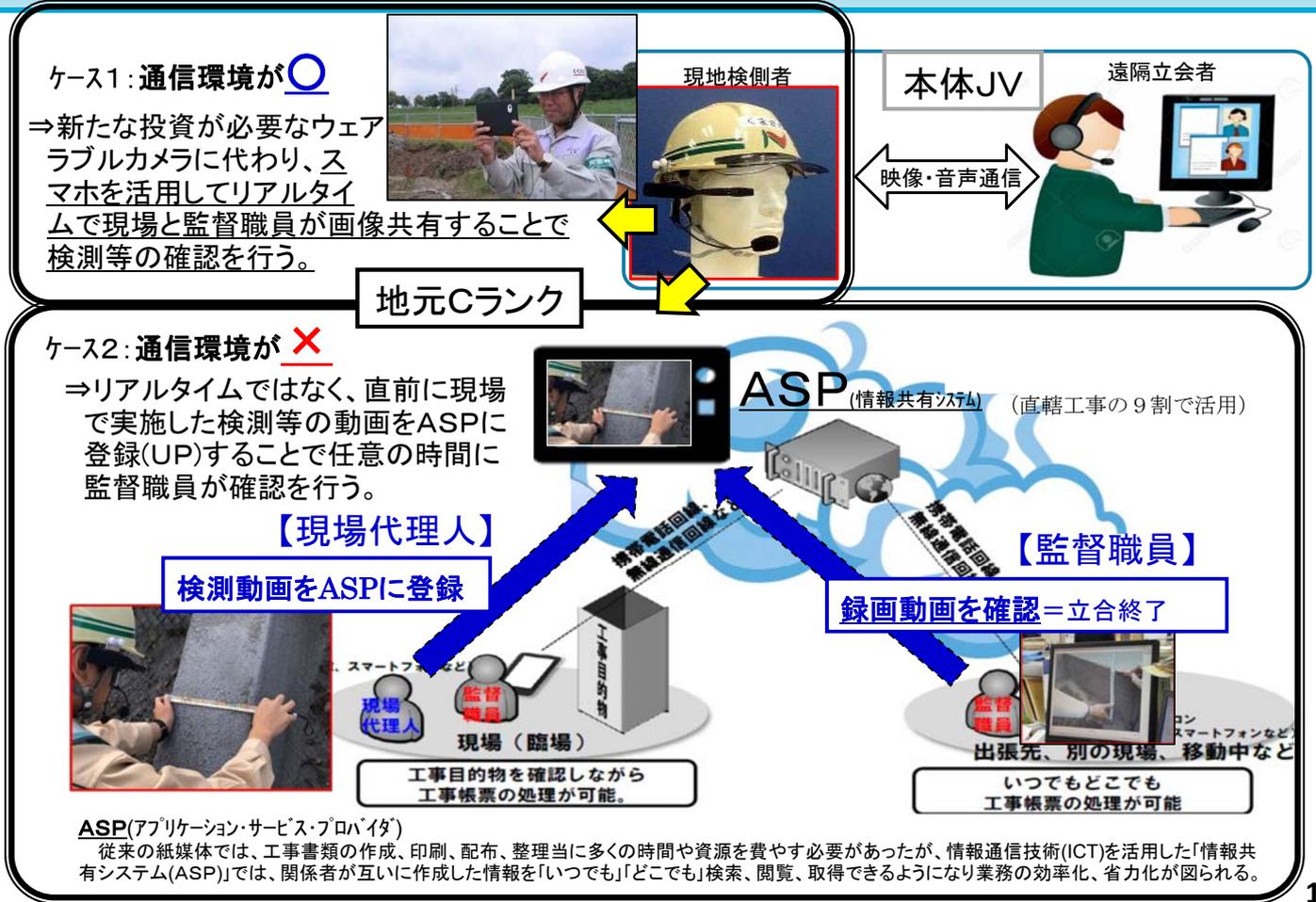
参考1: ①遠隔立会 《本体JV》

効果

- ・WEB会議システムと移動型ネットワークカメラを使用し、事務所で遠隔立会を実施。(現場での臨場を基本とするが、遠隔立会が可能な項目のみを実施する。)
- ・監督職員の**移動時間(片道約40分)の縮減**、立会日時調整の緩和により**作業効率の向上**が図られる。



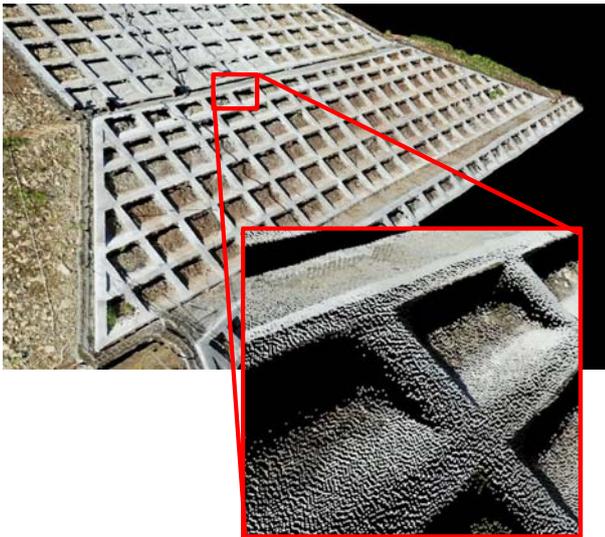
151



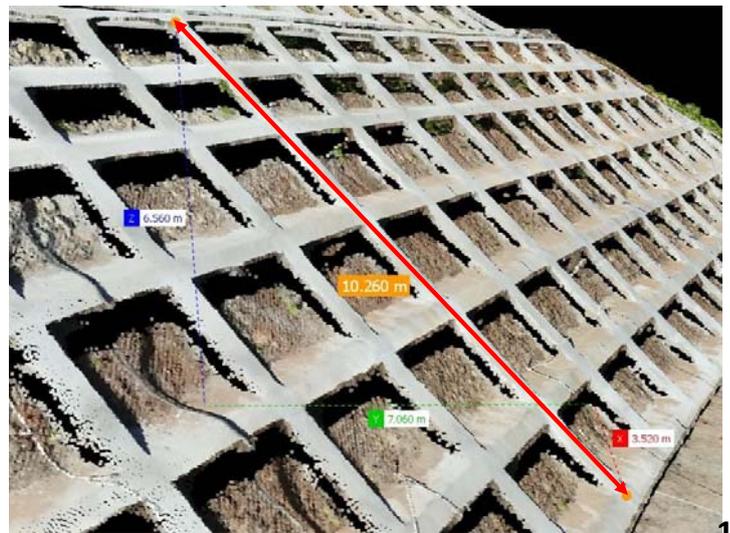
効果

- ・U A V地形測量での点群データを用いて、法枠工の出来形管理を実施。
- ・ロープを使用した高所での計測作業の必要がないため、**労力削減の効果及び安全性の確保**が図られる。
- ・計測作業中の作業中断がないため、**施工の効率化**が可能となる。
- ・情報共有ソフトを使用することで、監督職員も**机上での立会が可能となり効率化**が図られる。

【点群データ】

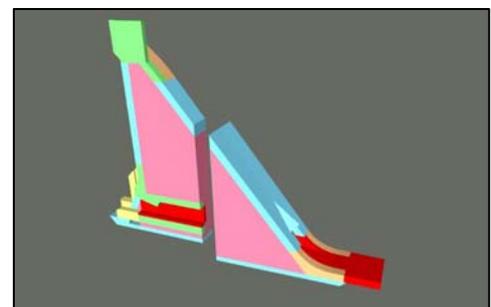
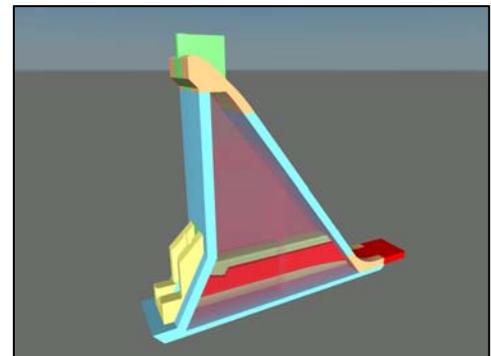
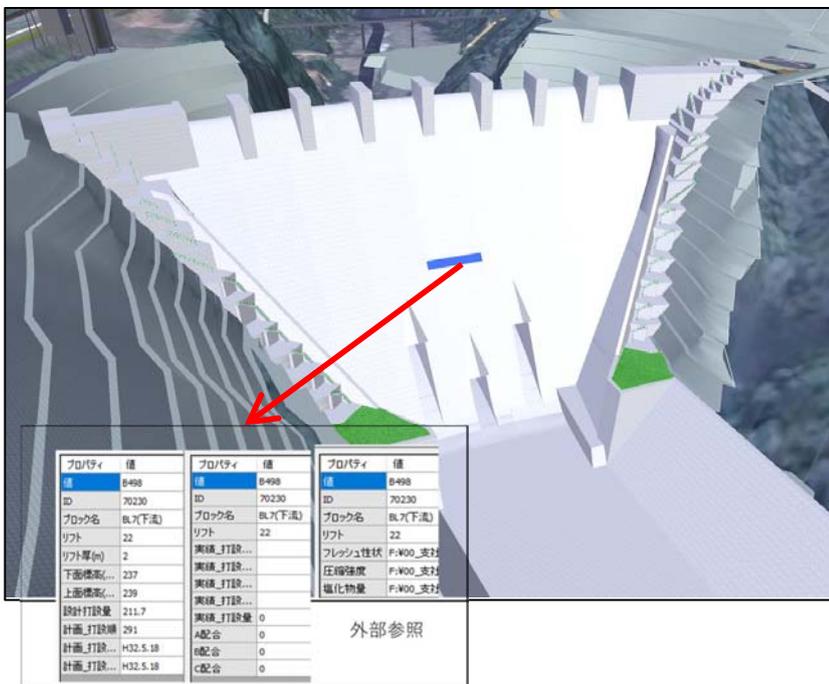


【3次元閲覧ソフト (Navisworks) にて計測】



効果

- ・打設ブロック、コンクリート配合毎にモデルを作成し、**日々の打設数量算出及び施工計画の検討**に活用し、効率化を図る。
- ・打設ブロック毎に施工記録を属性情報として付与し、**施工管理及び管理に向けての効率化**を図る。

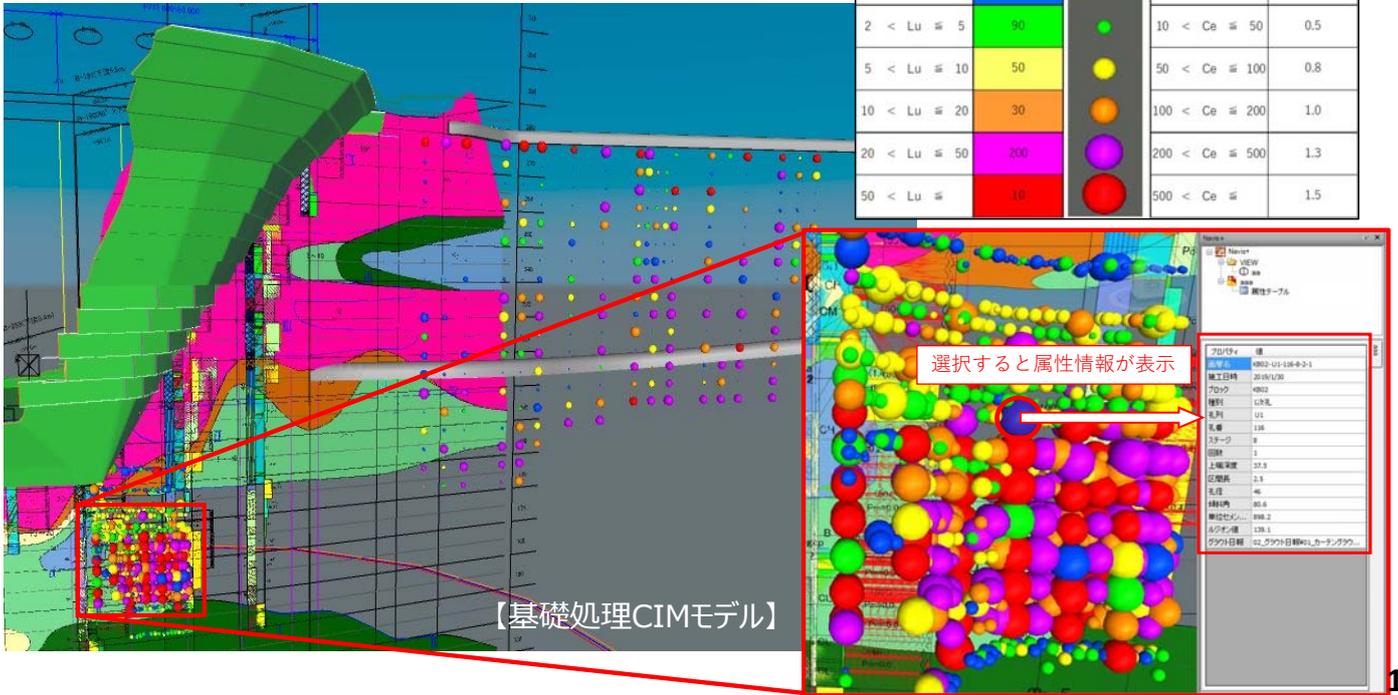


効果

- ・基礎処理した箇所を3次元モデル化することで、岩盤状況との関連性が確認できる。
- ・施工した箇所に属性情報を付与することで、**施工管理の一元化を図る**ことが可能となる。

グラウティング施工モデル凡例

ルジオン値	色番号	単位セメント量(kg/m)	球半径(m)
Lu ≦ 2	190	Ce ≦ 10	0.3
2 < Lu ≦ 5	90	10 < Ce ≦ 50	0.5
5 < Lu ≦ 10	50	50 < Ce ≦ 100	0.8
10 < Lu ≦ 20	30	100 < Ce ≦ 200	1.0
20 < Lu ≦ 50	200	200 < Ce ≦ 500	1.3
50 < Lu ≦	10	500 < Ce ≦	1.5



目的

最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携を促進し、建設現場の生産性向上を目指す。



活動内容

- 企業間連携の場の提供
 - ・行政ニーズや現場ニーズ、技術シーズの抽出(アンケート、ヒアリング等)
 - ・ニーズとシーズのマッチング(ピッチイベント等の実施)
- 技術開発の促進
 - ・国等が指定するテーマに基づく技術開発(建設技術研究開発助成制度の活用)
 - ・企業間で技術開発された有用な技術の普及拡大(現場への試行導入、NETISの活用等)
- 社会実装に向けた制度基準の課題と対応の整理



<問合せ窓口>

■九州地方整備局 企画部内に設置(技術管理課・施工企画課・技術検査官)

TEL 092-471-6331(代表) [ホームページ: http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/](http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/)

- ◇ i-Construction全般(ICT土工・規格の標準化・施工時期の平準化) ⇒技術管理課
- ◇ ICT土工に関する施工技術や機械・機器の調達に関する事 ⇒施工企画課
- ◇ ICT土工に関する各種基準・要領等に関する事 ⇒技術管理課・技術検査官
- ◇ ICT土工に関する技術習得のための研修活動等の支援 ⇒技術管理課

<『出前講座』も行っています！>

◇講座名：i-Constructionについて

◇内容：ICT活用工事の概要等

お気軽にお申し込み下さい。

158

中小企業・地方公共団体への支援策

- i-Constructionの中小企業への浸透を更に進めていくためには、中小企業において負担が大きい、ICTの導入や人材育成等への支援が必要
- 中小企業がICT施工を実施しやすい環境を構築するため、企業のICT実施状況を踏まえつつ、支援策を順次展開

① **小規模土工等の実態を踏まえた積算へ改善**

- ・中小企業がICTを活用しやすい環境を整備
- ・ICT施工の実態を調査し、小規模施工をはじめ実態を踏まえた積算が可能となるよう、**ICT建機の利用割合を現場に応じて設定できる積算に改善**(従来、掘削工におけるICT建機の利用割合は25%で一律)



現地状況等に応じて、ICTと従来型の建機を使用

② ニーズに沿った**3次元施工データの提供等**

- ・地方整備局技術事務所等によるサポート体制の充実と3次元データの提供等の支援等
(支援イメージ例)

	3次元測量・設計データ作成	ICT施工
従来	 施工業者(外注含む)	 施工業者
今回	地方整備局等 データ提供 未経験企業等	

③ ICTに関する**研修の充実等**

- ・3次元データの作成実習等の充実
- ・“専任”の明確化の再周知による、監理技術者等のICTに関する研修への参加しやすい環境づくり

④ **地方公共団体への支援**

- ・モデル事業における補助金等の活用

159

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP	
補助金	① ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援	購入費	-	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/pr/ip/chuki_16.pdf https://www.nttdata-strategy.com/r2tousyo-monohojo/kobo.html
	② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・精算プロセスの改善を行うための設備投資	購入費	-	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/hosei/pdf/hosei_yosan_pr_0130.pdf https://seisansei.smrj.go.jp/
	③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入教育費用他	購入費	-	http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html https://www.it-hojo.jp/applicant/
人材育成	④ 人材開発支援助成金	ICT土工をはじめとする特定訓練の経費や賃金補填	研修費 賃金補填	職業能力開発促進センター等	https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000617730.pdf

！ 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

区分	制度	対象	実施機関	備考	
税制優遇	⑤ 生産性向上特別措置法	生産性が年平均3%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	固定資産税	市町村	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html
	⑥ 中小企業経営強化税制	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	法人税、所得税、法人住民税、事業税	国（法人税、所得税）、都道府県（法人住民税、事業税）、市町村（法人住民税）	http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.pdf
	⑦ 中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器等			
低利融資	⑧ IT活用促進基金	情報化施工機器の購入・賃借	購入・賃借	(株)日本政策金融公庫	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html
	⑨ 環境・エネルギー対策資金	建設機械	購入		https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

！ 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

7. 工事の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注

総合評価落札方式の概要

- ・総合評価落札方式は、**価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とする**ことにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。
- ・九州地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除することにより算出する。（**除算方式**）

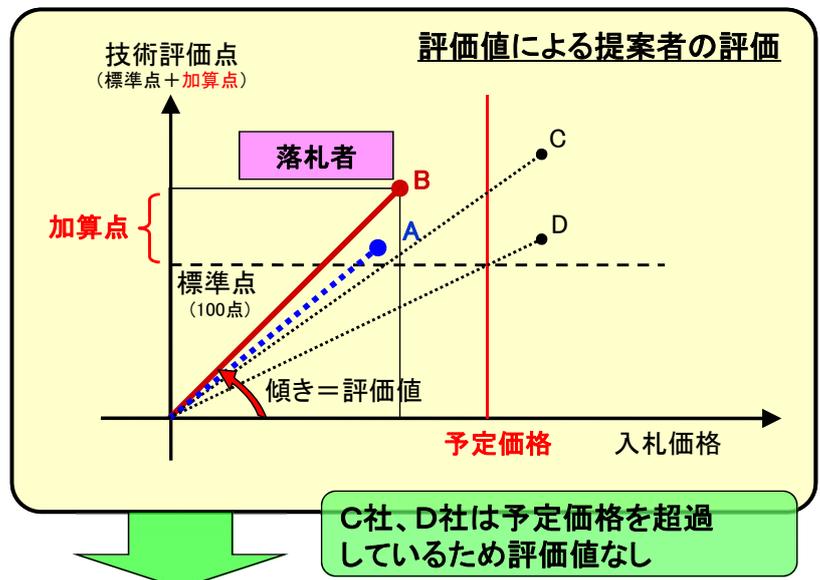
【落札者の決定方法】

※**予定価格の範囲内**で、**評価値が最も高い者**を落札者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

【技術評価点の設定の考え方】

・標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた**加算点の上限を30点から70点**までの範囲で決定する。



入札価格が最も低いのは、A社。しかし、**評価値が最も高いのは、B社。**
したがって、最も評価値の高い **B社** が落札者となる。

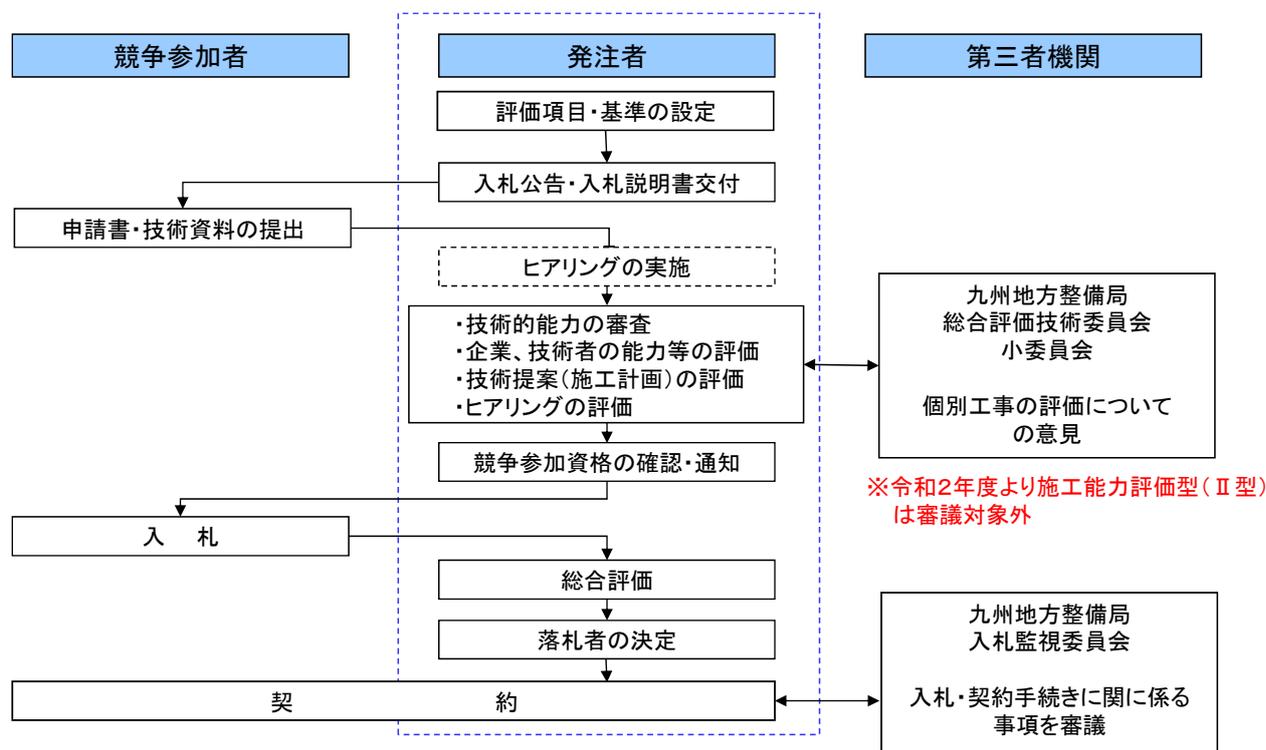
- ・九州地方整備局では、**すべての工事において一般競争入札を原則とする。**
- ・予定価格2.5千万円未満については工事希望型競争入札を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

予定価格	九州地整運用	負担行為担当官		一般土木	建築	As舗装	造園	電気設備	暖冷房 衛生設備	その他 ※ランク無し
		一般土木	官庁営繕							
7.2億円	一般競争入札 (WTO対象)	本官契約	本官契約	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Co舗装 鋼橋上部 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装 維持修繕 しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井 プレハブ建築 通信設備 受変電設備
6.9億円				Bランク	Bランク					
3.0億円	一般競争入札 (拡大)	分任官契約	本官契約 又は 分任官契約	Cランク	Cランク	Bランク	Aランク	Bランク	Bランク	
2.0億円										
1.2億円				Bランク	Cランク	Cランク	Cランク			
0.6億円										
0.5億円										
0.25億円	※1一般競争入札 (拡大)					Bランク		Cランク	Cランク	

※1 入札参加者の確保が困難な場合、工事希望型競争入札方式も適用可
※令和2年度から6.9億円

総合評価落札方式の実施フロー

- ・競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、**第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会 小委員会」**において意見を聞くこととしている。また、入札・契約手続きに関する事項については、**第三者機関「九州地方整備局入札監視委員会」**において審議することとしている。



※令和2年度より施工能力評価型(Ⅱ型)は審議対象外

← 施工能力を評価する → ← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない(実績で評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	可・不可の二段階で審査		点数化			
ヒアリング	実施しない※		必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない※		必要に応じて試行的に実施			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

※九州地整独自設定

■ 施工能力評価型

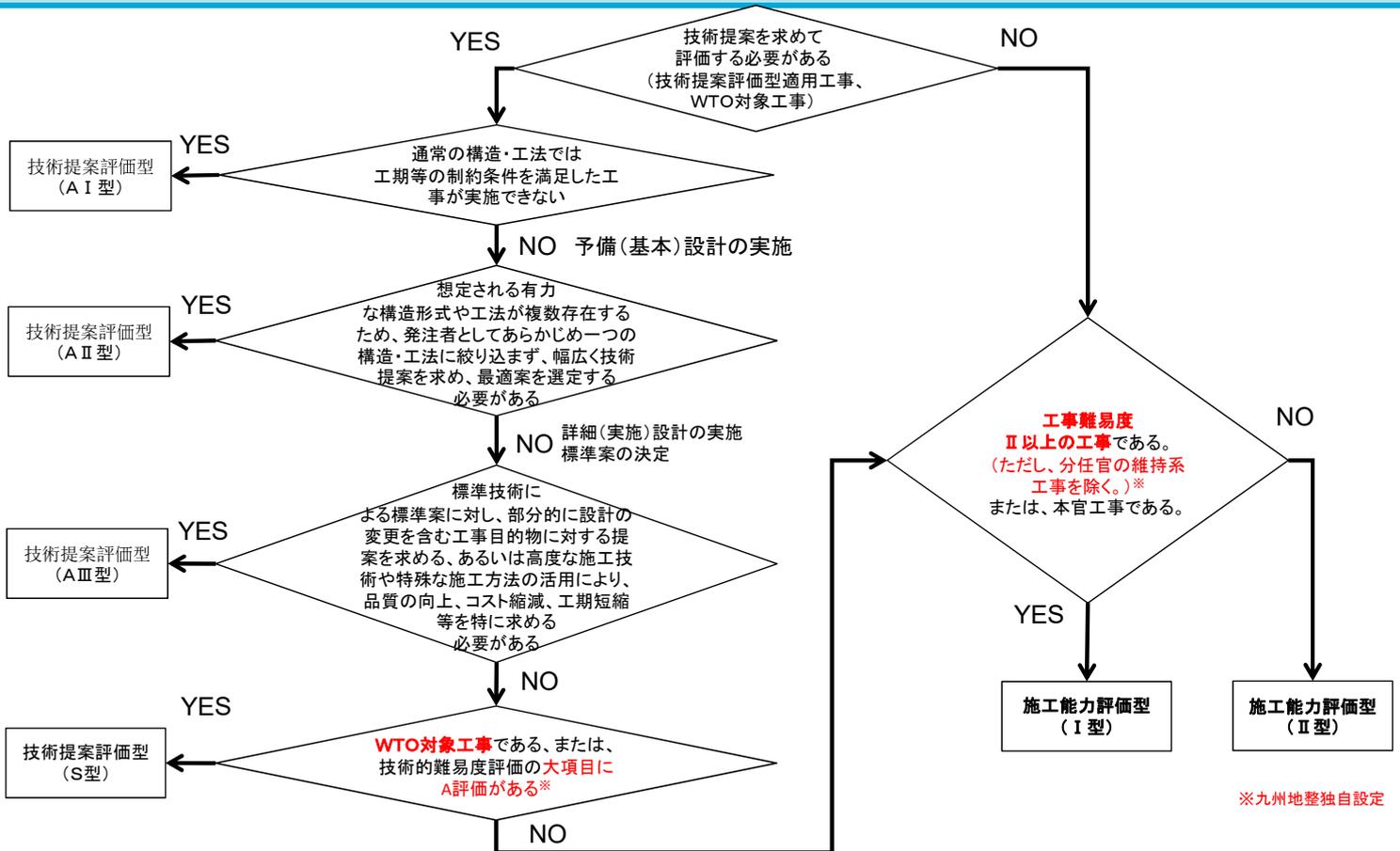
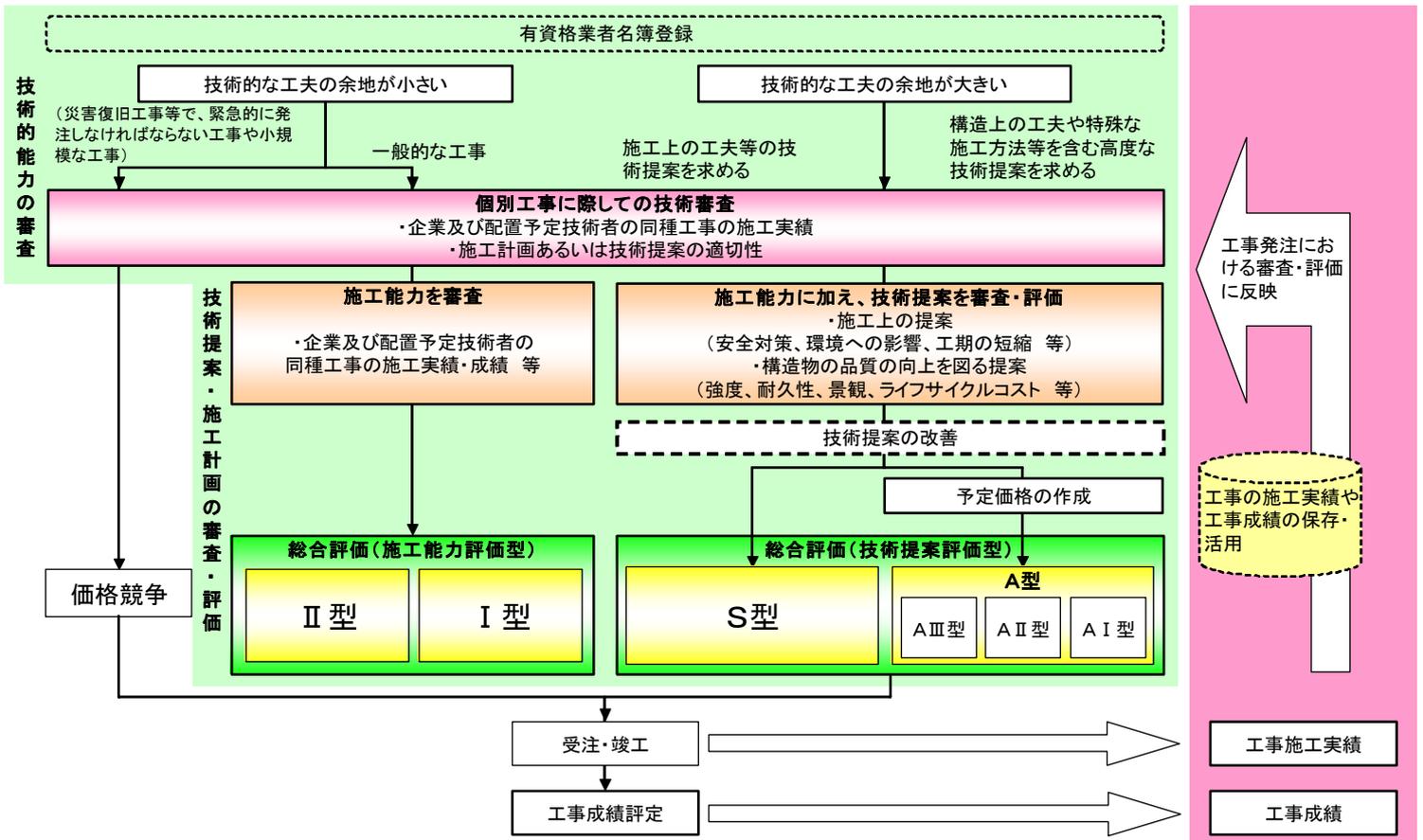
施工能力評価型は、**技術的工夫の余地が小さい工事を対象**に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、**施工計画**を審査するとともに、企業の実績等(当該企業の施工実績、工事成績、表彰等)、技術者の能力等(当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等)に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う**I型**と、企業の実績等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う**II型**に分類される。

■ 技術提案評価型

技術提案評価型は、**技術的工夫の余地が大きい工事を対象**に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めると、又は発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めるとにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別される。**A型**は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の**技術対話を通じて技術提案の改善を行う**とともに、**技術提案に基づき予定価格を作成**した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。**S型**は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される**施工上の工夫等の技術提案**と価格との総合評価を行う。



- ・総合評価落札方式のタイプ選定は、工事規模や難易度により下表のように設定する。
- ・1千万円以下の工事については、施工能力評価型(Ⅱ型)を適用する。

工事規模(億円)		WTO 技術提案評価型(S型)			WTO 技術提案評価型(A型)		
6.9		施工能力評価型(Ⅰ型) ※2			技術提案評価型(S型) ※1		
3.0		施工能力評価型(Ⅰ型) ※2			施工能力評価型(Ⅰ型) ※2		
0.1		施工能力評価型(Ⅱ型)			施工能力評価型(Ⅰ型) ※2		
工事の難易度		I	II	III	IV	V	VI

※1 工種および難易度によっては技術提案評価型(A型)を選定できる
 ※2 工種および難易度によっては技術提案評価型(S型)を選定できる
 注)これにより難しい場合は、総合評価落札方式のタイプ選定フローを参照
 ※令和2年度から6.9億円

工事の技術的難易度(河川・道路関係)

出典:国土交通省 請負工事成績評定要領

工事の技術的難易度(河川・道路関係)

事業分類	工事区分	工事難易度					
		低い	I	II	III	IV	V
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳、シールド、開削)			易	やや難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進・開削)、橋梁上部・下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳、シールド、開削)、共同溝(シールド)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋)				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			

工事の技術的難易度(官庁営繕、土木営繕関係)

建物機能分類	建物例	I	II	III	IV	V	VI
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案(施工計画)、②企業の能力等、③配置予定技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、下表の通りとする。
- ・地域貢献等の評価は、②企業の能力等の中で必要に応じて設定し、配点は下表の通りとする。

評価項目	施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型	I型	S型	S型(WTO)	A型(III)	A型(II)	A型(I)
施工計画	—	○	—	—	—	—	—
技術提案	—	—	30	60	70	70	70
企業の能力等	20(16)	20	15	—	—	—	—
うち、地域貢献等	6(4)	6	—	—	—	—	—
配置予定技術者の能力等	20(14)	20	15	—	—	—	—
加算点満点	40(30)	40	60	60	70	70	70
提案内容	—	施工計画	施工上の工夫等に係る提案		部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	—	可or不可	点数化		点数化		
段階選抜方式	—	—	△	△	△		
配置予定技術者ヒアリング	—	—	△	△	○		

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

○:必須
△:必要に応じて実施

- ・総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方を下表に示す。
- ・ヒアリングでは、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する。

	施工能力評価型		技術提案評価型		
	II型	I型	S型		A型
			WTO以外	WTO対象※	
ヒアリング	実施しない	実施しない※	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する		必須。 ただし、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない
段階選抜方式	実施しない	実施しない※	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施する(一般土木工事、建築工事のWTO対象案件は原則実施)		

※九州地整独自設定

【参考】ヒアリング内容及び評価(案)

評価指標	ヒアリングの内容	評価
1. 監理能力の確認	・実績工事の概要(工事内容及び工事での役割等)	ヒアリング内容により「配置予定技術者の工事実績評価点×係数(1.0、0.5、0.0)※」
2. 技術提案に対する理解度	・本工事の特徴を踏まえた提案理由と提案内容、効果の理解度 ・提案の効果を発揮するために、施工上配慮すべき事項の適切性	ヒアリング内容により「技術提案評価点(テーマ毎)×係数(1.0、0.5、0.0)※」

※係数は、必要に応じて適宜設定できる。

- ・施工能力評価型及び技術提案評価型(S型)の評価項目は下表のとおりとする。
- ・本店が施工県以外の参加者が見込まれる一般土木(B)、PC(セグメント桁を除く)及び建築(B)においては、地元企業活用評価型を適用する。
- ・なお、技術提案評価型(A型)については、別途ガイドラインにより実施する。

凡例 ◎：必須項目 ○：選択項目 ●：段階選抜の場合の評価項目
△：地元企業活用評価型の場合の評価項目

評価の視点	評価項目	施工能力評価型		技術提案評価型 (S型)		評価の視点	評価項目	施工能力評価型		技術提案評価型 (S型)			
		II型	I型	WTO以外	WTO			II型	I型	WTO以外	WTO		
①施工計画	施工計画(1テーマ:設計図書(標準案)の範囲内で重点的に配慮すべきこと)		◎ ^{※1}			④企業の能力等	工事实績	◎	◎	◎	●		
	工事目的物の性能・機能に関する事項						工事成績	◎	◎	◎	●		
②技術提案	社会的要請に関する事項	品質の向上				⑤地域貢献等	表彰(安全・優良施工・災害復旧等功労業者・VE提案優良業者)又は工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等功労感謝状	◎	◎	◎	●		
		環境の維持						工事の手持ち状況	◎ ^{※2}	◎ ^{※2}			
		交通の確保							配置予定技術者表彰及び登録基幹技能者配置	◎	◎	△	
		特別な安全対策			◎		◎						
	省資源対策またはリサイクル対策						働き方改革	◎	◎				
ライフサイクルコスト					オプション	下請予定業者の表彰実績		○	○	△			
総合的なコストに関する事項及び施工計画	施工上配慮すべき事項							その他オプション項目	○	○			
	◎	◎			⑥地元企業活用評価型	地元企業活用比率	△		△	△			
③配置予定技術者の能力等	工事实績	◎	◎	◎		●	⑦施工体制の審査・評価	品質確保のための体制等を確認し、施工内容の確実な実現性を審査・評価 ・品質確保の実効性 ・施工体制確保の確実性	◎	◎	◎	◎	
	工事成績	◎	◎	◎	●	⑧減点項目			事故及び不誠実な行為に対する「指名停止」「文書注意」「口頭注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の10%又は5%、2.5%を減点する。	◎	◎	◎	●
	表彰(優秀技術者)	◎	◎	◎	●		オプション	継続教育(CPD)の状況【下記以外】		○	○		
	配置予定技術者の資格	◎	◎							指定する工事の施工実績【電気設備、通信設備、受変電設備】	○	○	
	オプション	発注者の指定する資格保有技術者	○	○				発注者の指定する資格保有技術者			○	○	
		その他	○	○						◎	◎	◎	●
		◎	◎										

※1 施工計画は可か不可のみを評価する。

※2 一般土木工事のみ必須、その他の工種は選択項目

※3 土木系工事の維持修繕工事を除く全ての工種において、原則、必須

令和2年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式(二極化)の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、**令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点**を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「**担い手の中長期的な育成及び確保の促進**」と、**現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」**を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- **令和2年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。**

○総合評価落札方式の改善について

令和2年度からの総合評価における新たな取り組み

1) 「手持ち工事量評価」の見直し 【R2.4月導入】

- 受注の偏在化の是正、地元企業の受注機会の拡大のため、「手持ち工事量評価」の評価方法を見直し。
 - ⇒ 現行：企業の手持ち工事量の状況は、以下の方法で評価し数値が低い者を優位に評価
 $\frac{\text{「当該工事種別の地整内当該年度施工額」}}{\text{「当該工事種別の過去5ヶ年の地整内平均施工額」}}$
 当該年度施工額が3億円に達するまでは、過去の受注実績にとらわれずA評価（満点）とする“3億円ルール”を一般土木工事のみ適用
 - ⇒ 令和2年度：当該工事種別における地整内**当該年度の当初契約額の合計**とする。
 （一般土木のみ必須、その他の工事種別は選択項目）

2) 「企業の能力等における工事成績評価」の見直し及び切り替え時期の変更 【R2.8月導入】

- 業務の簡素化、ミス防止のため、「企業の能力等における工事成績評価」の評価方法を見直し。
 - ⇒ 現行：九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した当該工事種別の過去4ヶ年度+当該年度の工事成績の平均
 - ⇒ 令和2年度：九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した当該工事種別の**過去4ヶ年度**の工事成績の平均

3) 「働き方改革評価」の見直し 【R2.4月導入】

- 働き方改革推進のため、企業の能力等評価において、「働き方改革」の評価項目を必須に。
 - ⇒ 現行：試行工事「働き方改革推進評価型」で対応
 - ⇒ 令和2年度：**施工能力評価型（I型・II型）**の企業の能力等評価において**「働き方改革」の評価項目を必須項目**とする。
 （試行工事「働き方改革推進評価型」は廃止）

4) 「維持工事の実績評価」 【R1.12月導入済】

- 維持修繕工事の円滑な事業執行に関する取り組み（維持工事への入札参加業者を増やす取り組み）として、地域貢献等評価において「維持工事の実績」の評価項目を必須に。
 - ⇒ 現行：「維持工事の実績」については**選択項目**
 - ⇒ 令和2年度：**「維持工事の実績」については、土木系工事の維持修繕工事を除く全ての工種において、原則、必須項目**
 ※維持工事の実績：過去1ヶ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持修繕工事等の実績

5) 「表彰」項目の見直し 【R2.8月導入】

- 働き方改革促進優秀施工業者の新設
- 災害復旧等功労者（支援・協力部門）（役務契約）の表彰実績を加点。⇒ 入札説明書の「役務は除く」の記載を削除。

1) 手持ち工事量評価の見直し(1/2)

手持ち工事量の評価の概要

- 企業の手持ち工事量の状況は、以下の方法で評価し数値が低い者を優位に評価。
現行：「当該工事種別の地整内当該年度施工額」/「当該工事種別の過去5ヶ年の地整内平均施工額」
- 現在の手持ち評価では、過去の施工額がベース（分母）となるため、過去の受注実績が大きい業者ほど優位に働く計算手法となっており、手持ち評価が十分に機能していないことが考えられる。

見直し点

- 手持ち工事量評価を受注の偏在化対策として機能させるため下記のとおり見直しを行う。
⇒令和2年度：「当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計」
 （一般土木工事のみ必須、その他工事種別は選択項目）
- 見直しポイント①・・・当該年度の契約額のみでの評価とするため、受注の偏在化対策の効果が大きくなる。
- 見直しポイント②・・・施工額を契約額とすることで、契約の担保を手持ち工事量とする。年度が変われば、リセットとなる。（複数年国債、ゼロ国債、翌債、繰越しも当該年度の当初契約額のみを計上）

見直し手持ち工事量評価

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	手持ち工事量の状況	当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計	3段階	3億円未満・A	A:3.0
				3億円以上6億円未満・C	C:1.5
				6億円以上・E	E:0

※一般土木工事のみ必須とし、その他の工事種別は選択項目とする

1) 手持ち工事量評価の見直し(2/2)

手持ち工事量評価の見直し対比表

	令和元年度以前	令和2年度以降
一般土木	①当該工事種別の地整内当該年度施工額 3億円未満の場合：A評価（5点） ②3億円以上の場合 当該工事種別の地整内当該年度施工額÷ 当該工事種別の過去5年度の地整内平均施 工額 0.2未満：A（5点） 0.4未満：B（3.75点） 0.6未満：C（2.5点） 0.8未満：D（1.25点） 0.8以上：E（0点）	施工額：当該工事種別における地整内 当該年度の当初契約金額の合計 3億円未満：A（3点） 3億円以上～6億円未満：C（1.5点） 6億円以上：E（0点） 必須
一般土木以外	当該工事種別の地整内当該年度施工額÷ 当該工事種別の過去5年度の地整内平均施 工額 0.2未満：A（5点） 0.4未満：B（3.75点） 0.6未満：C（2.5点） 0.8未満：D（1.25点） 0.8以上：E（0点）	施工額：当該工事種別における地整内 当該年度の当初契約金額の合計 3億円未満：A（3点） 3億円以上～6億円未満：C（1.5点） 6億円以上：E（0点） 選択項目

2) 企業の能力等における工事成績評価の見直し

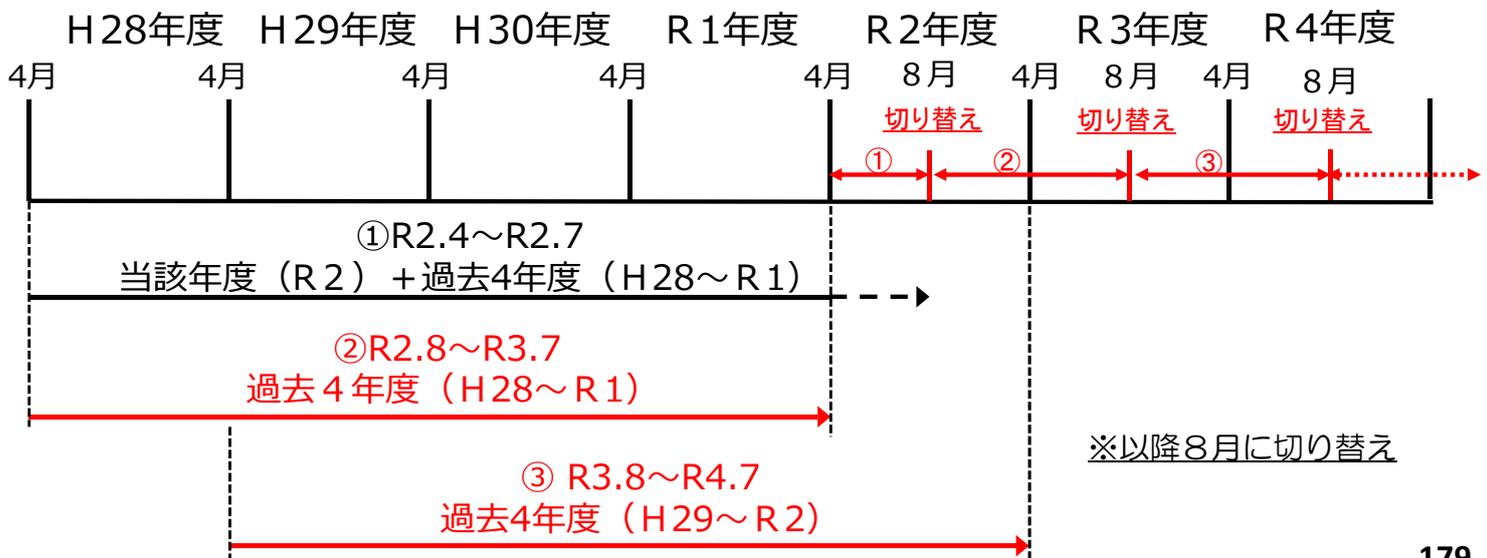
現行

- ・評価対象期間：九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した
当該工事種別の過去4ヵ年度＋当該年度の工事成績の平均。
- ・切り替え時期：4月
⇒業務の簡素化及びミス防止のため、評価方法及び切り替え時期を以下のとおりに変更する

令和2年度以降

- ・評価対象期間：九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した
当該工事種別の過去4ヵ年度の工事成績の平均。
- ・切り替え時期：8月（表彰実績の評価対象期間の切り替えと同時期）

【切り替え時期】



【配点項目及び配点】

4) 維持工事の実績評価



分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	従来	見直し
地域買断等	災害協定に基づく活動実績 【一般土木、維持修繕、A+舗装は必須】	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 各種事業上の災害協定に基づいた活動等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0	2.0
	維持工事等の実績 【原則必須(土木系工事の維持修繕工事を除く全ての工事において原則、必須)】	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0	2.0
	近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0	2.0
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0	2.0
	継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0	2.0
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての観点	指定する地域内における本店の所在	2段階 3段階	地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0	2.0
	専門工種の施工機械 自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、なし:E	2.0	2.0
減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点 ※口頭注意は、九州地方整備局を対象	3段階	指名停止:加算減点の10% 文書注意:加算減点の5% 口頭注意:加算減点の2.5%	▲4.0 ▲2.0 ▲1.0	▲4.0 ▲2.0 ▲1.0	
合計					40	40

表彰項目の見直し

- 働き方改革促進優秀施工業者の新設
- 災害復旧等功労者(支援・協力部門)(役務契約)の表彰実績を加点。
⇒ 入札説明書の「役務は除く」の記載を削除。

令和2年度8月以降入札説明書の記載例

総合評価に関する事項等
総合評価の評価項目

[企業の能力等]	
表彰(安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定(〇〇関係工事(〇〇部門)に限る) 【役務は除く】 災害復旧等功労者(支援・協力部門)	<p>① 直近2ヶ年度(令和元年度(平成30年度完成工事)~令和2年度(令和元年度完成工事))において、企業が元請けとして九州地方整備局(対象部局)から表彰(安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)工事成績優秀企業の認定(〇〇関係工事(〇〇部門)に限る)又は災害復旧等功労者(支援・協力部門)を受けた実績がある場合、その内容を(別記様式2)に記載すること。</p> <p>② ①に記載した表彰又は認定について、表彰状又は認定書の写しを添付すること。</p> <p>③ 評価は、局長表彰又は認定、事務所長表彰又は部長表彰の順で優位に評価する。</p> <p>④ 申請できる表彰又は認定の実績は、いずれか1件とする。</p> <p>⑤ 申請書等の提出期限日までに表彰が失効となった場合は、評価しない。</p> <p>※土木関係工事(土木部門)とは、以下の発注工種とする。 土木関係:土木に関する工事のうち下記の工種に限る。 「一般土木、アスファルト舗装、鋼橋上部、造園工事、セメント・コンクリート舗装、プレストレスト・コンクリート、法面処理、塗装、維持修繕、しゅんせつ、グラウト、杭打、さく井」</p>

試行工事名	試行概要	試行開始時期	対象工事		令和2年度の方針	九州独自
1 新技術導入促進型 (I型、II型)	総合評価落札方式の技術提案等において、新技術の提案を求め、その新技術を評価・採用することで、積極的な新技術の活用を推進し、効率的な施工管理、安全管理等による工物品質の向上等につなげる。	平成30年度	対象工事	本官及び分任官の土木系工事	継続	
2 企業実績評価型	災害復旧工事や施工環境が厳しい工事等、企業の組織力、機動力、技術的な経験を重視する工事において、企業の実績をより高く評価する ※技術者の不足による入札不調対策、技術者の抱い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業へのプライオリティを高める観点から企業評価をより重視	平成30年度 (令和2年1月一部改正)	対象工事	分任官の一般土木C	※一部の評価基準の見直し	○
3 簡易確認型	総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る	平成29年度	対象工事	一般土木C工事(施工能力評価型II型)	継続	
4 若手技術者評価型	入札参加要件における配置予定技術者の監理(主任)技術者を若手技術者(45歳以下)とする	平成24年度 (平成30年4月一部改正)	対象工事	分任官工事のうち技術的に高度でない工事	継続	
5 技術提案評価型 (自由テーマ)	本官工事において、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた課題及び技術提案を競争参加者に自由に求める	平成26年度	対象工事	本官工事の土木系工事	継続	○
6 一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料(技術提案)の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	平成25年度 (平成26年度一部改正)	対象工事	技術提案評価型(S型)、施工能力評価型(I型・II型)、技術提案チャレンジ型の契約方式	継続	
7 技術提案チャレンジ型 (I型、II型)	受注実績の少ない企業や、地域を支える建設業の入札参加意欲向上しつつ、担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的とし実績を求めず技術提案をより高く評価する	平成27年度 (平成31年4月一部改正)	対象工事	分任官工事(土木系工事)のうち技術的高度でない工事	※一部の評価基準の見直し	
8 電気通信チャレンジ型	・ 電通チャレンジ型(参入促進型)(受変電設備工事) 成績評定での加点は行わず、施工実績で加点 ・ 電通チャレンジ型(担い手確保型)(通信設備工事) 技術者の能力等は求めず、企業の施工能力と施工計画のみで評価	令和元年度 (令和2年1月試行開始)	対象工事	受変電設備工事、通信設備工事	新規	○
9 機械チャレンジ型	工事成績を持たない技術者に対して経験を積み、技術者拡大を目的として、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価する	令和元年度 (令和2年1月試行開始)	対象工事	分任官工事のうち機械系工事	新規	○
10 営繕チャレンジ型	・ 配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配属し易くなる。 ・ 企業の能力評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、西幹工事等の実績の無い者でも入札参加し易くなる。 ・ 周辺の道路工事実績がないほど評価点が低くなるような評価項目を追加し、新規参入や西幹工事実績の少ない企業の入札参加意欲を促す	令和元年度 (令和2年1月試行開始)	対象工事	営繕系工事のうち円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事	新規	○

1. 新技術導入促進型

本官及び分任官の土木系工事を対象

【背景】

- 生産人口が減少する中、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上が喫緊の課題である。
- 本試行は、技術提案に基づき、**新技術導入促進(I)型**にあっては実用段階にある技術を有効に活用し、**新技術導入促進(II)型**にあっては実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証することにより、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工物品質の向上等につなげるものである。

【内容】

➢ 新技術導入促進(I)型

発注者は、提案された新技術の活用が有効かつ具体的であると認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、**「企業の能力等」の「新技術の活用」で評価(1点)**

新技術導入促進(I)型【実用段階にある新技術を対象】

- ・ 技術提案評価型又は施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術を活用する提案**を求め、その妥当性等について評価

【費用イメージ】

工事価格

新技術
活用経費

※工事価格には、一般管理費等を含む

➢ 新技術導入促進(II)型

発注者は、提案により開発される技術の新規性、有効性、現場実証の具体性を認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、**新技術の現場実証を求めるテーマを設定し評価**

新技術導入促進(II)型【研究開発段階にある新技術を対象】

- ・ 原則として、技術提案評価型において、効率的な施工管理、安全管理等を実施することにより工物品質の向上等を推進するため、主として**実用段階に達していない新技術の開発、または要素技術の検証に関する提案**を求め、提案技術の有効性、具体性等について評価する。契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。

【費用イメージ】

工事価格

+

新技術
導入経費※

※開発される技術が有用で、実証内容が妥当と認められる場合に発注者が費用を負担

【背景】

- 監理（主任）技術者の不足による入札不調対策技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業へのプライオリティを高める観点から企業評価をより重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

- 本試行は、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和することを目的として、現行の工事の配点を見直し、企業配点を高く設定するものである。

- 配置予定技術者の能力等 20点
⇒ 本試行：10点 【工事成績を求めない】
- 企業の能力等 14点
⇒ 本試行：22点
- 地域貢献等 6点
⇒ 本試行：8点 【災害協定実績は必須】

- 対象工事：分任官工事のうち、災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、高度な技術を要する工事、機械経の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事としているが、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事についても、工事の規模や受注状況、地域の実績等を踏まえ、適切に実施することとする。

技術者の能力 最大10点	工事実績	技術者評価点 (10点)
	5点	
	表彰3点	
	資格1点 OP1点	
企業の能力等 最大22点	工事実績4点	企業評価点 (30点)
	工事成績6点	
	表彰2点	
	手持ち4点	
	働き方改革3点	
	OP3点	
地域貢献等 最大8点	災害協定実績【必須】4点	
	OP4点	

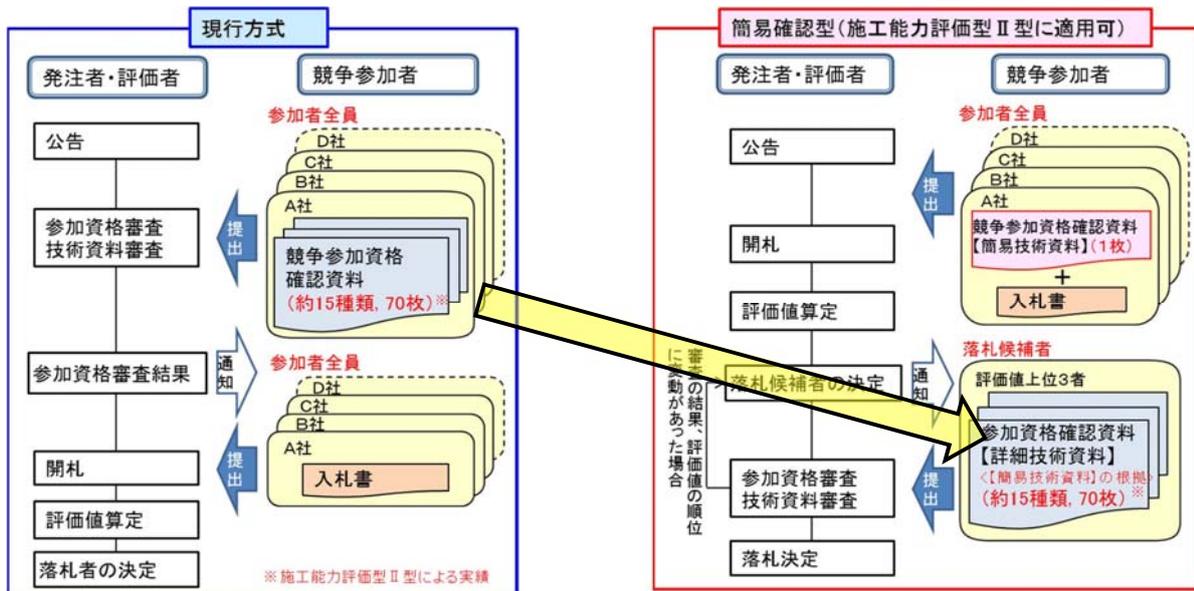
3. 簡易確認型

【背景】

- 現行方式では、技術資料の作成や技術審査に多大な負担を要している。
- 総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る。

【内容】

- 本試行は、入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】（1枚）の提出を求め評価値を算定し、評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認し、落札者を決定するものである。



4. 若手技術者評価型

分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事を対象

【背景】

- 平成27年4月より運用開始した、品確法の運用指針に「若手や女性などの技術者の登用を促す方式」が謳われているところ。豊富な経験や技術力を有する世代が引退を迎えた際、次世代への技術力等の継承が危ぶまれることから、**新たな技術者の確保・育成**を図る事が重要

【内容】

- 本試行は、**監理（主任）技術者の参加資格要件に年齢制限を設定し**「若手技術者」の活用を促す試行工事である。

- 参加資格要件：**45歳以下**
- 「配置予定技術者の年齢」：年齢が35歳以下のものをより優位に評価（配点：2点/30点）
- 「企業の支援体制」：選択式（配点：5点/30点）

【評価表】

【評価項目「企業の支援体制」の簡略化】

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	I型	II型
技術者の能力等	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績	2段階	より同種性の高い工事の実績あり：A 同種性が認められる工事の実績あり：E	2.0	2.0
	工事成績	地方整備局（港湾空港関係を除く）発注及び北海道開発局（河川・道路、宮城事業部門）発注の当該工事種別における過去4か年度・当該年度のうち、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上：a 79点：b 78点：c 77点：d 76点：e 75点：f 74点以下：g	4.0	4.0
	表彰（優秀技術者）	地方整備局（港湾空港関係を除く）及び北海道開発局（河川・道路、宮城事業部門）より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績（〇〇関係工事に限る）	3段階	局長表彰：A 事務所長表彰及び部長表彰：C なし：E	1.0	1.0
	配置予定技術者の資格	1級〇〇施工管理技士の経験（〇〇は工程によって「土木」「建築」「電気工事」「管工事」又は「造園」となる）	3段階	5年以上：A 2年以上5年未満：C 2年未満：E	1.0	1.0
	若手技術者の配置	配置予定技術者の年齢	3段階	35歳以下：A 36歳以上40歳以下：C 41歳以上：E	2.0	2.0

評価項目（例）

- 本工事に指導員または現場代理人として、経験豊富な技術者（一級土木施工管理技士の経験10年以上）を配置
- 定期的に本社による安全管理、工程管理、品質管理等を実施指導
- 定期的に若手技術者のスキルアップ講習等を実施
- その他（自由記載）

上記項目のうち、1つ選択した場合：2.5点、2つ以上選択した場合：5点加点とする。
※ 評価項目については現場の施工内容等により、各事務所（発注者）で変更・追加可能。

188

5. 技術提案評価型（自由テーマ）

本官工事の土木系工事を対象

【背景】

- 技術提案評価型（S型）における技術提案は、工事種別および現場条件等から発注者が課題を設定し、その課題に対する技術提案を求めているため、**同じ課題で回数を重ねる事で競争参加企業の技術提案の評価点が満点付近で横並びし、価格だけの競争になる恐れ**が生じていた。

【内容】

- 本試行は、**参加企業に当該工事に関する地域特性や工事特性等を踏まえた課題を提案させて、そのテーマに対する技術提案を求めることで、民間技術力の活用を図るとともに技術力の競争性を確保する**ものである。
- 運用にあたっては、技術提案5題に対し、これまでの「指定テーマ」と「自由テーマ」を組み合わせ出題しているところ。

189

【背景】

労働力人口が減少する中、受発注者双方において、入札・契約手続きの簡素化、効率化が課題となっている。工事内容が同様の工事で、かつ参加資格要件等が共通の複数工事の発注にあたって、効率的な発注事務を実施する必要がある。

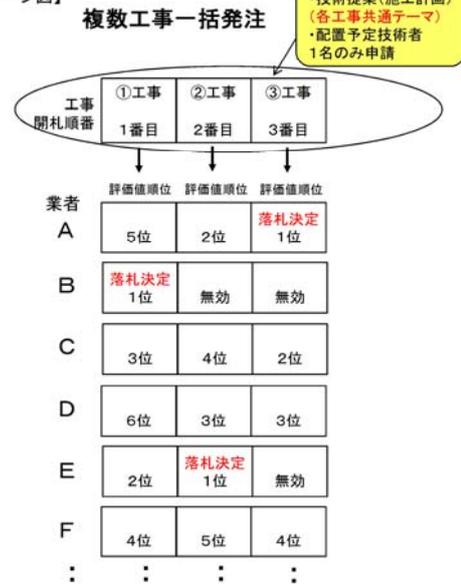
【内容】

参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加資格者からの技術資料の提出は1つのみとし、発注者・競争参加資格者双方の業務負担の軽減を図る。

一括審査方式の内容

- ① 複数工事の発注に対して同一テーマの技術提案を求める。
- ② 競争参加者は、すべての工事または、希望する工事に参加できる。ただし、配置予定技術者は1名とする。
- ③ 入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工事ごとに評価値の最も高い者を落札者とする。
- ④ 落札者は、次の工事以降は無効となる。

【イメージ図】



7. 技術提案チャレンジ型

分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事を対象

技術提案チャレンジ型の概要

- ・ 地元精通した企業は地域防災の担い手であり、地元の企業・技術者の育成が必要である。
- ・ 現行の総合評価制度は、過去の実績評価のウエイトが大きいため実績が少ない者の受注機会が制約される。
- ・ 本試行は、地域を支える建設業者の受注機会拡大のため、企業や技術者の過去の実績を求めず、提案された施工計画を主な評価とし、受注機会のチャンスを拡大する試行工事である。
- ・ 本試行工事については、当該年度の受注状況を考慮したI型（当該年度の受注（契約）実績の件数を評価）と新規参入企業の更なる受注機会拡大等を目的とするII型（過去の受注（契約）実績を評価）の2つのタイプにて実施。

【評価表】

I 型					II 型				
評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注(契約)実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における当該年度の受注(契約)実績に応じて加点する。	5段階	0件 : A(4点) 1件 : B(3点) 2件 : C(2点) 3件 : D(1点) 4件以上 : E(0点)	4.0	受注(契約)実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における過去の受注(契約)実績に応じて加点する。	5段階	・過去5か年度及び当該年度の実績なし : A(4点) ・過去4か年度及び当該年度の実績なし : B(3点) ・過去3か年度及び当該年度の実績なし : C(2点) ・過去2か年度及び当該年度の実績なし : D(1点) ・過去2か年度及び当該年度の実績あり : E(0点)	4.0

評価の例（II型） ※令和2年度の場合

H26年度以前	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (当該年度)	評価
実績有り							A(4点)
	実績有り						B(3点)
		実績有り					C(2点)
			実績有り				D(1点)
				実績有り			E(0点)
					実績有り		E(0点)
						実績有り	E(0点)

8. 電気通信チャレンジ型

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

- ・受変電・発動発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加。(市発注の庁舎等の受変電・発動発電機工事) **(参入促進型)**
- ・地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている
- ・成績評定での加点は行わず、**施工実績で加点**

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

- ・建設業法における電気通信工事の資格を持った技術者に対して監理(主任)技術者としての経験を積ませることを目的に試行 **(担い手確保型)**
- ・配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない
- ・総合評価において、技術者の能力等は求めずに、**企業の施工能力と施工計画のみで評価**

分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点		
施工計画			施工計画				
配置予定技術者の能力等	必須	20	配置予定技術者の能力等	必須	20		
	シミュレーション項目			シミュレーション項目			
	工事実績			20.0		工事実績	20.0
	工事成績			-		工事成績	-
	表彰(優秀技術者)			-		表彰(優秀技術者)	-
	配置予定技術者の資格			-		配置予定技術者の資格	-
	継続教育(CPD)の状況			-		継続教育(CPD)の状況	-
	指定する工事の施工実績			-		指定する工事の施工実績	-
	発注者の指定する資格保有技術者			-		発注者の指定する資格保有技術者	-
	その他			-		その他	-
企業の能力等	必須	14	企業の能力等	必須	14		
	オプショントラック項目			オプショントラック項目			
	工事実績			14.0		工事実績	14.0
	工事成績			-		工事成績	-
	表彰、工事成績優秀企業の認定			-		表彰、工事成績優秀企業の認定	-
	工事の手持ち状況			-		工事の手持ち状況	-
	配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置			-		配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	-
	下請け予定業者の表彰実績			-		下請け予定業者の表彰実績	-
	〇〇工事の実績			-		〇〇工事の実績	-
	新技術の活用			-		新技術の活用	-
地域貢献等	必須	6	地域貢献等	必須	6		
	オプショントラック項目			オプショントラック項目			
	災害協定に基づく活動実績			2.0		災害協定に基づく活動実績	2.0
	維持工事等の実績			2.0		維持工事等の実績	2.0
	近隣地域内工事の実績			2.0		近隣地域内工事の実績	2.0
	継続的な技術者保有に基づく信頼度			2.0		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0
	継続的な営業に基づく信頼度			2.0		継続的な営業に基づく信頼度	2.0
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての態勢			2.0		工事の確実かつ円滑な実施体制としての態勢	2.0
	専門工種の施工機械自社保有状況			2.0		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0
	合計			40		合計	40

分類	評価項目	配点	分類	評価項目	配点		
施工計画			施工計画				
配置予定技術者の能力等	必須	20	配置予定技術者の能力等	必須	20		
	シミュレーション項目			シミュレーション項目			
	工事実績			5.0		工事実績	5.0
	工事成績			10.0		工事成績	10.0
	表彰(優秀技術者)			3.0		表彰(優秀技術者)	3.0
	配置予定技術者の資格			1.0		配置予定技術者の資格	1.0
	継続教育(CPD)の状況			1.0		継続教育(CPD)の状況	1.0
	指定する工事の施工実績			1.0		指定する工事の施工実績	1.0
	発注者の指定する資格保有技術者			1.0		発注者の指定する資格保有技術者	1.0
	その他			1.0		その他	1.0
企業の能力等	必須	14	企業の能力等	必須	14		
	オプショントラック項目			オプショントラック項目			
	工事実績			2.0		工事実績	2.0
	工事成績			4.0		工事成績	4.0
	表彰、工事成績優秀企業の認定			1.0		表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0
	工事の手持ち状況			5.0		工事の手持ち状況	5.0
	配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置			2.0		配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置	2.0
	下請け予定業者の表彰実績			1.0		下請け予定業者の表彰実績	1.0
	〇〇工事の実績			1.0		〇〇工事の実績	1.0
	新技術の活用			1.0		新技術の活用	1.0
地域貢献等	必須	6	地域貢献等	必須	6		
	オプショントラック項目			オプショントラック項目			
	災害協定に基づく活動実績			2.0		災害協定に基づく活動実績	2.0
	維持工事等の実績			2.0		維持工事等の実績	2.0
	近隣地域内工事の実績			2.0		近隣地域内工事の実績	2.0
	継続的な技術者保有に基づく信頼度			2.0		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0
	継続的な営業に基づく信頼度			2.0		継続的な営業に基づく信頼度	2.0
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての態勢			2.0		工事の確実かつ円滑な実施体制としての態勢	2.0
	専門工種の施工機械自社保有状況			2.0		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0
	合計			40		合計	20

9. 機械チャレンジ型

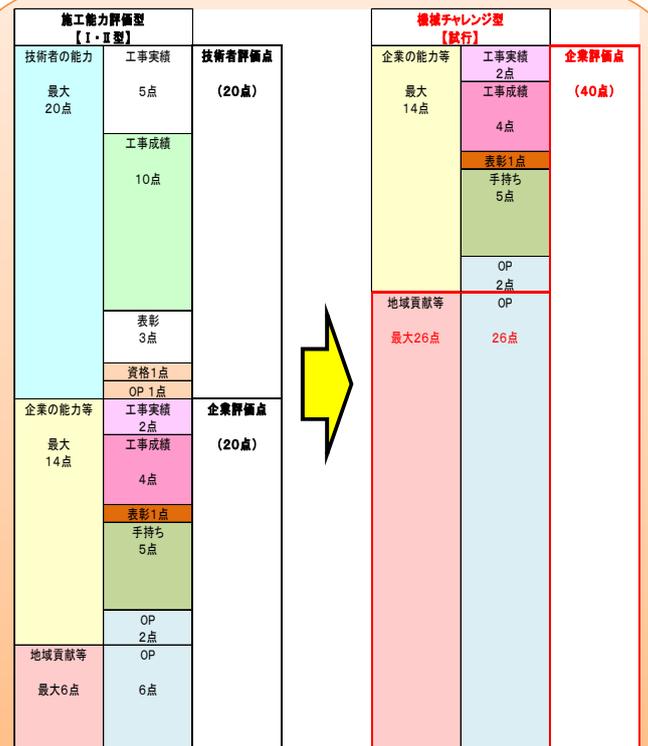
【内容】

➢ 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、現行の工事の配点を見直し、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。

- ・配置予定技術者の能力等
⇒ **本試行： 0点**
【技術者の能力を求めない】
- ・企業の能力等
⇒ **本試行： 14点**
- ・地域貢献等
⇒ **本試行： 26点**
【修繕工事、点検業務の実績を評価】

➢ **対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事、監理(主任)技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することができるものとする。**

【概要】



【背景】

- ・営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。
- ・そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。
- ・また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。
- ・以上を踏まえて、「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

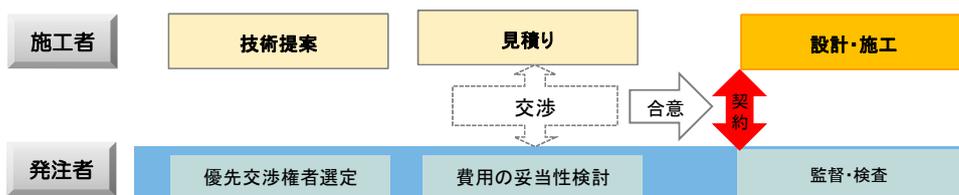
【概要】

評価項目	施工能力評価型【Ⅱ型】配点		営繕チャレンジ型【試行】配点	
	配点	比率	配点	比率
配置予定技術者の能力等	工事実績	5.0	20	0
	工事成績	10.0		
	表彰(優秀技術者)	3.0		
	配置予定技術者の資格(資格取得後の経過年数)	1.0		
	オプション項目(継続教育(OPD)の状況)	1.0		
企業の能力等	工事実績	2.0	14	18
	受注(契約)実績(直近の直轄工事実績がないほど加算)	4.0		
	工事成績	4.0		
	表彰	1.0		
	登録基幹技能者等の配置	2.0		
	オプション項目(労災共、健康共への加入等)	5.0		
地域貢献等(オプション項目)	6.0	6	12.0	12
合計	40		30	

※技術提案チャレンジ型(Ⅱ型)の配点を参照。

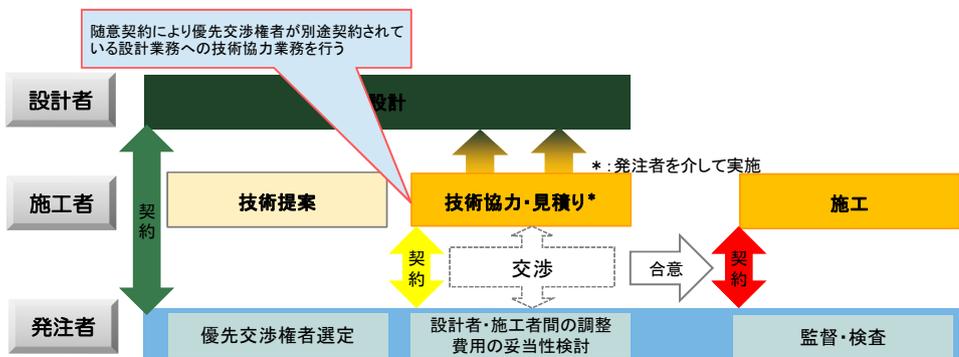
- ・合計点：30点とする。
- ・配置予定技術者の能力等の評価を行わない。
- ・企業の能力等と地域貢献等の配点比率を3：2とする。
- ・受注(契約)実績を評価項目に追加。

技術提案・交渉方式(1/2) ～多様な入札契約制度～



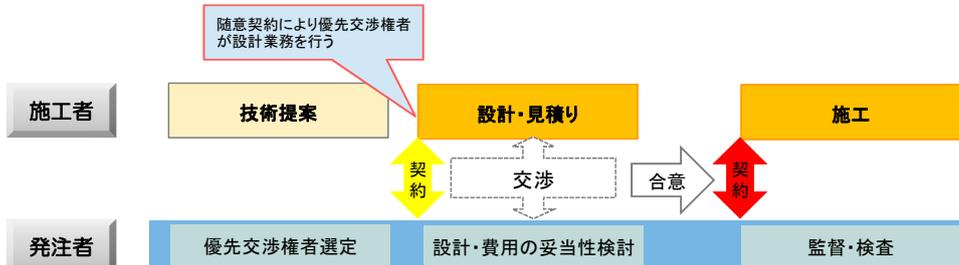
設計・施工一括タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。



技術協力・施工タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。



設計交渉・施工タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

■「国道57号北側復旧ルート」の一部である「二重峠トンネル(仮称延長約4km)」の工事に係る発注手続きにあたって、1日も早い復旧に向けて、**設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式(技術提案・交渉方式(技術協力・施工(ECI※)タイプ))を直轄事業で初めて採用** (※ECI: Early Contractor Involvementの略)

【位置図】



【期待される事項】

- ①設計と工事発注手続きを同時進行し、工事着手が半年以上前倒し
- ②施工者による設計段階からの施工計画の検討により、効率的に事業を推進

●通常の発注パターン



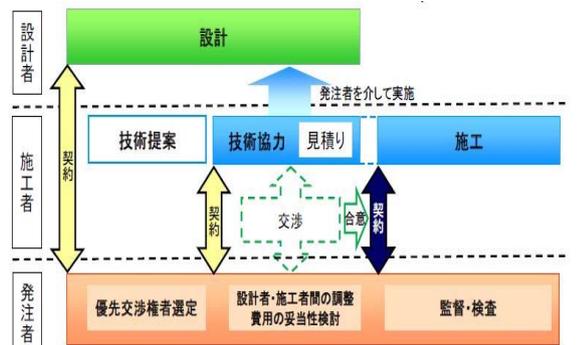
●技術協力・施工タイプ(ECI方式)



※九州地方整備局における一般的なタイプのトンネル工事と今回のケースを比較した場合
※短縮期間は現時点での想定であり、優先交渉権者との交渉等により変わる可能性がある

【技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)について】

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結



「もっと女性が活躍できる建設業」推進に向けて

【対象工事】

- 本試行は、4月1日以降に契約の手続きを開始する土木系工事（建築・機械・電機工事を除く）すべての工事において適用する

【H28年度までの試行概要】

- 女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**を行う
 - 評価方法 → 工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価
 - 評価条件 → 女性技能者の場合加点（当該職種[※]の必要作業日数の1/2（半数）以上従事していれば加点）
 - 加点方法 → 女性技能者の配置により1点、更に指定する資格を持てば1点上乗せして加点

【H29年度からの試行概要】

- 女性技術者・技能者の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**を行う
 - 評価方法 → 工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価
 - 評価条件 → (女性技術者) 監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者として配置された場合は加点
 ※現場代理人、担当技術者で配置された場合は、工期の1/2(半数)以上従事していれば加点
 (女性技能者) 女性技能者として配置された場合は加点
 ※技能者、従事者として配置された場合は、当該職種の必要作業日数の1/2(半数)以上従事していれば加点
 - 加点方法 → (3点加点) 「①監理(主任)技術者」もしくは「②現場代理人」として配置
 (2点加点) 「③技能者(指定する資格有り)」として配置
 ※資格とは → 登録基幹技能者もしくは技能検定合格者(厚労省)
 (1点加点) 「④担当技術者として配置」もしくは「⑤①~④以外の技能者、現場で作業している全ての女性従事者(交通誘導員・ホーレカー・DT運転手等も含む)(以下、女性従事者という)の配置」

- 登録基幹技能者：平成20年4月以降に国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者
 ※登録基幹技能者講習を受講するための要件は、「当該基幹技能者の職種において、10年以上の実務経験」「実務経験のうち3年以上の職長経験」「実施機関において定めている資格等の保有(1級技能士、施工管理技士等)」を有している技能者
- 技能検定合格者：厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または都道府県知事(2級、3級)の合格証書が交付された技能者

■主な改定のポイント

令和元年6月に改正された品確法律に則り、円滑な施工体制の確保や働き方改革、i-Constructionの更なる推進に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の実態を踏まえて積算基準等の改定を実施。

1. 円滑な施工体制の確保

- ＜現道上の工事における一般交通の影響を受ける工種区分の設定＞
 - ・「電線共同溝」「道路維持」「舗装」「橋梁保全」工事について、実態を踏まえた新たな補正係数を設定
- ＜時間的制約を受ける積算方法の見直し＞
 - ・適用範囲に砂防工事等の山間部等の現場条件を追加
- ＜大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）＞
 - ・熊本地震、東日本大震災、平成30年7月豪雨

2. 働き方改革に取り組める環境整備

- ＜週休2日に取り組む際の必要経費の計上＞
 - ・労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数の継続及び改定。
 - ・受注者希望方式の積算方法を、当初予定価格から4週8休を前提とした補正係数を計上。
- ＜新たな労務単価の割増し＞
 - ・緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合の労務単価の割増として、休日割増を新たに導入。

3. i-Constructionの更なる拡大

- ＜ICT施工における積算基準の拡充＞
 - ・ICT建機施工の機械経費に市場単価を反映、ICT施工に伴う増加費用として共通仮設費・現場管理費に補正係数の設定
- ＜ICT活用工事における小規模施工の積算対応＞
 - ・現場条件による標準のICT建機が使用できない場合は、見積を活用。
- ＜ICT積算要領の新設＞
 - ・①「スラリー攪拌(ICT)」、②「切削オーバーレイ(ICT)」

4. 品確法を踏まえた積算基準の改定

- ＜工期と連動した間接工事費の設定＞
 - ・一時中止の有無に関わらず、天候要因等で受注者に責がない工期延期で増加する現場維持等に要する費用の積算方法を整備。
- ＜労災補償に必要な保険契約における保険料の反映＞
 - ・現場管理費に、労災補償に必要な保険料等を予定価格へ反映させるため現場管理費率を改定。
- ＜墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う積算方法＞
 - ・フルハーネス型購入に要する費用を実績変更により計上

現道上の工事等における施工地域補正の改定(共通仮設費)

○ 現道上の工事で一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、より実態に即した積算を可能とするため、施工地域補正を改定。

共通仮設費

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	2.0	1
		電線共同溝工事 道路維持工事		
大都市(2)	札幌市、…(中略)…、福岡市の市街地が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地については、鋼橋架設工事、下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事	1.5	2
		舗装工事		
		電線共同溝工事 道路維持工事		
		下水道工事(1),(2)		
市街地(DID補正)(1)	市街地が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.3	3
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
		舗装工事 橋梁保全工事		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種(※)	1.3	4
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	全ての工種(※)	1.2	5
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地が施工箇所に含まれる場合。	市街地(DID補正)(1)以外(※)	1.2	6
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.3	7

共通仮設費の改定

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	2.0	1
		電線共同溝工事 道路維持工事		
大都市(2)	札幌市、…(中略)…、福岡市の市街地が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地については、鋼橋架設工事、下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事	1.5	2
		舗装工事		
		電線共同溝工事 道路維持工事		
		下水道工事(1),(2)		
市街地(DID補正)(1)	市街地が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.4	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.4	3
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	5
市街地(DID補正)(1)	市街地が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.3	4
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.3	5
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.2	6
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工事(※)	1.2	7
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.3	8

現場管理費

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市(1),(2)	札幌市、…(中略)…福岡市の市街地 部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地 部については、鋼橋架設工事、下水道工事 (1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事	1.2	1
		舗装工事		
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
		下水道工事(1),(2)		
市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.1	2
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
		舗装工事		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量 (上下合計)が5,000台/日以上(車道にお いて、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、 常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	全ての工種(※)	1.1	3
		全ての工種(※)		
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において、 車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面 通行止めの場合を含む。)	全ての工種(※)	1.1	4
		全ての工種(※)		
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種 区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる 場合。	市街地(DID補正) (1)以外(※)	1.1	5
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給する ために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種(※)	1.0	6

現場管理費
の改定

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市(1),(2)	札幌市、…(中略)…福岡市の市街地 部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地 部については、鋼橋架設工事、下水道工事 (1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事	1.2	1
		舗装工事		
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
		下水道工事(1),(2)		
市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	2
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量 (上下合計)が5,000台/日以上(車道にお いて、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、 常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	電線共同溝工事	1.2	2
		道路維持工事		
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面 通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	2
		道路維持工事		
市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.1	3
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
		舗装工事		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量 (上下合計)が5,000台/日以上(車道にお いて、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、 常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	電線共同溝工事、道路維持 工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工事(※)	1.1	4
		電線共同溝工事、道路維持 工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工事(※)		
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において、 車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面 通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持 工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工事(※)	1.1	5
		電線共同溝工事、道路維持 工事、舗装工事、橋梁保全 工事以外の工事(※)		
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種 区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる 場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝 工事、道路維持工事、舗装 工事、橋梁保全工事以外の 工事(※)	1.1	6
		鋼橋架設工事、電線共同溝 工事、道路維持工事、舗装 工事、橋梁保全工事以外の 工事(※)		
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給する ために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場 合。	全ての工種(※)	1.0	7

※ 直接工事費約1億円の舗装工事の場合、
工事価格 約164百万円→約168百万円(約400万円:2.7%)増

時間的制約を受ける積算方法の見直し

土木工事において、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間(8時間)を確保することができない場合の積算方法として、労務費の補正を行う。

時間的制約を受ける積算のイメージ

(昼間施工で時間的制約を受ける場合の例)



時間的制約条件

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関(バス・鉄道等)のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を行う場合。

ただし、ある特定の日のみの制約(例:毎週○曜日のみ)を受ける場合は適用しない。

砂防工事等の
山間部の工事を
想定して、
要件を追加

補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し 係数
時間的制約を受ける場合※1	1.06
時間的制約を著しく受ける場合※2	1.14

- ※1: 作業時間が、7時間/日を超え7.5時間/日以下
- ※2: 作業時間が、4時間/日以上、7時間/日以下

$$\text{設計労務単価} = \text{基準額} \times \text{補正割増し係数}$$

$$= \text{基準額} \times 1.14$$

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関(バス・鉄道等)のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- ⑤ 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

①~④の時間帯を避けた施工を行う場合又は⑤の制約を受ける場合。

ただし、ある特定の日のみの制約(例:毎週○曜日のみ)を受ける場合は適用しない。

※ 直接工事費約1億円の砂防・地すべり工事で時間的制約を著しく受ける場合は、工事価格 約200万円(約1.3%)増

○ 被災地では、機材の調達等による間接工事費の支出の増大や工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下する実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

被災地における施工確保対策

		東日本大震災	熊本地震	平成30年7月豪雨
復興係数 間接工事費 を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1 (H29.11.1一部引き上げ)	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3県(岩手・宮城・福島)	熊本県内	広島県内
	補正率	共通仮設費: <u>1.5</u> 現場管理費: <u>1.2</u>	共通仮設費: <u>1.4</u> (阿蘇・上益城) <u>1.1</u> (その他県内) 現場管理費: <u>1.1</u>	共通仮設費: <u>1.1</u> 現場管理費: <u>1.1</u>
復興歩掛 歩掛の日当 たり標準作 業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工、コンクリート工	土工	土工
	対象地域	被災3県(岩手・宮城・福島)	熊本県内	広島県内
	補正率	土工:標準作業量を <u>20%低減</u> コンクリート工:標準作業量を <u>10%低減</u>	土工:標準作業量を <u>20%低減</u>	土工:標準作業量を <u>20%低減</u>



令和2年度も現行の復興係数・復興歩掛を継続

週休2日の労務費、機械経費(賃料)、間接工事費の補正

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
- 受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に **当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算**を行う。

週休2日工事の実施状況

	H29	H30	H31・R1	(R1.9時点)		
				発注者指定	受注者希望	交代制モデル
公告件数	3,841	6,485	4,902	407	4,370	125
実施件数	1,106	3,129	2,458	215	2,159	84
実施率	29%	48%	50%	53%	49%	67%

週休2日の補正係数

(H31・R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上	(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05	労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04	共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05	現場管理費	1.03	1.04	1.06

※週休2日対象工事の中から一部の工事を抽出し、発注部局の協力のもと、建設業所管部局において下請への賃金の行き渡りについて調査

- 休日割増を導入
- 契約後、受注者が法定休日について報告。

土木工事標準積算基準書

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

3 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)から(4)によるものとする。

- (1) 所要人員
＜略＞
- (2) 労務賃金
＜略＞
- (3) 夜間工事の労務単価
＜略＞

(4) 休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。

※法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日

(参考) 労働基準法【抜粋】

(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)

第三十三条

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

2 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不適当と認めるときは、その後にその時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

3 公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)に従事する国家公務員及び地方公務員については、第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。

(参考) 労働基準法に基づく割増賃金率表

種類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間(1か月45時間、1年360時間等)を超えたとき	25%以上(※1)
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき(※2)	50%以上(※2)
休日(休日手当)	法定休日(週1日)に勤務させたとき	35%以上
深夜(深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

(※1) 25%を超える率とするよう努めることが必要です。

(※2) 中小企業については、当分の間、適用が猶予されています。

ICT施工における積算基準の拡充

ICT施工のフロー



現行

項目	計上項目	積算方法
① 3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収による積上げ
② 3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収による積上げ
③ ICT建機施工 (保守点検)	直接工事費	損料または賃料
	共通仮設費	算定式による積上げ
④ 3次元出来形管理 (システム初期費)	共通仮設費	定額による積上げ
	共通仮設費	率計上(通常工事と同率)
⑤ 3次元データ納品	共通仮設費	率計上(通常工事と同率)
その他 社員等従業員給与と手当や外注経費等	現場管理費	率計上(通常工事と同率)

改定

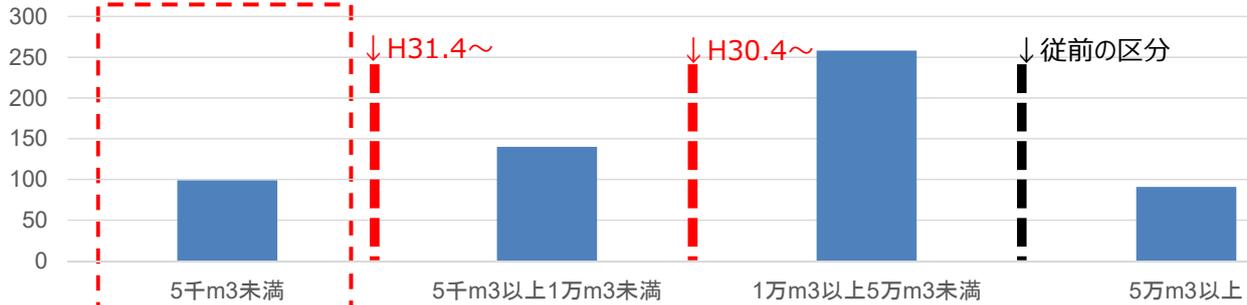
積算方法の改定					
見積徴収					
見積徴収					
市場の単価を反映					
算定式					
定額					
補正係数の設定	<table border="1"> <tr> <td>共通仮設費補正</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>現場管理費補正</td> <td>1.1</td> </tr> </table>	共通仮設費補正	1.2	現場管理費補正	1.1
共通仮設費補正		1.2			
現場管理費補正		1.1			
補正係数の設定					
補正係数の設定					



※直接工事費 約1億円の河川工事の場合、工事価格 約153百万円→約155百万円(約200万円:1.3%)増 (ICT建機賃料の改定含む)

- 現場条件により、標準のICT施工機械（クローラ型山積0.8m³）が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、**標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。**

施工土量別の工事件数(H30年度)

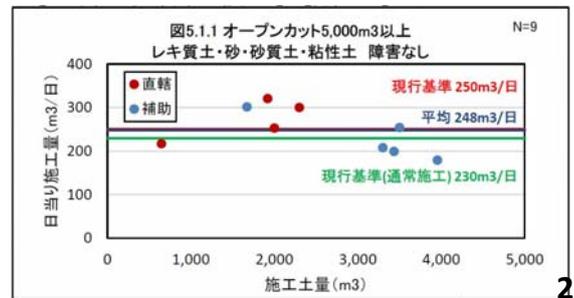


日当り施工量 【レキ質土・砂・砂質土・粘性土】× 【障害なし】	250m ³ /日	290m ³ /日	350m ³ /日	550m ³ /日
---------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

現場条件により、標準のICT施工機械※よりも規格の小さい施工機械を用いる場合は、標準積算によらず**見積りを活用**

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m³未満の工事における日当り施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m³



ICT積算要領の新設(スラリー攪拌、切削オーバーレイ)

- ICTの新規工種として、地盤改良工（深層混合）の「**スラリー攪拌工（ICT）**」、舗装工（修繕工）の「**切削オーバーレイ工（ICT）**」の2工種を新設

○スラリー攪拌工（ICT）

【ICT施工の概要】

本施工は、セメント及び石灰系固化材のスラリー材（セメントミルク又はモルタル）を圧送・注入し、原地盤と攪拌・混合することにより改良体（コラム）を造成する工法において、地盤改良機の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を用いて、作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術による地盤改良工である。

【制定内容】

- 施工位置決め効率化による日当り施工量の制定
杭長が短い場合の日当り施工本数が効率化することを反映
- ICT建設機械経費加算額の制定
ICT地盤改良機に取付ける各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
- システム初期費の制定
ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用



(従来)誘導員による位置決め (ICT)施工位置のガイダンス画面(例)

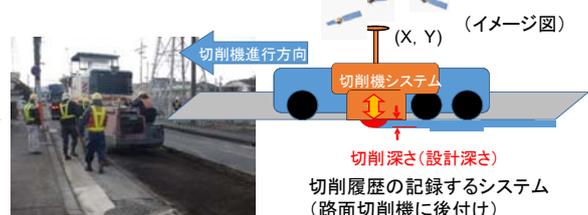
○切削オーバーレイ工（ICT）

【ICT施工の概要】

本施工は、出来形計測の省力化を図ることが出来るシステムを用いた、ICT路面切削機によるアスファルト路面の切削作業である。路面切削機の位置及び刃先の位置をリアルタイムに取得した、施工履歴データと3次元設計データとの差分による出来形管理を行うものである。

【制定内容】

- ICT建設機械経費加算額の制定
施工履歴データ取得に必要な各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
- システム初期費の制定
ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用



- 現状、一時中止に伴う増加費用等の積算の基準は整備されているが、一時中止の有無にかかわらず、**受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）の積算基準を整備。**
- 施工実態に即して、算定方式の係数を見直す。
※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

改定

□ 算定方法

$$G = dg \times J \times a$$

G：工期延期に伴う現場維持等の費用（受注者の責によるものを除く）

dg：工期延期に係る現場経費率（%）

J：対象額（工期延期時点の契約上の現場管理費対象純工事費）

a：積上げ費用

$$dg = [A \{ (\frac{J}{a \times J^{b+N}})^b - (\frac{J}{a \times J^b})^b \}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N：工期延期日数（受注者の責によるものを除く）
R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）
A, B, a, b：各工種毎に決まる係数

現行 「河川工事」の事例

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有り）山間僻地離島	市街地（DID地区・準ずる地区）			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311

改定

工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(2)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(2)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615

※ 純工事費約2億円の河川工事で約20日間の工期延期をした場合は約146万円が約150万円へ約4万円（約2%）増

208

労災補償に必要な保険契約における保険料の反映

- 改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定。
※併せて、特記仕様書において労災補償に必要な保険の付保を要件化

● 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

背景・必要性

- 災害への対応
 - 全国的に災害が発生する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務
- 働き方改革関連法の成立
 - 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務
- 生産性向上の必要性
 - 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務
- 調査・設計の重要性
 - 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

- 災害時の緊急対応の充実強化
 - 【基本理念】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
 - 【発注者の責務】
 - 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
 - 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
 - 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用
- 働き方改革への対応
 - 【基本理念】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮
 - 【発注者の責務】
 - 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
 - 公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
 - 設計図書の変更に伴い、工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
 - 【公共工事等を実施する者の責務】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 生産性向上への取組
 - 【基本理念、発注者・受注者の責務】情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 調査・設計の品質確保
 - 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け
- その他
 - 発注者の体制整備
 - 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
 - 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等
 - 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】
 - 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

現場管理費率（算定式）の改定



現行 「河川・道路構造物工事」の事例

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.20%	1270×N p ^{-0.2145}	14.90%

改定

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.43%	1276.7×N p ^{-0.2145}	14.98%

209

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類コンクリート類等)
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知 (第1次石油危機当時)

低入札価格調査基準(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

○H31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から0.75~0.92へ引き上げ

H23.4~	H25.5.16~	H28.4.1~	H29.4.1~	今回(H31.4.1~)
【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08	【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08	【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08	【範囲】 予定価格の 7.5/10~9.2/10 【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

8. 工事の施工効率と品質向上対策

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

1. 設計変更ガイドライン(案)

1) 設計変更ガイドライン(案)とは

土木工事の背景

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。

策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化。
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質の確保

設計変更ガイドライン(案)の主な内容

○設計変更ガイドライン(案)には、**設計変更が可能なケースの具体的事例等**が示されている
大きくは、(1)工事請負契約書第18条第1項に該当する場合、(2)設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合、(3)発注者が変更を必要と認める場合、(4)工事を一時中止する必要がある場合に分けられる

【参考】(1)工事請負契約書第18条第1項第一号～第五号に該当する具体例を以下に示す

【第1項第一号】 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない、設計書と図面で材料の規格が一致しない

【第1項第二号】 設計図書に誤謬又は脱漏がある、条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない、設計図書に示されている工法では明示されている土質に対応していない

【第1項第三号】 設計図書の表示が明確でない、土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合
・使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない

【第1項第四号】 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない、設計図書に明示された土質や、地下水位が現地条件と一致しない、設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない

【第1項第五号】 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた、埋蔵文化財が発見され調査が必要となった、工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった

○設計変更が可能なケースの他に、設計図書の照査(工事請負契約書第18条第1項の照査)や設計変更が不可能なケース、手続きの流れや工期・請負代金額の変更等について記載されているため、受注者と発注者がともに対等な立場で協議を行い、円滑な請負契約を執行していくためにも、双方が設計変更ガイドライン(案)を今まで以上に活用して頂くことが重要である。

2)設計変更ガイドライン(案)のポイント

(1)設計変更協議会等での協議

・受注者は、設計変更協議会等において、必要に応じて概算金額の提示を求めることができます。また、発注者は受注者からの要請があれば、設計変更協議会等での結果を受けて、指示書に概算金額を明示します。

(2)概算金額の明示の考え方

1. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
2. 類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書(妥当性を確認したもの)などを参考に記載する。
3. 概算金額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。
4. 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
5. 緊急的に行う場合、または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

(3)請負代金額の変更について

・変更見込み金額が請負代金額の30%を超える場合は、分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものに限って、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

3. 工事一時中止に係るガイドライン(案)の改定(平成28年6月)

1)改定のポイント

(1)工期短縮計画書の作成

- ・発注者は工事一時中止の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ・受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ・協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

(2)工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)

■増加費用の考え方

- ①工期短縮の要因が受注者の責によらないもの……………【増加費用を見込む】
 - ex. ・工事を中止及び新規工種を追加したにも関わらず工期延期せず当初工期のままとした場合
 - ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず、通常工期延期が必要であるところ、工期延期ができない条件の場合
- ②工期短縮の要因が受注者に起因するもの……………【増加費用は見込まない】
 - ex. ・受注者の都合により、当初工程を短縮せざるを得ない場合

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ・当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ・パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ・その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については受注者と発注者で協議を行うものとする。

2) 工事一時中止に係るガイドライン(案)とは

ガイドライン策定の背景

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等との協議並びに関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となるが、円滑かつ効率的な事業執行を図るため、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を適切に工事発注を行う場合がある。

○各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や、工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事等については、工事の一時中止の指示・通知を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示・通知を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドライン(案)を策定したものである。

工事一時中止に係るガイドライン(案)の主な内容

○工事一時中止に係るガイドライン(案)には**増加費用の考え方等**が示されている

●増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

●増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

【参考】

◇工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

◇工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

◇工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

○増加費用の考え方その他、工事の一時中止に係るフローや発注者の中止指示義務、基本計画書の作成、工期短縮計画書の作成等について記載されているため、受発注者が工事一時中止する際に、適切な対応が行えるよう、工事一時中止に係るガイドライン(案)を今まで以上に活用して頂くことが重要である。

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

いきいき現場づくりの取り組みの背景等

大幅な公共工事の削減

入札・契約制度の激変

<受注者からの意見>

- ・厳しい経営環境(利益がない、人材が育たない)
- ・工事の施工における条件等が不明確で手待ちが多く、工期もタイト
- ・工事関係提出書類が多い
- ・変更等に関する受発注者の役割分担が不明確

- ・同一目標に向けた共通認識
- ・相互の理解と信頼

- ・早期の工事完成
- ・住民へのサービス向上
- ・安全な施工で良質な品質確保

『いきいき現場づくり』の要素

- ・発注者と受注者との信頼関係の構築し施工効率化の向上を目指す
- ・発注者の責務(適切な施工条件の明示・早急な回答)を果たす
- ・受注者の責務(適切な工程管理・品質管理・施工管理)を果たす

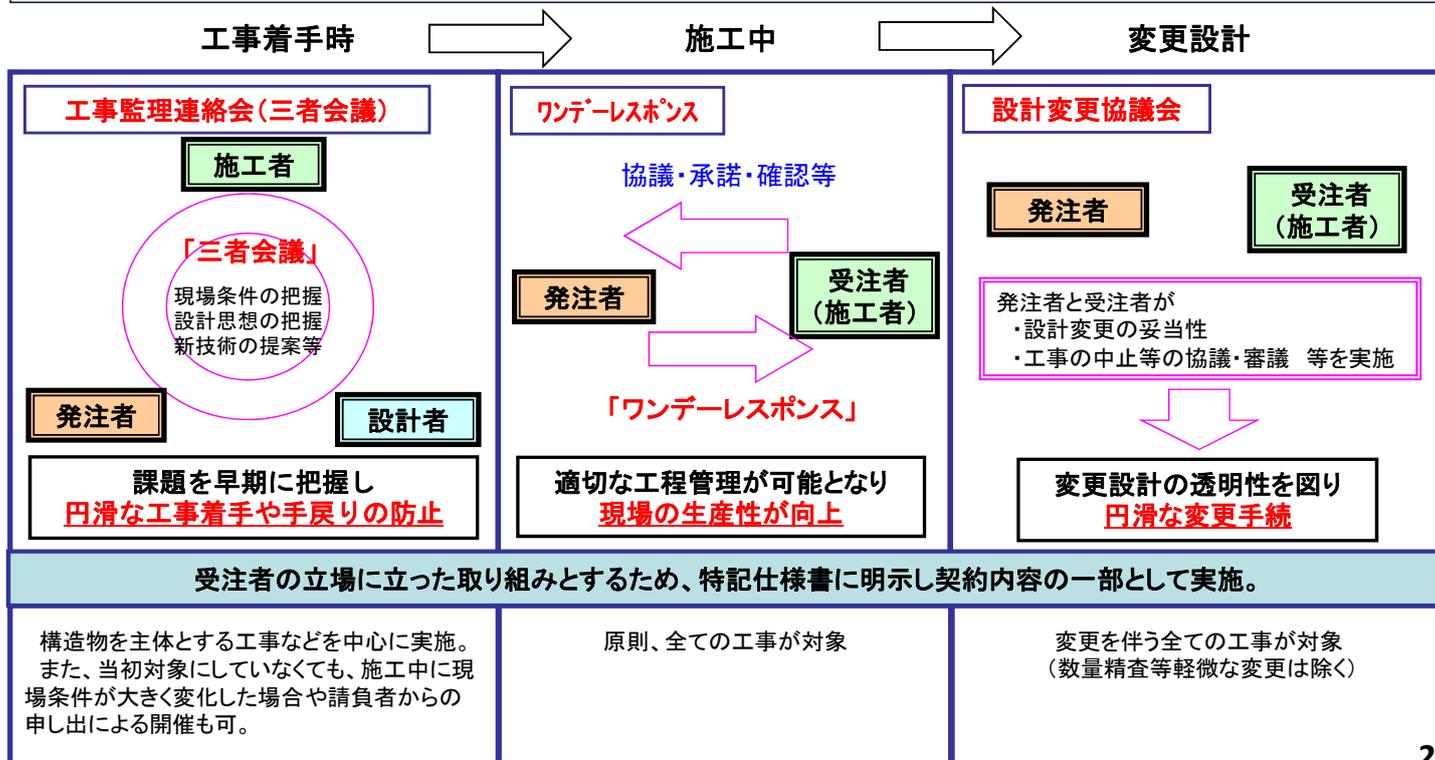


施工効率向上を図るため、次の取り組みを実施

- ・工事監理連絡会 ・設計変更協議会 ・ワンデーレスポンス ・いきいき現場向上会議
- ・工事書類の簡素化 ・ASP(情報共有システム) ・設計変更ガイドライン(案)
- ・工事一時中止に係るガイドライン(案) ・設計図書の照査ガイドライン(案)等

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・工事監理連絡会 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・設計変更協議会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



いきいき現場向上会議

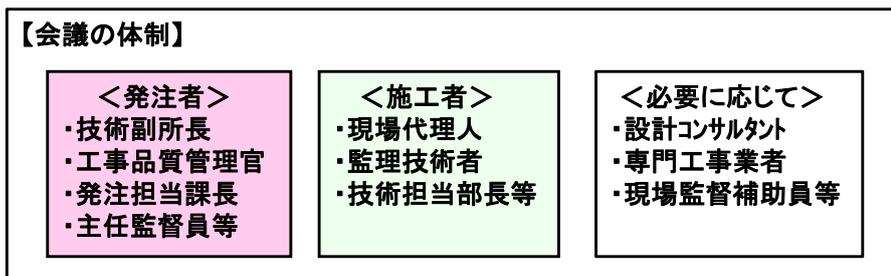
1. 会議の目的

・ 工物品質の向上及び安全かつ工事の早期完成を目的として、発注者、受注者の連携を密にして、工事工程の調整や現場施工に関する課題の協議調整を行う。

2. 対象工事

・ 1事業区間の工事工程上、クリティカルパスとなる工事において、早期完成や円滑な工程管理の実施に取り組む必要がある工事。
 ・ 複数の企業が同時期に施工するような工事で、工事工程上調整が特に必要となる工事。

3. 会議の体制



4. 会議の内容

・ 工事工程の調整や以下①工事監理連絡会、②設計変更協議会、③ワンデーレスポンスをパッケージ化して**定例開催を実施**(例えば1回/月)

・ 受発注者双方の**決定権者の出席**(課題を持ち帰らない)

工事書類簡素化に向けた問題点と改善策

【問題点1】

受注者から発注者へ提出、提示等が必要な工事関係書類が不明確であるとともに、電子と紙の二重提出があり非効率



【改善策1】

- 工事関係書類一覧表を整備し、提出、提示等が必要な書類を明確化
- 提出する書類を順次削減し簡素化
 - ・ 策定時(H18. 5) 101項目
 - ・ 簡素化(H23. 7) 92項目
 - ・ 更なる簡素化(H30. 4) 79項目(81項目枝番含)
- 工事関係書類の提出方法(電子又は紙)を明確化し、二重提出による非効率を解消

H30.4版

提出書類を明確化

工事関係書類一覧表(九州地整版)

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式※(様式No)	受注者書類作成の位置付け				ASP使用	ASP不使用	工事書類作成のための事前協議	提出必要部数	備考
						提出	提示	その他	備考					
工事着手前	① 設計図書	19	ISO9001品質計画書	工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて(H16.9.1付国地整第21号、国官技第117号、国官計第65号)	-	○	○			☆	■		2	
		20	設計図書の照査確認資料(契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○	○			☆	■		2	
		21	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37-1	-	○	○			☆	■		2	(注)2部提出

工事関係書類毎に提出方法(電子又は紙)を明記化

⇒建設業協会及び発注者との実務者WGにおいて、提出する書類を順次削減し簡素化



◆橋梁下部工事、工期:約14ヶ月の場合)全体約360cm

工事書類簡素化に向けた問題点と改善策

【問題点2】

建設業協会等との意見交換会の場において、工事書類一覧表が整備されても、検査時に必要な工事関係書類が不明確なため、多くの資料を用意する必要があり非効率



【改善策2】

- ① 『検査時持参不要な工事関係書類一覧表』を整備し明確化(受注者が作成する71項目(73項目枝番含)のうち、37項目(39項目枝番含)を検査時不要)
 - ※発注者が作成する書類8項目は発注者で準備
- ② 事前協議による作成書類以外の書類や見栄えの良い書類を検査時に添付しても工事成績では評価しません

① 検査時持参不要な工事関係書類一覧(抜粋)

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	検査時不要
					○
工事着手前	契約書	1	工事請負契約書	-	○
		2	共通仕様書	-	○
	設計図書	3	特記仕様書	-	○
		4	発注図面	-	○
		5	現場説明書	-	○
		6	質問回答書	-	○
		7	工事数量総括表	-	○
		8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	○
	9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	○	
	10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	○	
	契約関係書類	11	建退共掛金収納書	建設業退職金共済制度の普及徹底に措置について(H11.3.31付建設省厚労第号) 共通仕様書1-1-1-40-5	○
		12	建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度の普及徹底に措置について(H11.3.31付建設省厚労第号) 共通仕様書1-1-1-40-5	○
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	○
		14	VE提案書(契約後VE時)	契約後VE方式の試行に係る手続きにH13.3.30付国地整第24号、国官技第79号計第81号)	○
14-2		着工届	-	○	
14-3	専任技術者証明書	-	○		

②-1 工事成績評価実施要領の項目追加

第5
6 評価にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は評価の対象外とする。
なお、事前協議とは、工事着手前に別紙-6「工事関係書類一覧表」により、……受発注者間で取り決めることをいう。

②-2 考査項目別運用表の記載変更

⇒見栄えの良い資料や、監督職員が臨場した写真を作成させない記載へ変更

「簡潔に整理」を変更

2. 施工状況 I. 施工管理
 工事関係書類を事前協議に基づき、過不足なく作成している…

「容易に把握できるよう」を削除

「工夫していること」を削除

3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形
 出来形管理が 出来形管理図及び出来形管理表により 確認できる。
 不可視部分の出来形が写真(監督職員が臨場した箇所を除く)で確認…

追記

工事書類簡素化に向けた問題点と改善策

【問題点3】

発注者等から設計図書の照査を超える資料作成や変更指示に係る資料作成の依頼が多い



【改善策3】

設計図書の照査の範囲を超える資料作成は、「監督職員の指示」とし、設計変更ガイドラインに基づき「設計変更の対象とする」ことを明確化(土木工事共通仕様書・特記仕様書を変更)

土木工事共通仕様書(H30.4)に、受注者が実施する「設計図書の照査」において、監督職員(発注者)が**設計図書の照査を超える範囲の資料作成の指示**、及びその費用負担について新たに明記 (1-1-1-3 2.設計図書の照査)

○土木工事共通仕様書 新旧対照表

旧(平成29年度版)	新(平成30年度版)
<p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	<p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p>

さらに、工事の特記仕様書において、**設計変更に必要な資料の作成**について、やむを得ず受注者に行わせる場合は、設計変更ガイドラインに基づき書面による協議にて合意のうえ、**書面にて指示**を行い、**契約変更の対象**とすることを新たに明記

○特記仕様書

第〇条 設計図書の照査

発注者は、**設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。**なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドライン(案)によるものとする。

224

検査の簡素化(検査書類限定型モデル工事)

検査の簡素化のため、九州地方整備局では、「**検査書類限定型モデル工事**」を全面的に適用

※「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」は適用外

検査書類限定型モデル工事とは？

- 資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止**の徹底及び受注者における**説明用資料等の書類削減**を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

技術検査官の検査時の書類を **41種類 → 10種類** に削減

○ 働き方改革促進のため、九州地方整備局(港湾・営繕部除く)・県・政令市の工事書類の様式の統一化を推進

当面の目標は、令和2年度中に26種類の様式について統一

統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。
(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html)

様式番号	書類名称等	統一化の対象
様式-1	現場代理人等通知書	
様式-1(2)	経歴書	
様式-1(3)	現場代理人等変更通知書	
様式-2	請負代金内訳書	
様式-3(1)	工程表	○
様式-3(2)	変更工程表	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)	
様式-5(2)	請求内訳書(部分払)	○
様式-5(3)	請求内訳書(團債部分払)	○
様式-5(4)	請求内訳書(指定部分払)	
様式-6(1)	V E 提案書(契約後VE時)	○
様式-6(2)	V E 提案書(契約前VE時)	○
様式-6(3)	V E 提案書(契約後VE時)	○
様式-6(4)	V E 提案書(契約前VE時)	○
様式-7	品質証明員通知書	○
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○
様式-10	材料検閲書	○
様式-11	設備検閲書	○
様式-12	確認・立会依頼書	○
様式-13	工事事故速報	
様式-14	工事履行報告書	○
様式-15	認定請求書	
様式-16	指定部分完成通知書	
様式-17	指定部分引渡書	○
様式-18	工事出来高内訳書	
様式-19	請負工事概算部分検査請求書	
様式-21	修繕完了届	
様式-22	部分使用承諾書	
様式-23	工期延期届	
様式-24	支給品受領書	○
様式-25	支給品精算書	○
様式-26	建設機械使用実績報告書	○
様式-27	建設機械借用・返納書	○
様式-28	現場発生品領書	○
様式-29	完成通知書	
様式-30	引渡書	
様式-31	出来形管理図表	○
様式-31-2	出来形合否判定総括表	○
様式-32	品質管理図表	○
様式-33	品質証明書	○
様式-34(1)	顧客工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○
様式-34(2)	顧客工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○

記者発表資料



記者発表資料

働き方改革推進に向け九州・沖縄の新たな目標を設定

～ 工事関係書類の統一化、ICT土工と週休2日の証明書発行など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市は、昨年3月に、全国初の取組として「ICT活用工事（土工）」と「週休2日工事」の共通目標を定め、働き方改革推進に向け取り組んでいるところです。

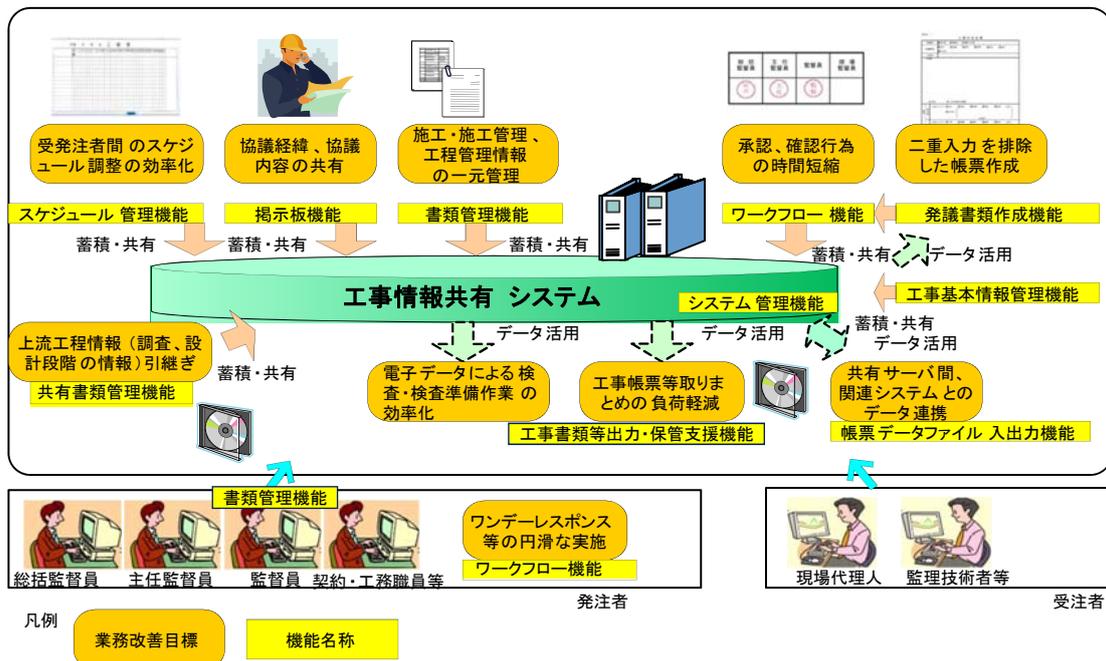
今般、令和2年度の目標として、「工事関係書類の統一化」を新たに定めるとともに、「ICT活用工事（土工）」と「週休2日工事」に証明書発行や統一現場閉鎖日の設定を追加することとしました。

これらの取組の強化により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の働き方改革、ひいては将来の担い手確保に向けた更なる取組を強力に推進します。

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

情報共有システム(ASPサービス)の活用

・ 公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルし、事業者が提供するサービスを活用することにより効率的に情報共有する。



○情報共有システムの利用は全ての工事において一般化した。

いきいき現場づくり意見窓口

【目的】

- ・九州地方整備局では公共工事の円滑な執行を図るために、工事監理連絡会、ワンデーレスポンス、設計変更協議会、工事書類の簡素化等の「いきいき現場づくり」を実践しているところです。
- ・この「いきいき現場づくり」の取り組みの更なる充実を図ることを目的として、現場で「いきいき現場づくり」を実践している受注企業の技術者等の皆様から質問や改善等の意見を受ける窓口を平成21年度から九州地方整備局HPに開設しています。
- ・皆様から頂いた意見及び回答については、九州地方整備局HPで公開しています。(下記を参照)
http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken.html
 (意見等の多くは、「積算及び特記仕様書に関すること」、「監督職員および監督補助員に関すること」、「設計変更や照査に関すること」、「工事書類の作成に関すること」など)

- ・いきいき現場づくりの施策やその運用(実施状況)に関する相談窓口を設置。
- ・原則として受注企業の現場技術者や技術担当責任者等を対象。
- ・相談者の個人情報や相談内容については、相談者の不利益にならないように慎重に対応しています。

【事務所相談窓口】(技術副所長・工事品質管理官等)

- ・いきいき現場づくりに関する意見については、直接事務所窓口で連絡可能であり、相談者の個人情報や相談内容については、相談者の不利益にならないよう慎重に対応しています。

※連絡先、担当者名については下記ホームページをご覧ください。
http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html

228

土木工事の品質確保対策(土木コンクリート構造物の品質向上対策)

1. 土木コンクリート構造物の品質向上対策

1)九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)及び手引書の策定

指針(案)策定の背景

- ・平成11年に山陽新幹線の福岡トンネル(博多～小倉間)の覆工コンクリート剥落事故
- ・コンクリートの品質不良などによる道路橋のコンクリート片剥落
- ・九州地方整備局において、コンクリート構造物の品質確保と耐久性向上を図るため、平成14年に学・産・官の委員で構成する「九州地区長寿命コンクリート構造物検討委員会」等を設置して検討に着手した。
- ・平成20年4月九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)(以下、指針(案))策定
- ・平成23年3月九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)手引書(案)(以下、手引書(案))策定
- ・平成26年4月指針(案)、手引書(案)の改訂
- ・令和元年9月指針(案)、手引書(案)の改訂

指針(案)のポイント

- ◆日本道路協会「道路橋示方書」、土木学会「コンクリート標準示方書」及び国土交通省のコンクリート構造物に関する各種規定・基準等を相互に補完。
- ◆構造物の施行プロセスである計画、設計、施工計画、コンクリートの配合設計、コンクリートの製造、施工、検査、維持管理の各段階における品質や耐久性の確保・向上に必要な基本的事項を規定。
- ◆構造物が所要の耐久性、安全性、使用性等を十分に果たす期間である「設計耐用期間」を規定。
- ◆設計段階において、耐久性照査及び温度ひび割れ照査を行うことを規定し、耐久性照査については普通ポルトランドセメントのみではなく、九州地方で使用頻度が高い高炉セメントも適用可能とした。
- ◆スランプは、高密度配筋や施工条件を踏まえ、打込みの最小スランプを考慮し適切に設定することを規定。
- ◆三者会議(工事監理連絡会)を活用し、発注者、設計コンサル、施工業者が施工段階に発生する様々な問題について協議調整することとし、高度な技術的課題など解決が困難な場合は三者連絡会に専門評価機関を交えて問題の解決を図ることを規定。
 * 専門評価機関として「九州地方整備局コンクリート評価委員会」を設置

指針(案)、手引書(案) http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html

229

2)土木コンクリート構造物の品質向上対策の試行

土木コンクリート構造物の品質向上対策の試行

- ・土木コンクリート構造物の品質向上対策を目的として、指針(案)及び手引書(案)に基づく試行を平成23年7月から開始。
- ・本試行は、全国に先駆けて九州地方整備局において実施するもので、試行において運用上の問題点や課題を把握して、指針(案)や手引書(案)等の充実を図り、本運用に移行する。

設計段階

- ・九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)及び同手引書(案)に基づき、次の3項目について、設計段階から検討する。

①耐久性の照査(対象は鉄筋コンクリート構造物)

- ・中性化に伴う鋼材腐食に対する照査及び塩害等に対する照査 → 設計で鉄筋かぶりに反映

②スランプの設定(対象は鉄筋コンクリート構造物)

- ・高密度配筋等を考慮し、打込みの最小スランプに基づく適切なスランプを検討
→ 施工条件等に見合った適切なスランプを選定

③温度ひび割れの照査(対象は当面、「橋台・橋脚・ボックスカルバート」)

- ・ひび割れ指数を検討 → 目標とするひび割れ指数(一般に1.0)を満足できない場合は、実行性が高く現実的な対策を検討



工事発注

- ・上記①～③の検討結果は、工事設計図書に反映させて工事発注



工事監理連絡会(三者会議)

- ・工事設計図書に反映させている上記①～③の設計意図(条件・結果等)について、設計者から工事の施工業者に伝達し、施工に反映させる。

230

安全対策(工事事務関係)

令和2年度工事事務事故防止を目指して

事故の発生により、被災者のみならず家族や企業にも多大の労力と損害や不利益を与えることとなる。また、事故の発生により国民の信頼を失うとともに施工効率が下がり、品質向上にも影響を与える。このため、受発注者相互が連携し、常に危機感と緊張感を持って、安全対策に万全を期し、各現場とも「工事事務事故ゼロ」を目指す。

事故防止重点項目

- ① 架空線・地下埋設物切断事故の防止
- ② 墜落・転落事故の防止
- ③ 建設機械との接触事故の防止

【事故防止対策】

- ① 担当作業を担う作業員一人一人までの作業手順の確認・遵守の徹底
- ② 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
- ③ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー
- ④ 受発注者間の日頃からのコミュニケーションの充実

安全大会の実施



安全パトロールの実施



安全講習会の実施



231

建設副産物等の取り組みについて

「建設リサイクル推進計画2020(案)」概要①

◆計画の位置付け

○国および地方公共団体のみならず民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中長期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画（今回より全国計画と地方計画を統合）

◆計画の対象

○九州地方建設副産物対策連絡協議会の構成機関が実施する全ての建設工事を対象とするが民間事業者もおいても本協議会の活動を通じて要請する

◆計画期間と目標設定

○令和2年度から10カ年とし、**令和6年度目標値を設定**（詳細は概要②）

◆九州地方における施策のポイント

○過年度の建設副産物実態調査や関係業界団体との意見交換会等の結果より、

九州地域で顕在化している課題について整理

○九州地域で顕在化している個別として、『**建設汚泥の再資源化・縮減率の減少**』など3項目を抽出

○今後、実施すべき施策として、『**建設汚泥の再資源化・縮減等及び建設発生土の有効活用の促進**』など3項目を設定

「建設リサイクル推進計画2020(案)」概要②

●建設リサイクル推進計画2020(案)の目標値

※下段の（ ）は全国計画の値を示す

対象品目		2018年度目標 (推進計画2014)	2018年度 実績	2024年度達成基準	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (99%以上)	99.1% (99.5%)	99%以上 (99%以上)	再資源化率が低下しないよう 現状を維持する
	コンクリート塊	99%以上 (99%以上)	99.1% (99.3%)	99%以上 (99%以上)	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上 (95%以上)	90.1% (96.2%)	96%以上 (97%以上)	再資源化率向上の検討を行い ながら引き続き現計画の目標 達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上 (90%以上)	78.8% (94.6%)	95%以上 (95%以上)	再資源化率向上の検討を行い ながら現計画の目標達成を目 指す
建設混合廃棄物	排出率※1	2.5%以下 (3.5%以下)	1.3% (3.1%)	3.0%以下 (3.0%以下)	排出率が上昇しないよう現状 を維持する
	再資源化・縮減率	50%以上 (60%以上)	54.4% (63.2%)	— (—)	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上 (96%以上)	96.2% (97.2%)	96%以上 (98%以上)	再資源化率・縮減率が低下し ないよう現状を維持する
建設発生土	建設発生土 有効利用率※2	78%以上 (80%以上)	72.2% (79.8%)	80%以上 (80%以上)	有効利用率向上の検討を行い ながら現計画の目標達成を目 指す

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

建設副産物等の取り組み

「建設リサイクル推進計画2020(案)」概要③

●九州地方において建設リサイクルに関する個別課題 <3項目>

(1) 建設汚泥の再資源化・縮減率の減少

・建設汚泥の再資源化・縮減率が78.8%と全国(94.6%)より低く、十分な取り組みの成果が発現しているとは言えず、低下の要因を究明する必要がある。

(2) 建設発生土の有効利用率の低迷

・建設発生土については、「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」の活用により有効利用の促進を図っているが、認知度が低く、参加者数が伸び悩んでいるのが一つの要因となっている。また、自然災害等の復旧工事において建設発生土の有効利用率が低く、これも影響していると考えられる。

(3) 再生クラッシュランのストック状況の把握の改善

・産業廃棄物処理業者と連携して、再生クラッシュランのストック状況を構成機関に提供したが、情報更新頻度が少なく、リアルタイムな情報提供まで至らなかった。

●九州地方において実施すべき施策 <3項目>

(1) 建設汚泥の再資源化・縮減及び建設発生土の有効利用の促進

・建設汚泥の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率が低い原因と想定される工事における建設汚泥のリサイクル技術の活用や建設発生土のマッチング方法等について検討する。

(2) 継続・拡充する取り組み

- (イ) 再生クラッシュランのストック状況を把握し、各地区別に必要な情報を提供する。
- (ロ) 建設発生土の有効利用の促進として、官民有効利用マッチングシステムの活用推進に取り組む。

(3) 縮小・見直しする取り組み

・建設発生土の受入地について、登録制度の導入を推進し、過剰な処分場の乱立防止や問題がある受入地への搬出防止等、一定の効果は認められた。また、土砂条例等が制定され、適正な処理等を確保する仕組みが一定程度構築されたので、新たな受入登録制度の検討については各機関に委ねる。

建設副産物等の取り組み

・建設リサイクル法第11条通知の徹底

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

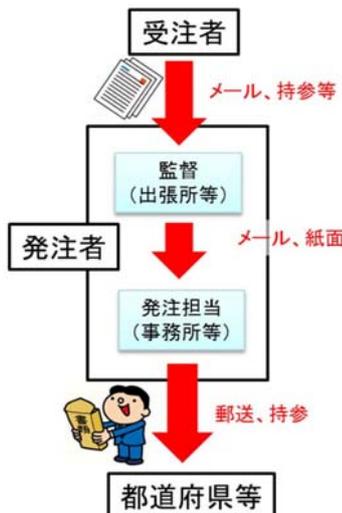
(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(国等に関する特例)

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

■通知の流れ



■通知書

通知書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により別表イの通知をします。

知事 殿
通知書管理 氏名
官庁所在地 電話番号
TEL

特定建設資材の利用に関する計画の通知 別表イ
特定建設資材廃棄物の発生量の見込みの通知 別表ロ

公表日欄	印刷欄
署名欄	印欄
備考欄	
送達日	

再生資源利用計画書（別表イ、ロ）

別表イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

別表ロ 再生資源利用計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

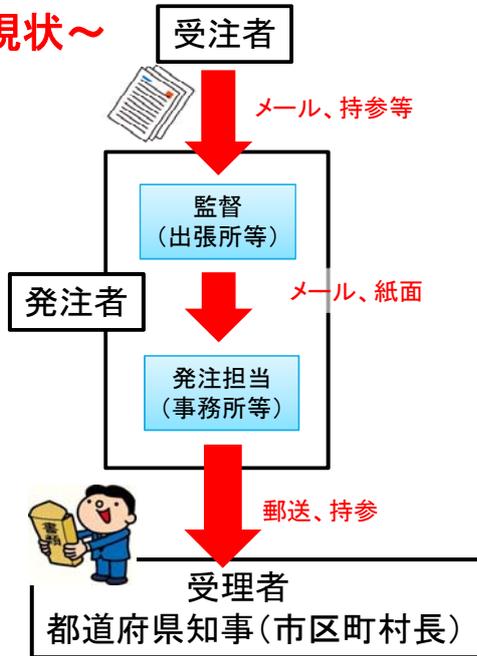
再生資源利用計画書は、建設資材搬入工事用と建設副産物搬出工事用の2種類があり、それぞれが詳細な表形式で記載されています。

・建設リサイクル法第11条通知手続きの効率化及び通知漏れ防止の取り組み

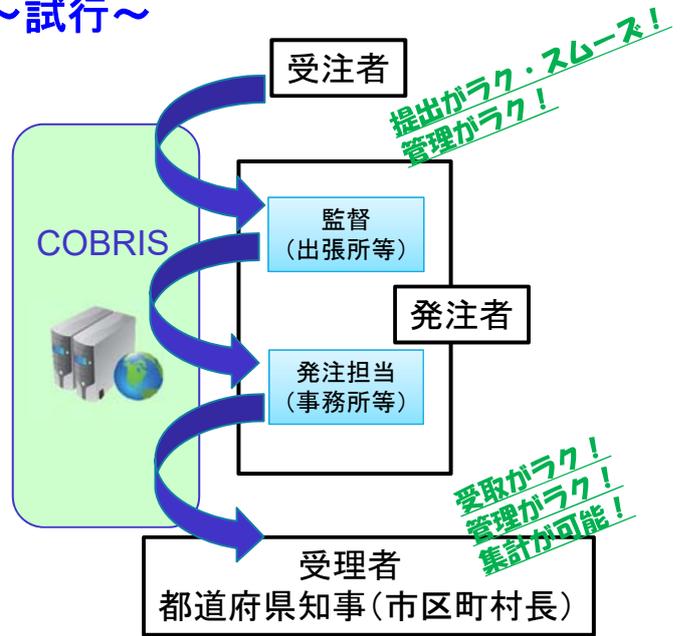
【電子化（試行）による通知】

- ・建設リサイクル法第11条通知は、決裁後、郵送・持参など紙面で通知しており、時間と手間がかかっているところ。
- ・電子化にすることにより、発注者、受注者双方の業務の効率化に繋がるとともに、受注者がCOBRISの入力を行うことにより、発注者が意識しなくても第11条通知の手続きの準備が進められる。

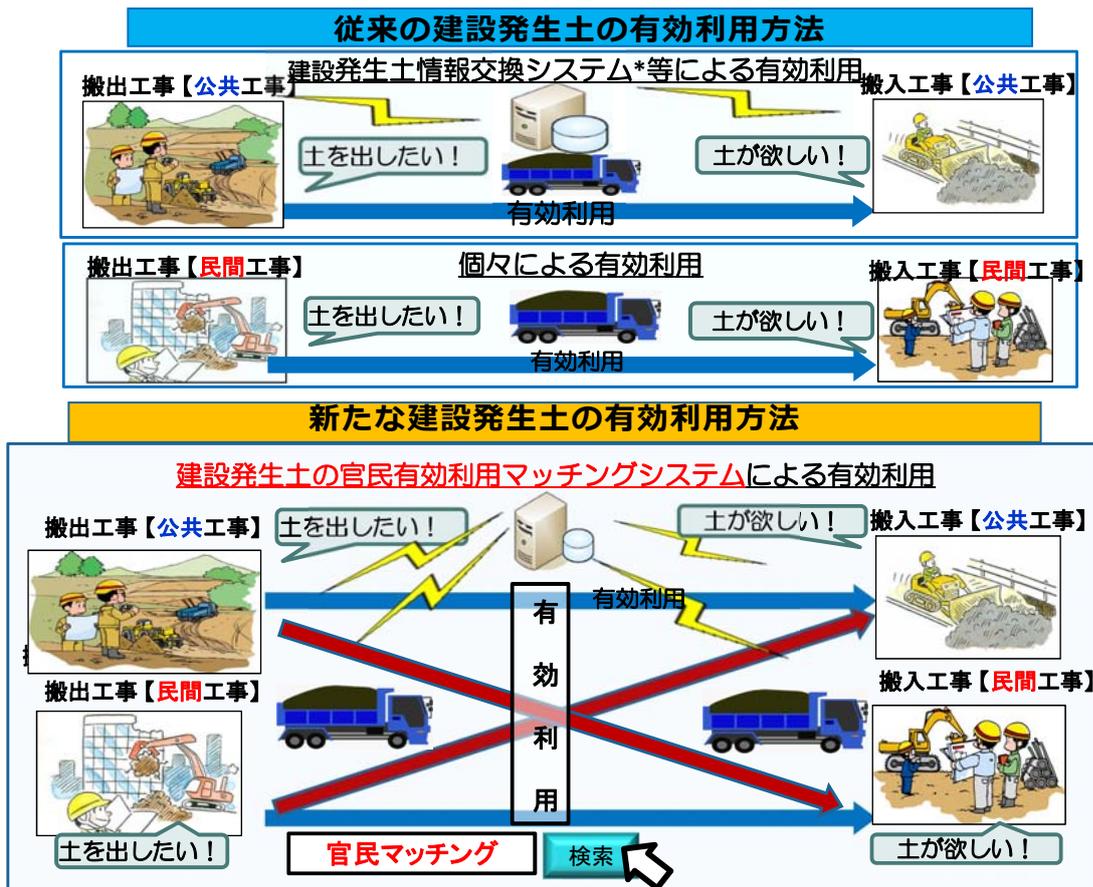
～現状～



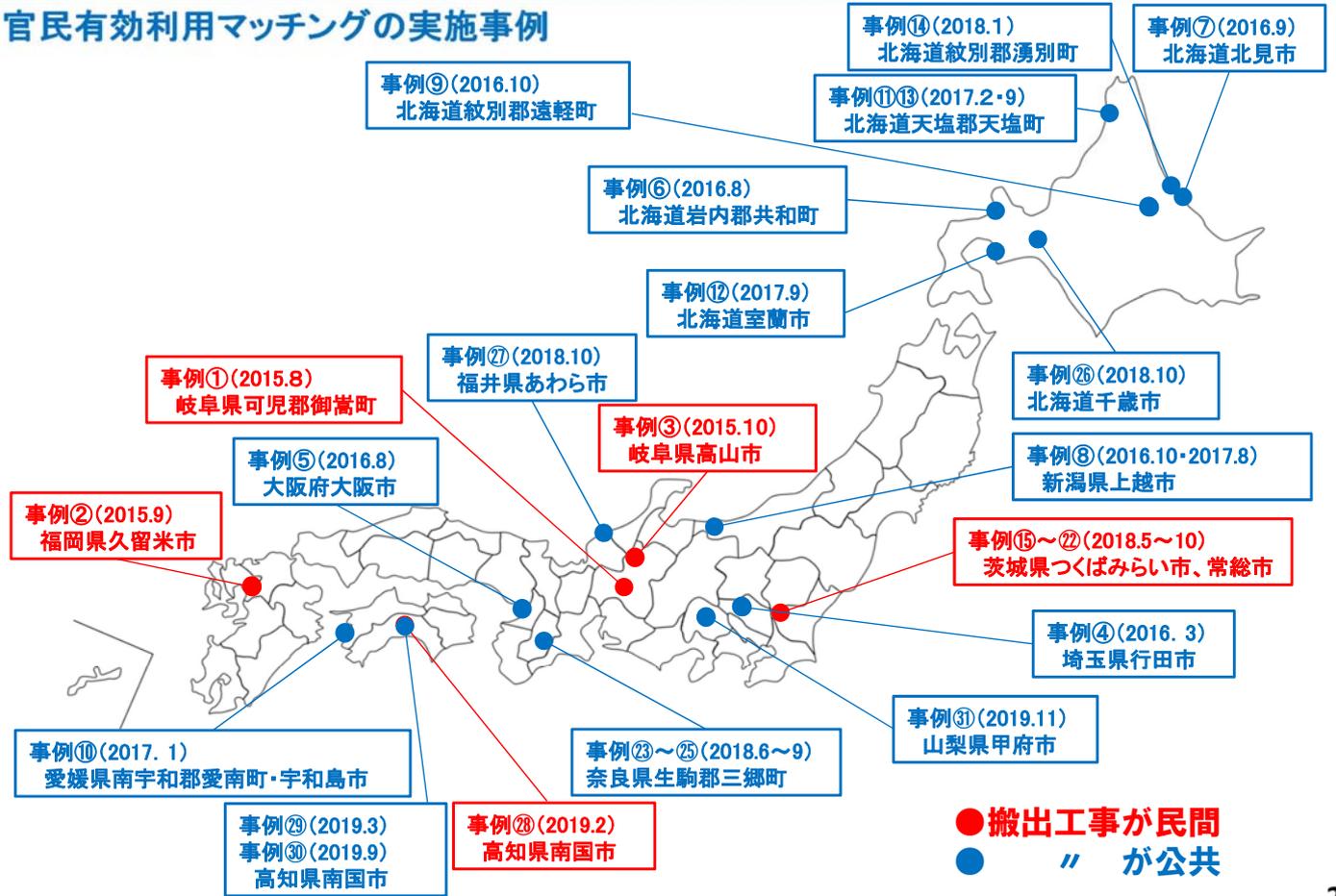
～試行～



・官民マッチングの実施範囲(イメージ)



・官民有効利用マッチングの実施事例



9. 業務の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注

- 九州地方整備局では、平成19年度より総合評価落札方式の試行・導入を図ってきたところであり、それまでの主な調達方式であったプロポーザル方式と価格競争を含めて業務特性に応じた運用に努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われた。改正品確法における受発注者の責務（働き方改革の推進、生産性向上への取り組み、災害時の緊急対応強化、調査・設計の品質確保）をいかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れ、実現していくかが重要である。
- 令和2年度は、担い手育成・確保の取り組みとして、入札参加機会の公平性を確保しつつ、若手技術者、女性技術者に加え、ベテラン・シニア技術者を活用する「担い手育成型」、近年頻発する災害対応でその重要性が増している地域コンサルタント等の継続的な技術力向上と競争参加機会の拡大を図る「技術提案チャレンジ型」、技術者の業務成績と実施方針の配点ウェイトを拡大して業務成果の品質確保を図る「技術者評価重視型」の試行を継続する。
- また、働き方改革関連法案の成立により、長時間労働の是正などが求められていることから、入札・契約手続きを簡素化した「一括審査方式」の試行を継続するとともに、技術提案資料作成及び審査の簡素化と手続き期間の短縮を図るための「簡易型ショート版」、さらには技術提案資料の文字数制限により、作成及び審査を軽減する「技術提案簡素化型」を新たに試行する。

総合評価方式（一部プロポーザル方式）の改定のポイント

R2年度からの新たな取り組み

1. 総合評価落札方式（簡易型ショート版）の試行

現行の発注形式のうち最も実施件数が多い「総合評価落札方式（簡易型）」を対象として、技術提案資料作成及び審査の簡素化と手続き期間の短縮を図るため、「簡易型ショート版」を試行する。【令和2年8月1日以降公告業務より】

⇒ 試行：総合評価落札方式（簡易型ショート版）

参加表明書と技術提案書を同時提出→入札参加者を選定、技術提案書を審査（手続き期間35日程度）

技術提案書の記載内容は「実施方針」か「業務実施にかかる留意点」を発注者が指定し、文字数400字以内で記載（実施フロー、工程表等の図表は添付不可）

2. プロポーザル方式等における技術提案簡素化型の試行

プロポーザル方式、総合評価落札方式（簡易型・標準型）について、技術提案書の作成及び審査を軽減するため、文字数を制限した「技術提案書簡素化型」を試行する。

~~【令和2年8月1日以降公告業務より】~~ ⇒新型コロナウイルス対応のため令和2年4月20日以降公告に前倒し

⇒ 試行：実施方針は800字以内で記載（実施フロー、工程表は現行どおり添付）

評価テーマに対する提案は1200字以内で記載（図表は参考添付可だが評価しない）

3. 業務成績対象期間の見直し及び切り替え時期の変更

業務成績の対象期間について、平均評定点算出の簡略化を図るため、対象年度を年度区切りに見直す。【令和2年8月1日以降公告業務より】

⇒ 変更：平成●●年度～令和■年度まで（発注前年度まで）に完了した業務

また、業務成績対象期間の切り替え時期については、表彰実績の対象期間切り替え時期に合わせて、今後は4月から8月へ変更する。

⇒ 変更：8月1日以降公告するものから適用開始

4. 災害復旧等功労者表彰の取り扱い変更

参加表明者（企業）の経験及び能力の評価で使用している災害復旧等功労者表彰について、業務部門、支援・協力部門（役務）を評価対象に加える。【令和2年8月1日以降公告業務より】

⇒ 現行：災害復旧等功労者表彰の対象 業務部門

⇒ 変更：災害復旧等功労者表彰の対象 業務部門、支援・協力部門

1. 試行業務の実施状況について

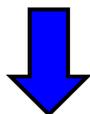
試行業務名	試行概要	試行開始時期	H31年度の実施件数（速報値）		R2年度の方針	九州独自
			試行実施件数	対象業務		
1 担い手育成型	平成27年度より導入した若手・女性技術者の登用を促す試行業務をリニューアル。技術者の高齢化を背景として活用機会の確保を目的として、平成31年度より3試行を集約しベテラン・シニア技術者を加えた。	H31年度	試行実施件数 27業務	対象業務 総合評価落札方式全般	継続	○
2 技術提案チャレンジ型	地域の防災力の維持、既存インフラの維持管理を担う観点から、地場企業の技術力向上を目的に、受注機会が無い企業へも同等に競争参加の機会を与える。平成31年度より受注（契約）実績を評価項目に加えた。	H29年度	試行実施件数 11業務	対象業務 地質調査、測量のうち価格競争入札方式で発注していたもの。H31年度からは「土木コンサル」を追加し、総合評価方式（難易度が低いもの）に対象を拡大。	継続	○
3 技術者評価重視型	評価テーマに代わり、技術者の業務成績と実施方針の配点ウェイトを拡大することで、業務成果の品質を確保する。	H26年度	試行実施件数 3業務	対象業務 堤防・護岸設計 道路予備設計（用地幅） 構造物予備（一般） 構造物詳細・補修設計（一般） 道路詳細（一般）	継続	
4 一括審査方式	同一内容の業務かつ同時期の発注が予定されている場合、競争参加者からの提出資料を一部省略し、受発注者双方の業務負担の軽減を図る。複数の業務に参加表明できるが、落札決定通知を受けた場合は、それ以外の業務を受注出来ない。	H29年度	試行実施件数 55組（137業務）	対象業務 総合評価落札方式全般	継続	○
5 簡易型ショート版	従来の技術提案書（実施方針、実施フロー、工程表）を簡素化し、併せて参加表明書と技術提案書を同時提出、手続き期間の短縮を図る。	R2年度	対象業務	総合評価落札方式（簡易型）	新規	○
6 技術提案簡素化型	技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数制限を設ける。	R2年度	対象業務	プロポーザル方式 総合評価落札方式（簡易型・標準型）	新規	○

242

2. 総合評価落札方式（簡易型ショート版）の試行（1/2）

【問題点・要望】

- 発注者：参加表明書の資料確認に時間を要している。
技術提案書（膨大な文字数）の審査に時間を要している。
- 受注者：働き方改革への対応もあり、技術提案の簡素化をお願いしたい。
手続き期間を短くしてほしい。



技術提案資料作成及び審査の簡素化と手続き期間の短縮を図る。

手続き期間短縮

参加表明書と技術提案を同時に提出。
企業と技術者の合計評価点で上位10社を選定し、技術提案書の審査は上位10社のみ行う。
従来の平均45日が35日程度に短縮できる。

技術提案書の簡素化

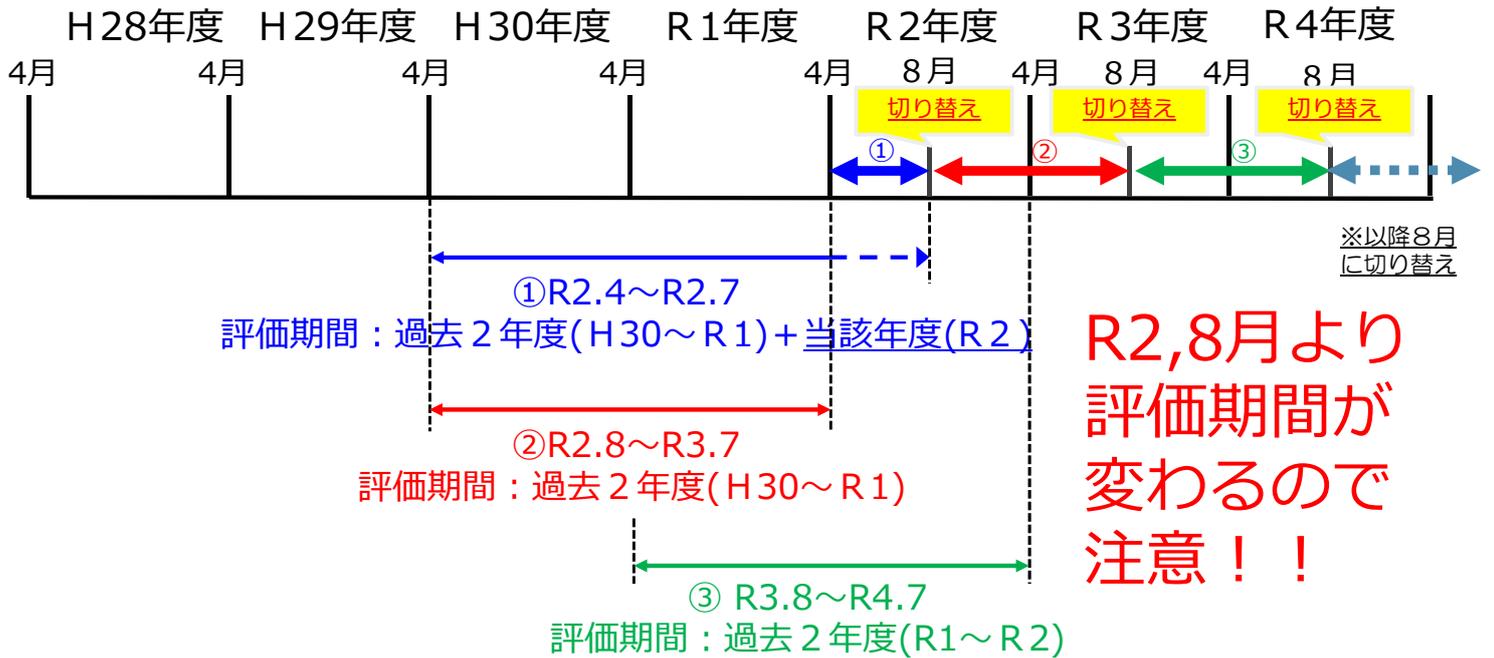
技術提案書に文字数制限（400字以内、A4版1枚）、図表・写真は添付不可とする。
求める記載内容については、「実施方針」または「業務実施にかかる留意点」を発注者が指定する。
「業務実施にかかる留意点」は発注者が設定する。

※現行の一括審査方式との併用により、契約手続きの更なる軽減が期待できる。

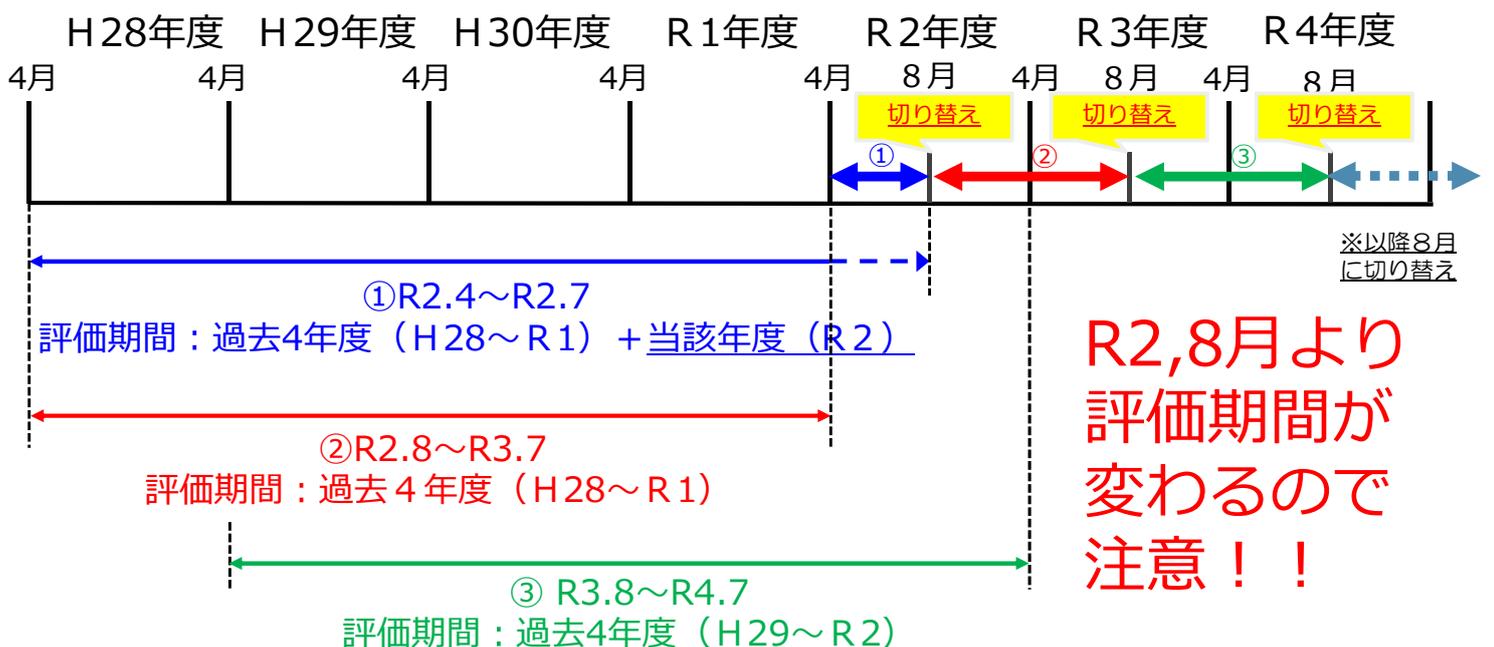
本試行は、周知期間を考慮し、原則、令和2年8月1日以降公告業務より試行開始とする。

243

【切り替え時期と評価期間《企業》】



【切り替え時期と評価期間《技術者》】



5. 災害復旧等功労者表彰の取り扱い変更（1/2）

参加表明者（企業）の経験及び能力の評価における「災害復旧等功労者表彰」について、業務部門（①②以外）、支援・協力部門（役務）の評価項目を新たに設定する。

令和2年度8月以降公告の場合

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去2年間（令和元年度（平成30年度完了業務）～令和2年度（令和元年度完了業務））の優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験等について、下記の順位で評価する。

- ①令和元・2年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。
- ②令和元・2年度における九州地方整備局の事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。
- ③令和元・2年度における九州地方整備局以外の局長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「〇〇」の表彰実績有り。
 - ・平成30・令和元年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰（技術賞（団体）の部）有り
 - ・平成30・令和元年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り
 - ・令和元・2年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労者の業務部門（上記①②以外）の表彰実績有り。
 - ・令和元・2年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労者の支援・協力部門の表彰実績有り。
- ④上記以外の場合。

ピンク網掛部を追記

表彰年次の切り替えに併せて、令和2年8月1日以降公告業務より適用開始とする。

5. 災害復旧等功労者表彰の取り扱い変更（2/2）

例）土木関係建設コンサルタント業務「河川」の場合

- ①令和元・2年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。
- ②令和元・2年度における九州地方整備局の事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。
- ③ ~~~~~ 中 略 ~~~~~
 - ・令和元・2年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労者の業務部門（上記①②以外）の表彰実績有り。
 - ・令和元・2年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労者の支援・協力部門の表彰実績有り。
- ④上記以外の場合

上記①②以外とは

⇒①②で記載している業務区分【土木関係建設コンサルタント業務「河川」】以外の部門のこと。
（右表の「×」の部門）

＜災害復旧等功労者表彰 業務、支援・協力部門一覧＞

災害復旧等功労者表彰	業務部門		
		業務・土木(河川)部門	
	業務・土木(道路)部門		×
	業務・土木(道路・河川)部門		○
	業務・土木(公園)部門		×
	業務・土木(機械)部門		×
	業務・土木(電気通信)部門		×
	業務・測量部門		×
	業務・地質部門		×
	業務・建築部門		×
	業務・補償部門		×
	支援・協力部門	支援・協力部門	

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- 設計業務委託等技術者単価は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）の積算に用いるための単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて決定。

2. 令和2年度技術者単価の概要

【全職種平均】 40,260円 対前年度比 **+3.1%** (H24比) **(+28.8%)**

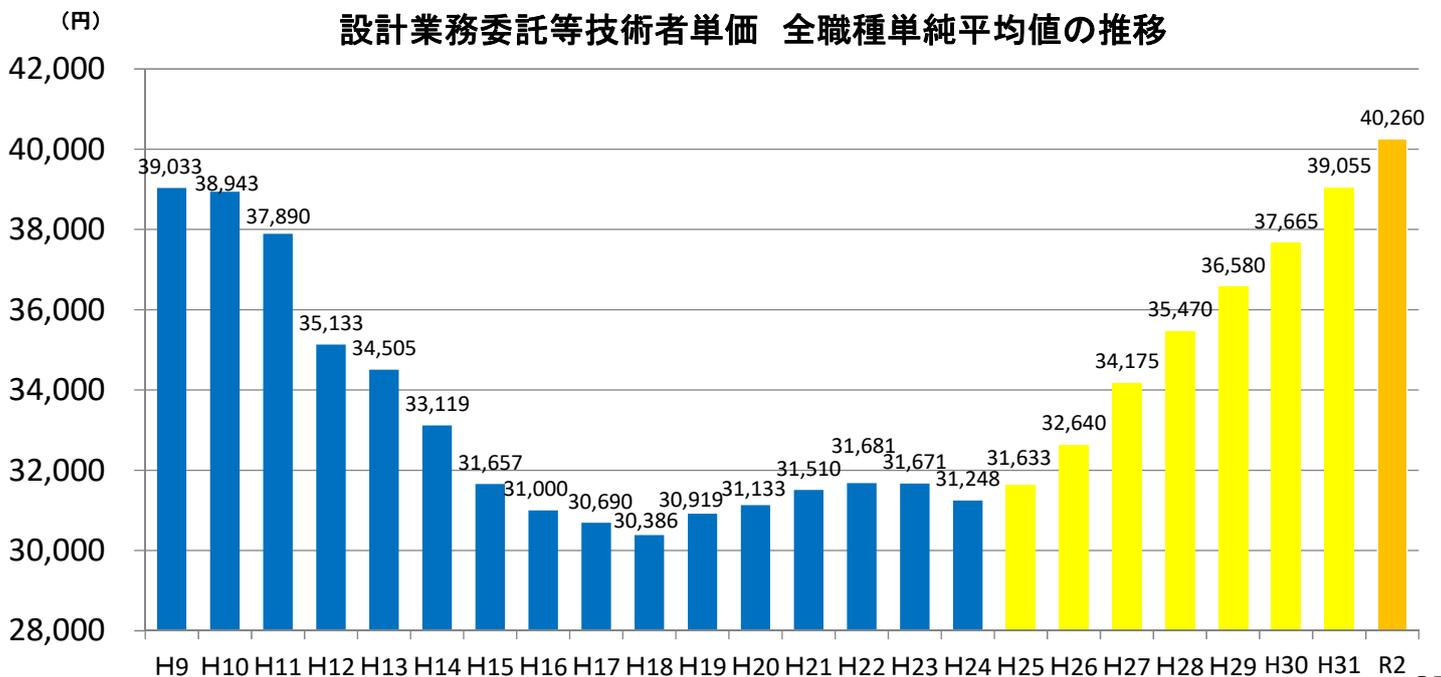
(内訳)	対前年度比	(H24比)
設計業務 平均 48,543円	+2.6%	(+26.6%)
測量業務 平均 33,600円	+3.0%	(+48.1%)
航空・船舶関係業務 平均 38,080円	+4.2%	(+25.5%)
地質調査業務 平均 35,667円	+2.8%	(+30.8%)

(参考) 近年の技術者単価の伸び率 (全職種平均)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	(H24比)
全職種 :	+0.4%	+4.7%	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	(+28.8%)

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ **全職種平均 40,260円** 平成31年3月比 ; **+3.1%**
 (平成24年度比+28.8%)



- 令和元年度、旅費交通費の原則率化(宿泊、滞在を伴う業務は対象外)について、設計業務等標準積算基準書(参考)を一部改定したところである。
- 令和2年度、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても原則率化等により、積算の効率化を図る。

◆ 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費

従来の積算方法



宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費は積上げにより算出

改訂後の積算方法

区分	旅費	旅費の上限(千円)
測量業務	直接人件費の0.83%	313
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904

※ 旅費 = (直接人件費または直接調査費) × 率 … ①

区分	日当・宿泊料(千円)
測量業務	7.3X
地質調査業務	6.6X
土木設計業務	9.1X
調査、計画業務	9.1X

※ 日当 + 宿泊料 = 係数 × X … ② X: 延べ宿泊日数、滞在日数(日)

宿泊、滞在を伴う業務に係る**旅費の率化、日当、宿泊料を数式化**
 ⇒ 率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出
 ※ 旅費交通費 = ① + ② + ③

【注意点】

「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、従来どおり別途計上

※ 往復旅行時間にかかる直接人件費
 = 基準日額(技術者単価) × 移動日数 … ③

低入札価格調査基準(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う**測量業務**を対象に、低入札価格調査基準の範囲の**上限を80%から82%へ引き上げ**
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う**地質調査業務**を対象に、低入札価格調査基準の**諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ**

	H22.4~H23.3	H23.4~ H28.3	H28.4.1~	H29.4.1~	H31.4~
測量	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.40	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.40	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.45	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.48	【範囲】 予定価格の 60~ 82% 【計算式】 ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.48
土木 コンサル	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・技術経費 × 0.60 ・諸経費 × 0.50	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.30	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.45	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.48	【範囲】 予定価格の 60~80% 【計算式】 ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.48
地質	【範囲】 予定価格の 2/3~85% 【計算式】 ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.75 ・諸経費 × 0.40	【範囲】 予定価格の 2/3~85% 【計算式】 ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.75 ・諸経費 × 0.40	【範囲】 予定価格の 2/3~85% 【計算式】 ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.45	【範囲】 予定価格の 2/3~85% 【計算式】 ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.45	【範囲】 予定価格の 2/3~85% 【計算式】 ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.48

10. 業務の効率と品質向上対策

設計業務の品質確保対策

- ・設計業務等は、事業の上流に位置していることから、その成果が工事に与える影響は大きい。近年、特に設計業務の成果に不備が施工段階において発見されるなど、その品質低下が懸念されていることから、効果的な対策を講じることが急務となっている。
- ・九州地方整備局としては、設計業務等における成果品の品質確保対策として、以下に取り組んでいるところです。

○低入札対策及び低入札時における取り組み

入札公告時の取組

- 履行体制確認型総合評価落札方式の実施〔平成22年6月1日から〕
 - ・平成25年度から全ての総合評価落札方式で発注する建設コンサルタント業務等で予定価格が5百万円を超える業務に拡大。

入札手続き期間中

- 業務実績評価の制限〔平成21年2月23日から〕
 - ・業務成績が70点未満の場合、業務実績として認めない。
- 配置予定技術者の手持ち業務の制限〔平成21年10月19日から〕
 - ・当初の設定の手持ち業務金額4億円未満、件数の合計10件未満からそれぞれ2億円未満、5件未満（補償コンサル業務においては当初の設定の手持ち業務金額1億円未満、件数の合計10件未満から、手持ち業務金額1億円未満、件数の合計5件未満）に読み替える。

履行期間中

- 監督の強化〔平成21年2月23日から〕
 - ・測量、地質調査業務などの外業の現地履行確認体制の強化。（主任技術者の現場常駐の義務づけ）
 - ・業務の節目毎に行う照査について、管理技術者及び照査技術者により調査職員に説明。
 - ・担当技術者にも有資格者であることを求める。
- 第三者による妥当性確認の義務付け
 - ・自社の照査とは別に、第三者による妥当性確認を明示（実施）。〔平成21年2月23日から〕
 - ・第三者照査を実施する技術者資格を技術士（総合技術管理部門又は建設部門）を有する者に強化。〔平成21年7月7日から〕
 - ・第三者照査の実施にあたっては、設計業務成果点検用チェックシートにより実施。〔平成21年7月7日から〕

○適正な履行期間の設定と履行期限(納期)の平準化

○ 適正な履行期間の設定〔平成23年4月から〕

- ・ 業務内容を踏まえ、業務実施に過不足のない適正な履行期間を設定する。
〔原則、設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)より設定〕

○ 詳細設計業務における履行期間設定支援(試行)〔平成29年11月から〕

- ・ 労働環境の改善及び業務特性に応じた「照査期間」の確保を目的に、「履行期間設定支援ツール」を活用し、詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づいた履行期間を設定する。

○ 履行期限(納期)の平準化〔平成23年4月から〕

九州目標	4~12月	1月	2月	3月
令和元年度 目標値(※1)	30%以上	30%以上		40%以下
九州目標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和2年度 目標値(※1)	5%以上	15%以上	20%以上	60%以下

※1:測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。

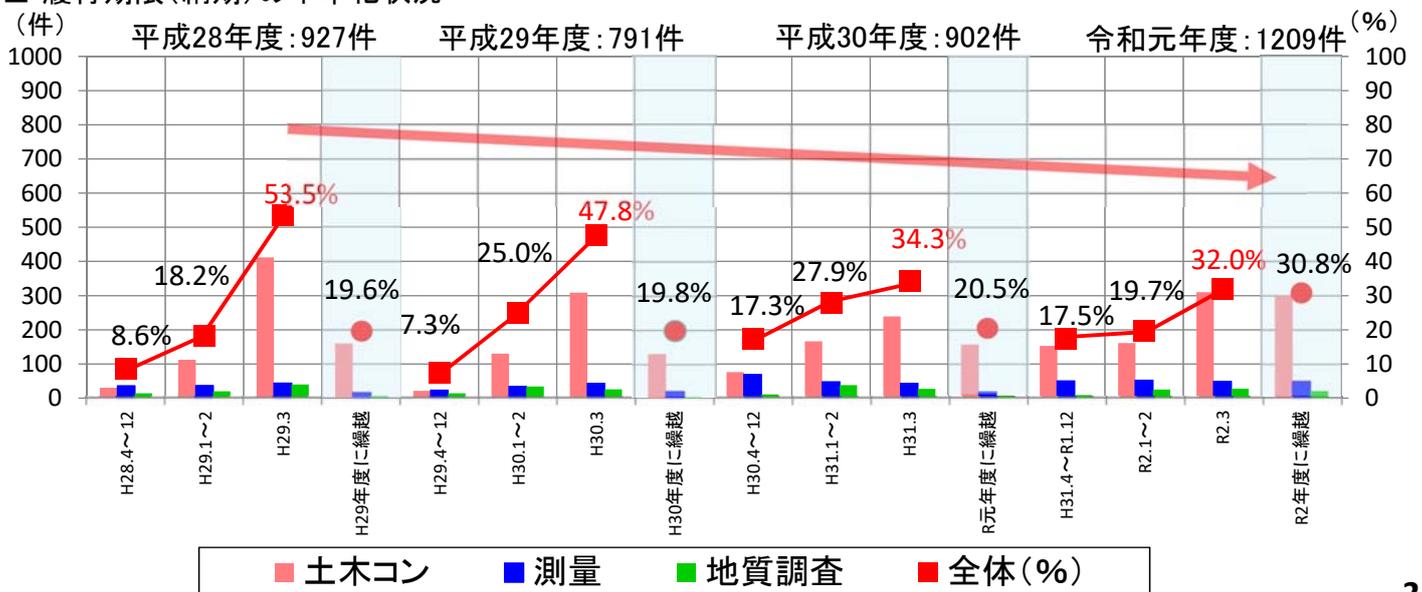
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。)

業務の納期平準化(H28年度~R1年度)

○履行期限(納期)の平準化状況

- ・ 国債制度の活用や早期発注及び翌債・繰越し制度の活用により、履行期限(納期)の平準化を推進。
- ・ 令和元年度の3月納期の割合は、土木コンサル、測量、地質調査の業種全体では32.0%であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等により、令和2年度への繰越が増え30.8%であった。

■ 履行期限(納期)の平準化状況



○詳細設計業務における履行期間の設定支援(試行)

- 詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づき履行期間を設定できる履行期間設定支援ツールを作成。
- 「契約金額」「主たる工種」から実績に基づく条件確定時期等までの標準的な作業期間を表示。
- 本ツールを発注時の履行期間の設定に活用、契約後は業務スケジュール管理表として活用する試行業務を実施。
- 蓄積される実績データをさらに分析し、各作業の標準期間の設定支援を改善予定。

業務スケジュール管理表 【履行期間設定支援型】

契約金額: 450,000,000
主たる工種: 道路設計(詳細設計)
履行期間: 平成29年4月11日 ~ 平成30年4月11日

作業日数は、休日を除外した日数でカウント

「契約金額」「主たる工種」の情報から、標準的な作業完了時期を表示(※)

- ① 設計条件の確定(第1回照査報告)
- ② 報告書とりまとめ時期
- ③ 成果照査・納品時期

※実績から平均、標準偏差等に基づき設定。

各項目ごとの作業日数の実績が集計可能。

各項目の着手日、完了予定日を入力することでバーチャートを自動表示。

参照:分類データ

【契約金額】

- ① 1,000万円未満
- ② 1,000万円~2,000万円
- ③ 2,000万円~3,000万円
- ④ 3,000万円~4,000万円
- ⑤ 4,000万円~5,000万円
- ⑥ 5,000万円以上

【主たる工種】

- ① 道路橋設計【詳細設計】
- ② 道路設計【詳細設計】
- ③ トンネル設計【詳細設計】
- ④ 河川構造物設計【詳細設計】
- ⑤ 砂防構造物設計【詳細設計】
- ⑥ その他設計【詳細設計】
- ⑦ その他業務

※ただし、「⑦その他業務」については設定支援のハイライト表示機能は未実装。履行期間の蓄積のための活用を想定。

(※) 今回の試行版では、①~③をハイライト表示する機能を具備。次年度以降、実績データに基づき、個々の作業項目毎の標準期間の確認できるよう改善

○詳細設計業務における履行期間の設定支援(試行)

- 各項目の作業期間について受発注者間でのスケジュールを共有する。

業務スケジュール管理表 【履行期間設定支援型】

契約金額: 450,000,000
主たる工種: 道路設計(詳細設計)
履行期間: 平成29年4月11日 ~ 平成30年4月11日

設定支援結果に基づき履行期間をセット。

発注者側の履行期間設定イメージ

・契約金額、主たる工種等から標準的な業務内容→標準範囲の中央(平均)で各作業が完了

【発注者】⇒ 全体履行期間の設定
設計条件の確定時期(計画)、報告書とりまとめ(計画)、
成果照査・納品(計画)時期が表示された各標準期間内に
収まることを確認した上で履行期間を設定して発注する。

【受注者】⇒ 工程の詳細設定、業務計画の協議
発注者から貸与されたスケジュール表をもとに受注者が実施
体制等を考慮して更新、初回打ち合わせ時に発注者へ提出し
て計画について協議を実施。

【目的】受発注者間の連携を強化し、更なる調査・設計業務の品質確保や労働環境改善等を図る。

◆「いきいき現場づくり」の施策は以下の通り。

①労働環境改善の取組

受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

④円滑な業務を実施するための情報共有

受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組を実施する。

②業務スケジュールの適切な管理

全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。

⑤合同現地踏査

受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

③ワンデーレスポンス

受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

⑥業務適正履行協議（中間打合せ）

受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等のため、業務の中間打合せ等で業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

⑦意見の窓口

受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

① 労働環境改善の取組 ～平成29年度から本格実施～

目的

○受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

概要

○九州地方整備局が発注するすべて業務において、労働環境改善につながる取り組みを実施する。なお、受発注者間で、業務着手時打合せで以下に示す項目から複数項目以上取り組む。

○取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む。

- 1) 月曜日は依頼の期限日としない
- 2) 金曜日は依頼しない
- 3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける
- 4) 17時以降の打合せは行わない
- 5) その他、取り組みが必要と思われる内容

実施体制

○発注者＋受注者（業務着手時の打合せで調整。業務計画書に記載する。）

受注者の勤務形態や業務形態に応じて、取り組みを受発注者間で調整し、取り組む。

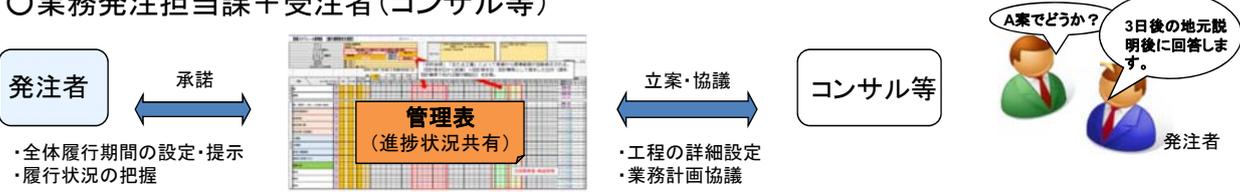


水曜日はお互い定時に帰る事にしようか。
あと勤務時間外の打合せはやめよう。

- 【取組内容の決定】
- 1) 月曜日は依頼の期限日としない
 - 2) 金曜日は依頼しない
 - 3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける
 - 4) 17時以降の打合せは行わない

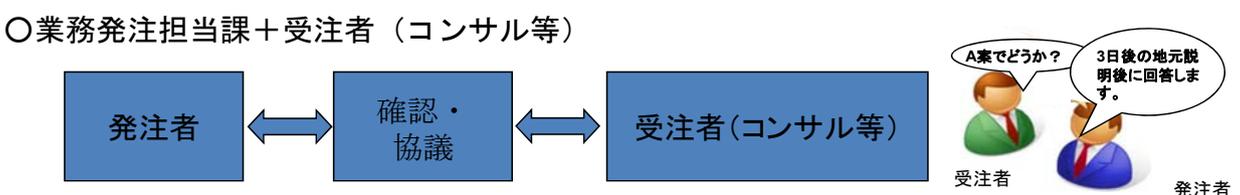
土日は休日なので金曜日の依頼と月曜の期限避けて頂きたい。

② 業務スケジュールの適切な管理 ～平成30年度から本格実施～

<p>目的</p>	<p>○全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。</p>
<p>概要</p>	<p>○業務の受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成し、発注者の承諾を得る。 管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等)</p> <p>○発注者は管理表に記載された測量・調査・設計条件等に関する質問等に迅速に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。 ※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。</p>
<p>実施体制</p>	<p>○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)</p> 
<p>その他</p>	<p>○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。 ○全業務※において、作業項目毎の履行期間の蓄積等のため、「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】」様式を使用する。 ※平成31年度より、検討業務においては「業務スケジュール管理表【検討業務型】」様式になります。</p> <p>○詳細設計については、「業務履行期限設定支援ツール」の活用を原則※とする。 ※業務履行上やむを得ない事情等により履行期間の設定支援ツールを活用することが適切でない判断される場合を除く。</p>

264

③ ワンデーレスポンス ～平成23年3月から実施～

<p>目的</p>	<p>○受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。</p>
<p>概要</p>	<p>○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。</p> <p>○なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。 ※確認・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。</p>
<p>実施体制</p>	<p>○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)</p> 
<p>その他</p>	<p>○受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に確認・協議を行う。 ※確認・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえ、適切な時期に行う。</p>

265

④ 円滑な業務を実施するための情報共有 ～平成29年度から実施～

目的	○受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組に努める。
概要	○成果品のアウトラインやスケジュールの共有に努めるものとし、業務着手時の打合せにおいては、受発注者共に、業務に係わる関係者のうち責任のある立場のものが出席するものとする。 ○メール等の情報伝達の際、調査員と管理技術者のみで行わず、業務に係わる関係者全体で情報を共有しながら、円滑な業務履行を図る。なお、情報共有者は業務着手時の打合せで、受発注者間で協議し決定する。
実施体制	<p>○発注者【関係者】＋受注者【関係者】</p> <p>調査員</p> <p>管理技術者</p> <p>忙しくて、対応できません。1週間待ってください。</p> <p>個々のメールでの対応</p> <p>例の他工事(業務)との調整はどのような状況ですか？</p> <p>【発注者側】主任調査員 調査員 (副所長など関係者)</p> <p>【受注者側】管理技術者 担当技術者 (照査技術者など関係者)</p> <p>グループメールなどで対応 (Outlookの連絡帳など)</p> <p>() は必要に応じて対応</p>

⑤ 合同現地踏査 ～平成23年3月から実施～

目的	○受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。
概要	○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況に関係者が一同に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。 事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等
実施体制	<p>○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者（コンサル等）</p> <p>主任調査職員 または 調査職員</p> <p>監督職員 または 主任監督員と見込まれる者</p> <p>管理技術者</p> <p>発注担当課</p> <p>工事監督員等</p> <p>コンサル等</p> <p>現地</p> <p>立返</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注担当課とは、主任調査職員または調査職員 ・受注者とは、管理技術者、担当技術者 ・工事監督員等とは、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等
その他	○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。 ○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。 (事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど)

⑥業務適正履行協議(中間打合せ) ~平成29年度から実施~

目的	○受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等の解決のため、業務履行上の課題や問題点の解決を図る。
概要	発注者と受注者が設計変更の適切な執行と、その変更に伴う適正な工期を確保することを協議する他、業務履行上の課題や問題点等についても中間打ち合わせ等で協議する。なお、打合せ対象者は、業務を追加する場合などその都度受注者間で協議し決定する。
実施体制	<p>○発注者【関係者】+受注者【関係者】)</p> <p>【例1】</p> <p>発注者 → 業務適正履行協議 (イメージ) (副所長)、主任調査員、調査員、関係者 管理技術者、担当技術者、(関係者) ← 受注者</p> <p>1 検討項目を追加したいが、検討内容と工期とか大丈夫かな?</p> <p>() は必要に応じて対応</p> <p>2 検討項目は、それで十分でだけど、工期は1ヶ月ほしい。</p> <p>【会議の結果】 ・検討項目の追加 ・工期の延伸が決定</p> <hr/> <p>【例2】</p> <p>2 よりよい成果物が出るため、検討ケースを増やそう。工期は大丈夫かな。</p> <p>1 検討を進めていたら、良い案が出てきたけど、検討ケースを増やせないかな?</p> <p>【会議の結果】 ・検討ケースの増 ・工期の延伸が決定</p>

268

⑦意見の窓口 ~平成27年11月から実施~

目的	○受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。
概要	○九州地方整備局発注の業務に従事されている又は従事された技術者からの意見を対象に、「意見の窓口」を活用し業務履行业者と円滑な意思疎通が図られることを目指す
実施体制	<p>○九州地方整備局+履行业者(随時受け付け)</p> <p>九州地方整備局 → 回答投稿 → 意見の窓口 (ホームページ) ← 意見投稿 → 履行业者</p>
その他	<p>◇意見の窓口URL(平成27年11月から実施)</p> <p>http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken2.htm</p>

269

○照査に関する取り組み

○ 設計業務成果品点検用チェックシート(CS)の活用の義務化〔平成23年9月から〕 …〔九州の取組〕

【内容】

・167細目について、共通仕様書〔第1211条(1)設計業務成果概要書または報告書作成〕をチェックシート作成に読み替え作成・提出。なお、主な内容としては、「設計条件」「各部材等の計算結果」「設計フロー」「標準断面図」等を取りまとめる。

○ 照査報告時における照査技術者の同席〔平成24年1月から〕 …〔全国の取組〕

・回数については、「詳細設計照査要領(H11.3)」を準拠し、原則、3回実施する(詳細設計照査要領(H29.3)も同様)。

○ 条件明示チェックシートの作成〔平成24年5月から〕 …〔全国の取組〕

【内容】

・詳細設計業務の発注時において、必要な設計条件等を受注者へ確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するために作成するものである。

※条件明示チェックシートは、予備設計の成果品として納品し、詳細設計発注時に活用する。(条件明示ガイドラインより)

【対象】

- ①道路詳細設計(平面交差点設計含む)、②橋梁詳細設計、③山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、④共同溝詳細設計
- ⑤樋門・樋管詳細設計、⑥排水機場詳細設計、⑦築堤護岸詳細設計、⑧砂防堰堤詳細設計

○ 照査結果の根拠資料提示による照査体制の強化(赤黄チェック)〔平成25年7月から〕 …〔全国の取組〕

・詳細設計業務において、受注者は照査時の確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込んだ資料を残し、その資料を照査根拠として、成果品の納入時に発注者に提示する照査体制強化の取組を試行的に実施。

○ 詳細設計照査要領の改定に基づく照査結果の報告〔平成29年3月から〕 …〔全国の取組〕

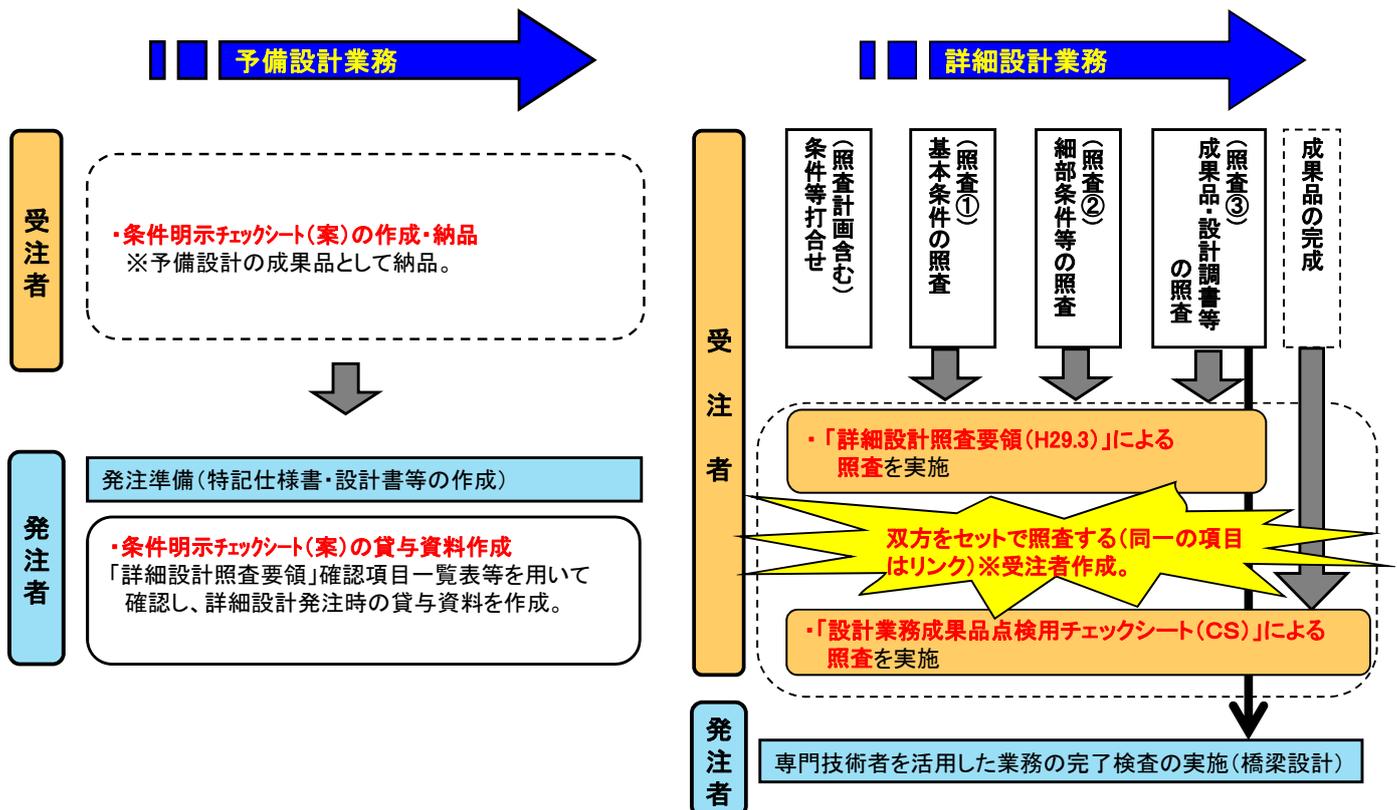
【改定概要】

・関連基準の改定に基づく照査項目の追加、・重要度が高い照査項目の追加 など。

【対象】

- ①樋門・樋管詳細設計、②排水機場詳細設計、③築堤護岸詳細設計、④道路詳細設計(平面交差点、小構造物を含む)
- ⑤橋梁詳細設計(鋼橋、コンクリート協)、⑥山岳トンネル詳細設計(換気検討含む)、⑦共同溝詳細設計、⑧仮設構造物詳細設計

○照査に関する取り組み(フロー)



(参考) 駆け込みホットライン(建設業法違反通報窓口)

■ 駆け込みホットライン (平成19年4月～)

国土交通省
九州地方整備局

法令違反情報の収集体制の強化

- 各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設(平成19年4月より)
- 通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- 法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応
 - ・元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反
 - ・工事の施工現場に関する法令違反
 - ・虚偽の許可申請・経営事項審査による法令違反

駆け込みホットライン通報件数

- 平成29年度 九州地方整備局の実績 274件
(平成28年度 九州地方整備局の実績 150件)
- 法令違反情報の通報のほか、建設業法に関する質問・相談に関するものも相当数寄せられている状況

一建設業法違反通報窓口一
駆け込みホットライン

全国共通

TEL. 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

E-mail. kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



**品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険未加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険未加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関する現場の取組・実態についての情報

<例えば…>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに…

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。



社会保険未加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せいただいた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合がありますので、予めご了承ください。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が継続情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただきます。

E-mail: hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険未加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_0000274

(参考) 防災・減災、国土強靱化のための
3力年緊急対策と令和2年度予算

1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

(※1) うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

おおむね3.5兆円程度

- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3) 避難行動に必要な情報等の確保

おおむね2.8兆円程度

おおむね0.5兆円程度

おおむね0.2兆円程度

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

おおむね3.5兆円程度

- (1) 電力等エネルギー供給の確保
- (2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3) 陸海空の交通ネットワークの確保
- (4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね0.3兆円程度

おおむね1.1兆円程度

おおむね2.0兆円程度

おおむね0.02兆円程度

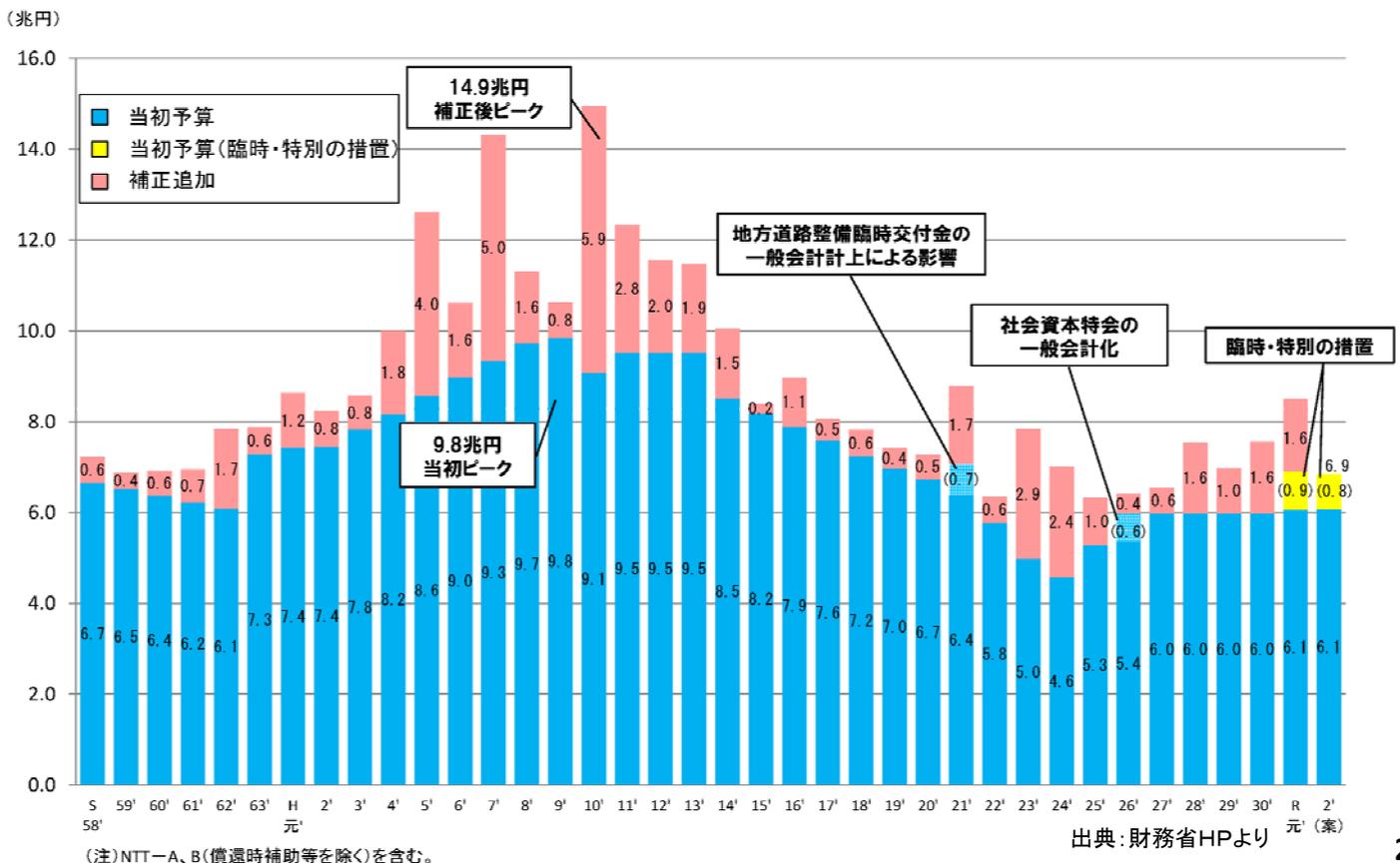
3. 本対策の期間と達成目標

○期間：2018年度(平成30年度)～2020年度(平成32年度)の3年間

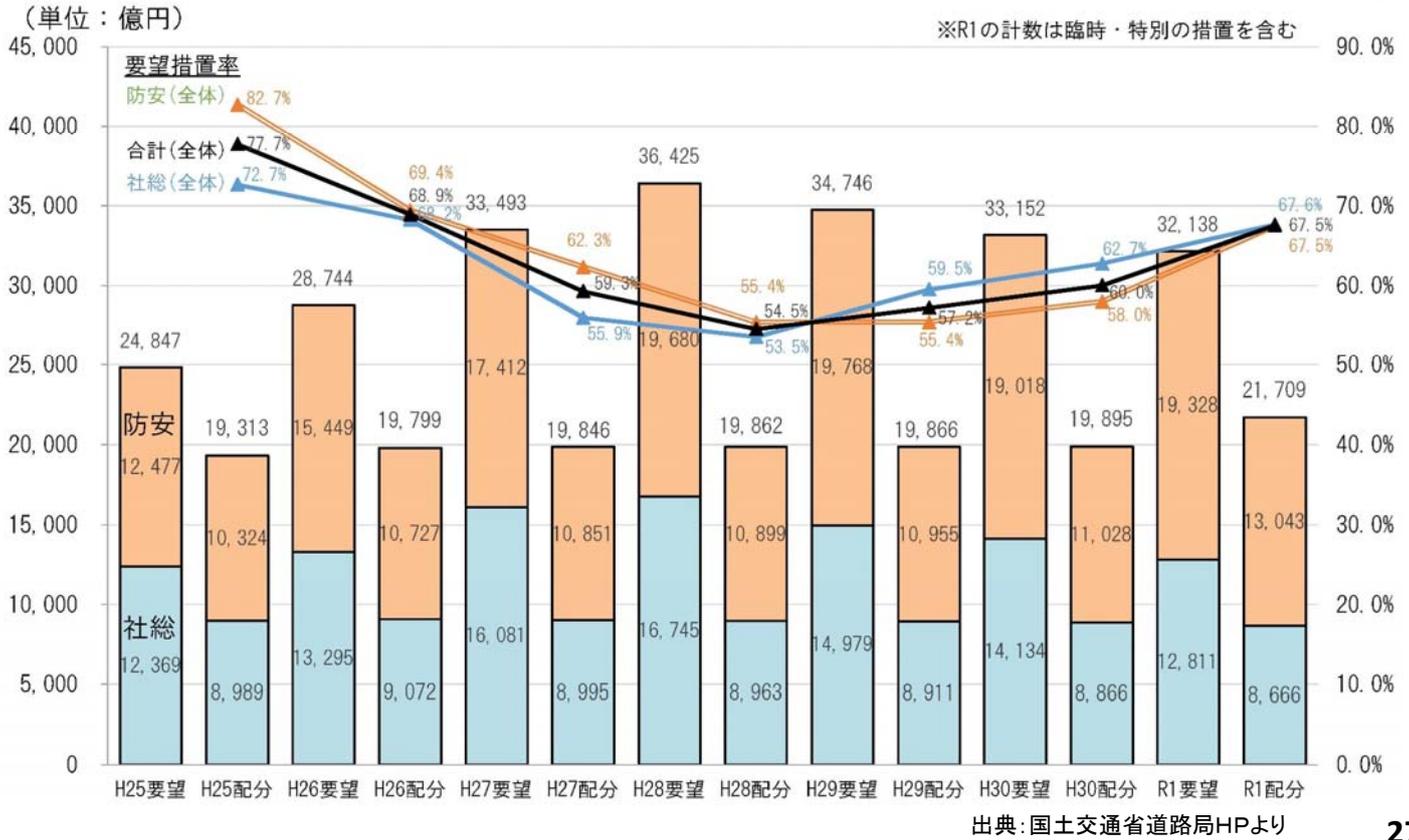
○達成目標：防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

公共事業関係費の推移(政府全体)

公共事業関係費の推移 (S58年度～)



社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の要望額・配分額等の推移



九州地方整備局の令和2年度当初予算

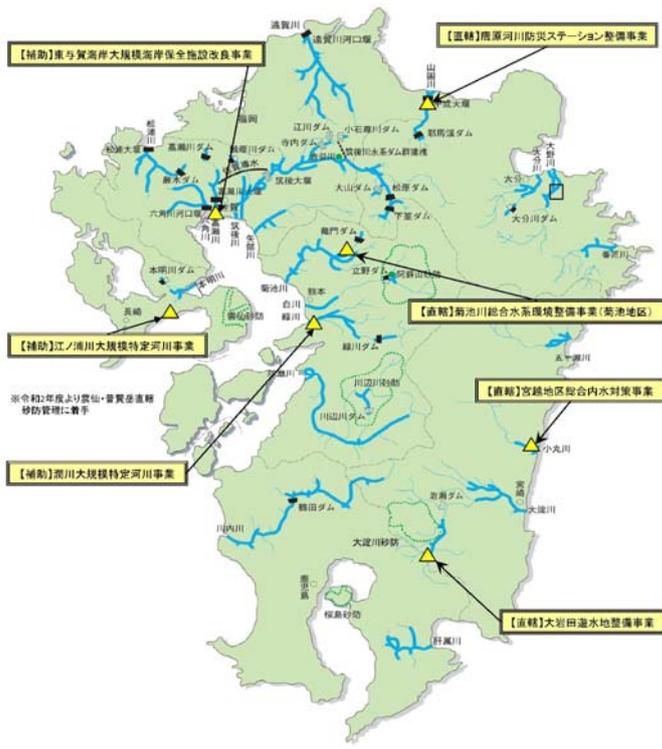
当初予算の比較

(事業費ベース、単位：億円)

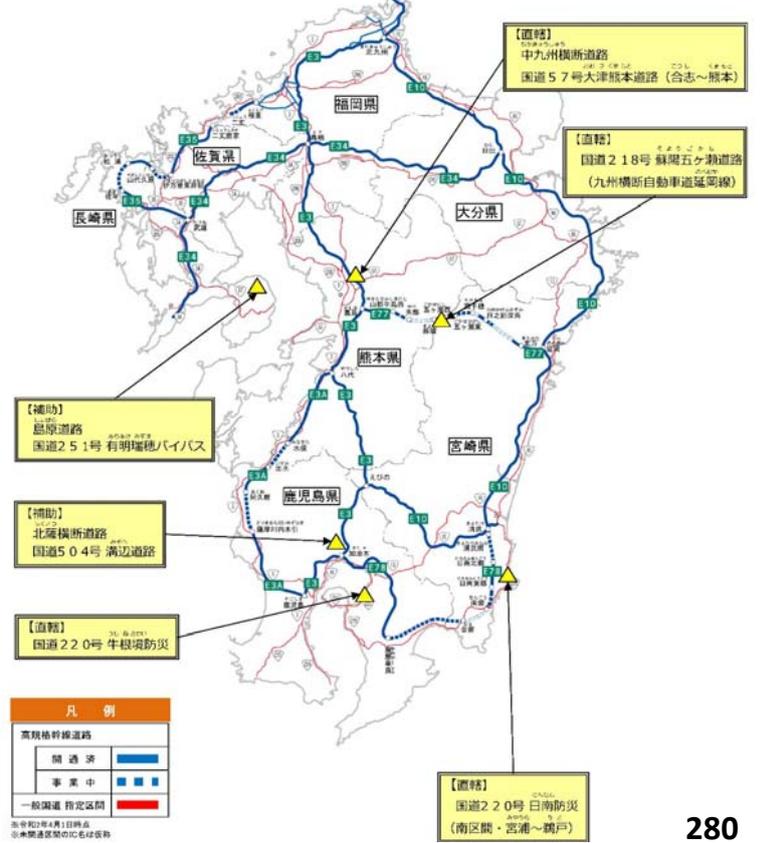
区分		令和2年度	対前年度倍率	通常分	防災・減災、国土強靱化のための緊急対策	平成31年度
		(A)	(A/D)	(B)	(C)	(D)
直轄事業	本省配分	2,352	1.03	2,068	284	2,290
	一括配分	881	1.03	775	107	859
	九州地整計	3,233	1.03	2,842	391	3,150
	全国	28,814	1.00	25,112	3,702	28,695
補助事業等	本省配分	6,750	0.97	5,846	903	6,932
	一括配分	201	1.04	201	0	193
	九州地整計	6,951	0.98	6,047	903	7,125
	全国	59,435	0.98	53,512	5,923	60,498
合計	本省配分	9,102	0.99	7,914	1,187	9,222
	一括配分	1,082	1.03	976	107	1,052
	九州地整計	10,184	0.99	8,889	1,294	10,275
	全国	88,249	0.99	78,624	9,625	89,193

注)補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」の額を含む。
 注)令和2年度当初予算のゼロ国債は除いている。
 注)本表は、工事諸費等を除いている。
 注)端数処理の結果、合計と一致しないことがある。

河川事業



道路事業



公共工事の現状と今後の取り組み(九州地方整備局HP)

国土交通省 九州地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kyushu Regional Development Bureau

AA文字サイズ 標準 大 特大 背景色 白 青 黒 サイトマップ

Qサイト内検索 検索 リンク集

トップページ 防災に関する情報 私たちの仕事 地域・まちづくり 各種相談窓口 **事業者の方へ** 管内事務所

アジアへのゲートウェイ ~新しい風を西から~

記者発表

NEW 04月18日 指名停止措置について

NEW 04月18日 H3 1-3 5 国営海の中道海浜公園運営維持管理業務の入札手続を開始しました

▶ 04月12日 パネル展「熊本地震から3年 復興への歩み」を開催します

建設技術情報等

その他

公共工事の現状と今後の取組

・ **令和元年度 5月版 [PDF]** **③ ここをクリック**

① **ここをクリック**

事業者の方へ

トップページ ▶ 事業者の方へ

- 入札・契約情報
- CALS/EC
- 工事・業務成績評定平均点
- 公共工事の品質確保
- 建設技術情報等** **② ここをクリック**
- 企業・現場従事者表彰等
- 建設産業関係
- i-Construction
- 新技術関係
- いきいき現場づくり(工事)
- いきいき現場づくり(業務)
- コンプライアンス(職場の健康づくり)への取り組み
- 産学官連携関連情報
- 発注予定情報

災害・復旧情報

- 平成30年7月豪雨への対応
- 平成30年6月大阪府北部地震への対応